

第 7 期
市川市
高齢者福祉計画
介護保険事業計画

【平成 30 年度～平成 32 年度】

(素案)

平成 30 年 3 月



目 次

| | |
|------------------------|----|
| 第1章 本計画について | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは | 2 |
| 3 計画の策定体制 | 3 |
| 4 計画の位置づけ | 5 |
| 5 計画の期間 | 6 |
| 第2章 高齢者の現状と見込み | 7 |
| 1 高齢者の状況と今後の推計 | 7 |
| 2 前期高齢者人口と後期高齢者人口の比較 | 8 |
| 3 高齢化率の国との比較 | 9 |
| 4 認知症高齢者の推計 | 10 |
| 5 ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の推計 | 12 |
| 6 要支援・要介護認定者の状況 | 12 |
| 7 介護保険サービス利用者数の状況 | 13 |
| 8 介護施設・在宅医療等の追加的需要 | 13 |
| 第3章 計画策定にあたって | 14 |
| 1 計画策定にあたって | 14 |
| (1) 国の基本的な考え方 | 14 |
| 2 市民等意向調査からの課題 | 15 |
| (1) 介護 | 15 |
| (2) 医療 | 19 |
| (3) 認知症ケア | 25 |
| (4) 予防 | 27 |
| (5) 生活支援 | 32 |
| (6) 住まい | 36 |
| (7) 介護者 | 40 |
| (8) 事業所について | 43 |
| 3 第6期計画の総括 | 46 |
| 基本目標1 予防 | 46 |
| 基本目標2 生活支援 | 46 |
| 基本目標3 医療・介護 | 47 |
| 基本目標4 住まい | 47 |
| 4 地域懇談会・パブリックコメント | 48 |
| (1) 地域懇談会 | 48 |
| (2) パブリックコメント | 48 |

| | |
|------------------------------------|----|
| 第4章 計画の基本理念と取組み | 49 |
| 1 基本理念・基本方針・基本目標 | 49 |
| 2 日常生活圏域 | 52 |
| (1) 日常生活圏域設定の趣旨 | 52 |
| (2) 日常生活圏域の設定 | 52 |
| 第5章 施策 | 54 |
| 1 施策の体系 | 54 |
| 『本市における地域包括ケアシステム推進体制』 | 56 |
| (1) 地域の課題及びニーズの把握・分析【主要施策】 | 56 |
| 基本目標1 「介護予防・生活支援」 | 58 |
| (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進【主要施策】 | 58 |
| (2) 介護予防・生活支援サービスの体制整備【主要施策】 | 62 |
| (3) 福祉コミュニティづくり | 64 |
| (4) 生涯学習環境の充実【主要施策】 | 65 |
| (5) 地域活動の振興【主要施策】 | 66 |
| (6) 就労支援 | 67 |
| (7) 健康づくりの普及と推進 | 68 |
| (8) 生活支援サービスの充実 | 70 |
| (9) 高齢者世帯（ひとり暮らし高齢者等）対策の推進 | 71 |
| (10) 高齢者の権利擁護と措置【主要施策】 | 72 |
| 基本目標2 「医療・介護」 | 75 |
| (1) 在宅医療の普及のための支援 | 75 |
| (2) 在宅医療・介護連携の推進【主要施策】 | 76 |
| (3) 認知症施策の推進【主要施策】 | 78 |
| (4) 介護保険サービスの量の確保 | 80 |
| (5) 介護保険サービスの質の向上【主要施策】 | 81 |
| (6) 地域ケア会議の充実【主要施策】 | 85 |
| (7) 介護サービス情報の提供 | 86 |
| (8) 費用負担の公平化 | 86 |
| (9) 高齢者サポートセンターの機能強化と相談窓口の充実【主要施策】 | 87 |
| (10) 介護人材の確保【主要施策】 | 91 |
| (11) 介護離職の防止 | 92 |
| 基本目標3 「住まい」 | 93 |
| (1) 住宅環境の整備 | 93 |
| (2) 安全・安心対策事業の推進【主要施策】 | 95 |
| (3) 健康・医療・福祉のまちづくり | 96 |
| 第6章 計画の進行管理 | 98 |
| 1 計画の進行管理 | 98 |
| (1) アクティビティ（主要施策及び重点事業）の評価指標等の設定 | 98 |
| (2) アクティビティ（主要施策及び重点事業）の評価 | 98 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| (3) 施策の見直し・改善 | 98 |
| 2 主要施策・指標マップ | 99 |
| 3 アクティビティ（主要施策及び重点事業） | 101 |



本計画について

1 計画策定の趣旨

平成 29 年 4 月 1 日現在、日本の高齢者人口（65 歳以上人口）は 3,489 万 8 千人、高齢化率は 27.5% となっており、近年増加を続けています（出典：「人口推計」（総務省統計局））。本市においても、平成 29 年 9 月 30 日現在、高齢者人口は 100,862 人、高齢化率は 20.8% となっており、平成 27 年に団塊の世代が 65 歳を迎えて以降、高齢者人口はますます増加し、今後も、高齢化がさらに進行し、特に後期高齢者が急増することが予測されています。

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐるさまざまな問題が浮かび上がっています。ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯のますますの増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加、高齢者虐待の危険性、医療の必要性をあわせ持つ重度要介護者の増加による、医療及び介護の連携の必要性、介護職員の人材不足などの問題への対応が課題となっています。

また、平均寿命が伸びている一方、介護が必要な期間が増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延ばしていくことも求められています。

このような課題に直面する中で、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援や、要介護状態の重度化防止のために、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の深化・推進が引き続き課題となっています。

この体制を深化・推進していくため、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる包括的な支援体制づくりを進めることが重要視されています。

本市では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、3 年を 1 期とする「市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しています。

第 7 期計画では、第 6 期計画での取組みを踏まえ、団塊の世代が 75 歳になる 2025 年（平成 37 年）を見据え、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目指します。

2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者を取り巻くさまざまな問題に対して、本市が目指すべき基本的な施策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするものです。

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者に関する施策全般を計画するものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、要介護認定者等の人数、要介護者のサービスの利用意向等を勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的とするものです。

なお、高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、それぞれの法律において、「一体のものとして作成されなければならない」と定められています。

3 計画の策定体制

(1) 市民等意向調査の実施

市民等の視点から見た高齢者福祉に対する意識やニーズを把握・分析するとともに、そこから導き出される課題を整理しました。

(2) 庁内計画策定作業部会の設置

庁内の関係所管で構成する、第7期計画の内容を検討する作業部会を設置しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画（素案）を広報いちかわ・ホームページ等で広報し、広く市民の意見を募り、原案に反映させました。

(4) 地域懇談会

北部、中部、南部ごとに懇談会を開催し、高齢者福祉及び計画（素案）の内容について説明した上で、市民から意見を募り、原案に反映させました。

(5) 社会福祉審議会及び高齢者福祉専門分科会【諮問及び答申】

本計画の策定にあたり、平成29年8月23日に、市川市長から市川市社会福祉審議会に諮問を行いました。

この審議会は、学識経験者、関係団体からの推薦者、市民、関係行政機関の職員で構成され、本市における高齢者福祉、障害者福祉、その他社会福祉に関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議を行っています。

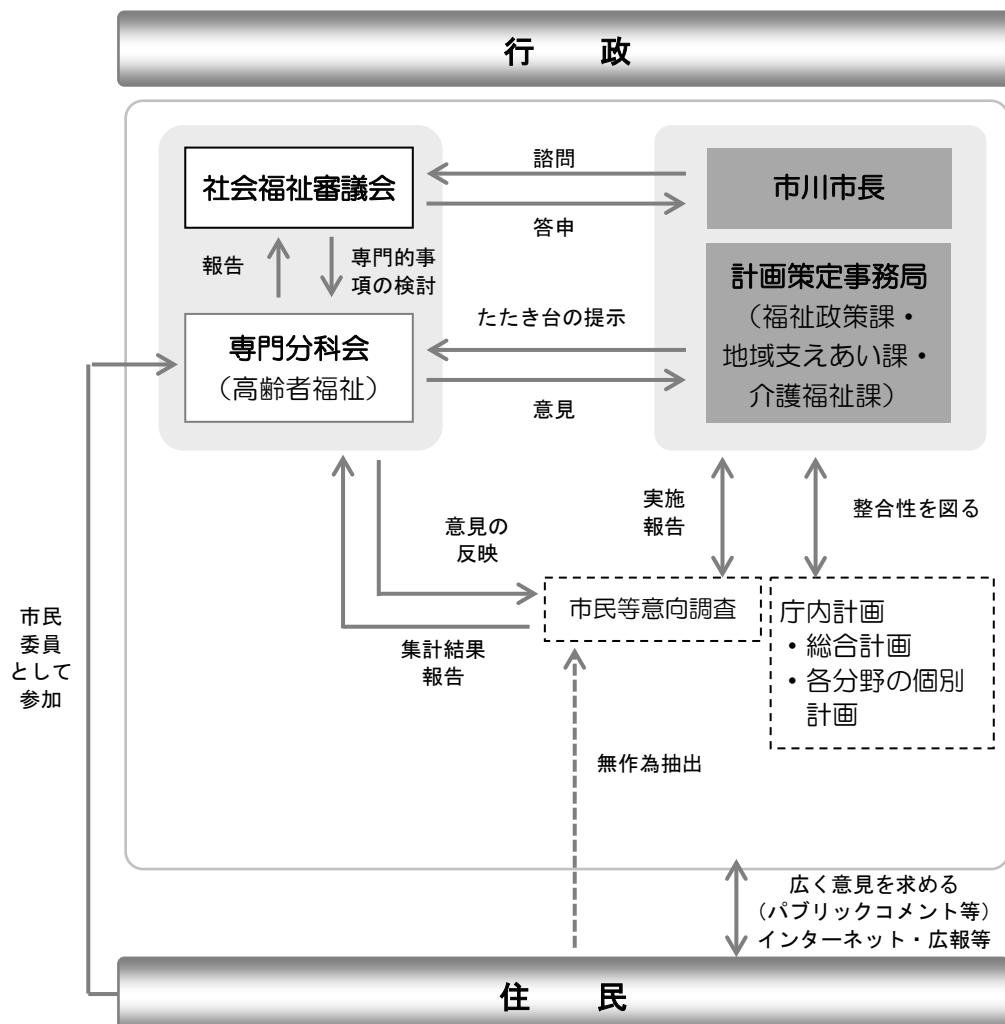
また、高齢者福祉に関することを調査審議する部会として、高齢者福祉専門分科会を設置しています。

審議会及び専門分科会では、計画策定にあたり、前期計画の総括を踏まえ、市民等意向調査、本計画に関する地域懇談会、パブリックコメントにより寄せられた、幅広い意見などを参考に、調査審議を行い、平成●●年●月●●日に「市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」について、市川市社会福祉審議会から市川市長に答申を行いました。

(6) 策定

市川市社会福祉審議会からの答申を受け、本計画を策定しました。

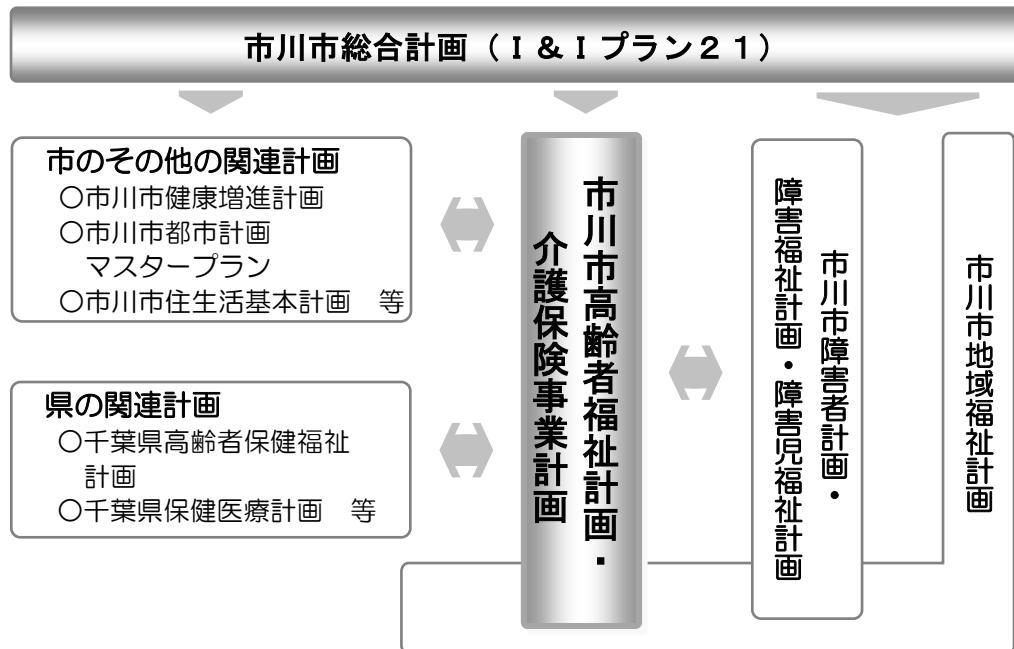
【計画策定の仕組み】



4 計画の位置づけ

本計画は、「市川市総合計画（I & I プラン21）」の基本構想の理念に基づいた分野別計画として位置づけられている、福祉・保健・まちづくりなど、本市の高齢者施策全般にかかわる行政計画です。

また、高齢者の生きがいや社会参加をはじめ、高齢者を中心とした市民生活の質に深くかかわる計画であることから、市川市地域福祉計画との整合性を図るほか、障害者施策、保健や医療施策などの高齢者福祉等に関する他の施策別計画との整合性・調和を図り、本計画を推進していきます。



◆市川市総合計画（I & I プラン21）

「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」により構成され、本市の目指すべき将来都市像と基本目標及び施策の基本的な方向を定める計画です。目標年度は、21世紀の第1・四半世紀（概ね2025年：平成37年）としています。

◆市川市地域福祉計画

市民や福祉活動を展開する団体と行政とが協働して、「誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくり」を目指す計画です。

◆市川市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

いきいきと地域社会において活動ができるよう、個性豊かに自分の力を発揮し、社会の中で役割をもち、共に生きることを理念に掲げる計画です。

◆市川市健康増進計画

高齢化が進む中、生活習慣病の特性や、運動、食事、禁煙など生活習慣改善の重要性を理解し、子どもの時から生涯を通じ、健やかで心豊かに生活できる「誰もが健康なまち」をつくるための取組みを定めた計画です。

◆市川市都市計画マスタープラン

市川市総合計画に示された将来都市像「ともに築く自然とやさしさがあふれる文化のまち いちかわ」を具体化していくための基本的な方針を定めた計画です。

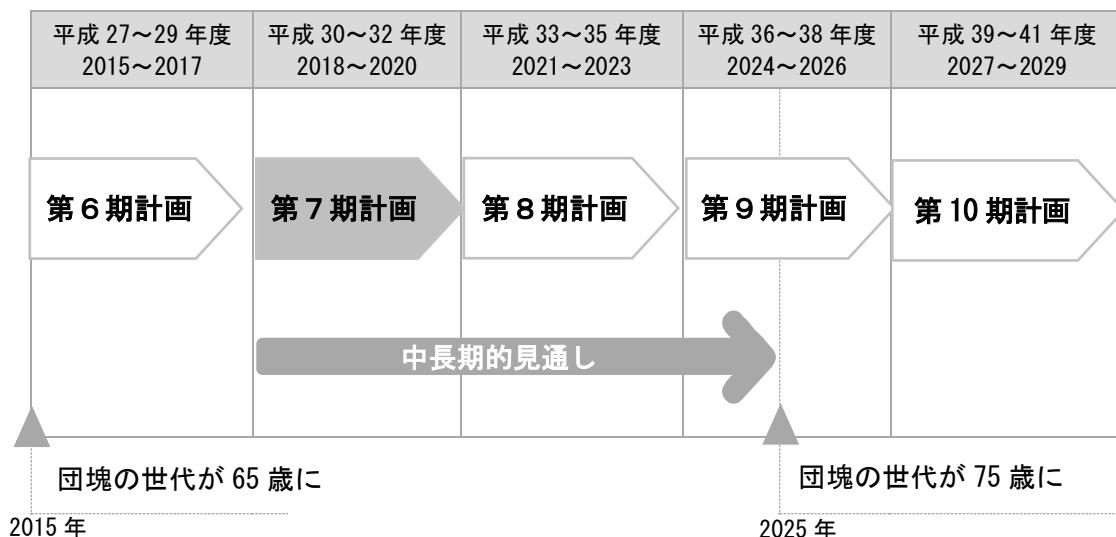
5 計画の期間

本計画の対象期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間です。

第6期計画から、「団塊の世代」が後期高齢者となる 2025 年（平成 37 年）を見据え、地域包括ケアシステムの構築に向けた「地域包括ケア計画」としての位置づけを行いました。

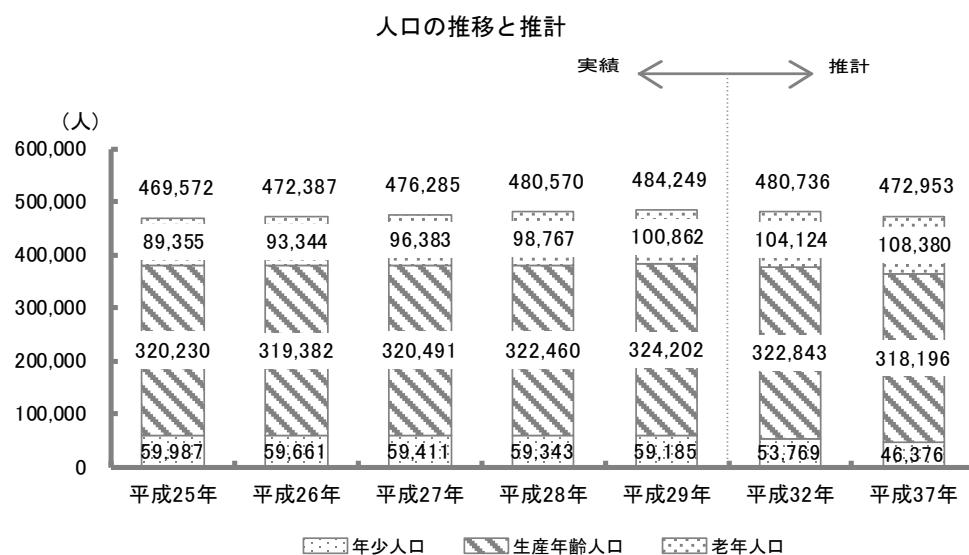
第7期計画においても、2025 年（平成 37 年）を見据え、地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。

さらには、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年（平成 52 年）に向けて、地域の実情にあわせた地域包括ケアシステムの深化・推進を見据えたものとします。



1 高齢者の状況と今後の推計

本市の人口は、平成25年の469,572人から平成29年の484,249人へと増加しています。平成29年以降の推計をみると減少傾向にあり、平成37年では472,953人になると推定されます。

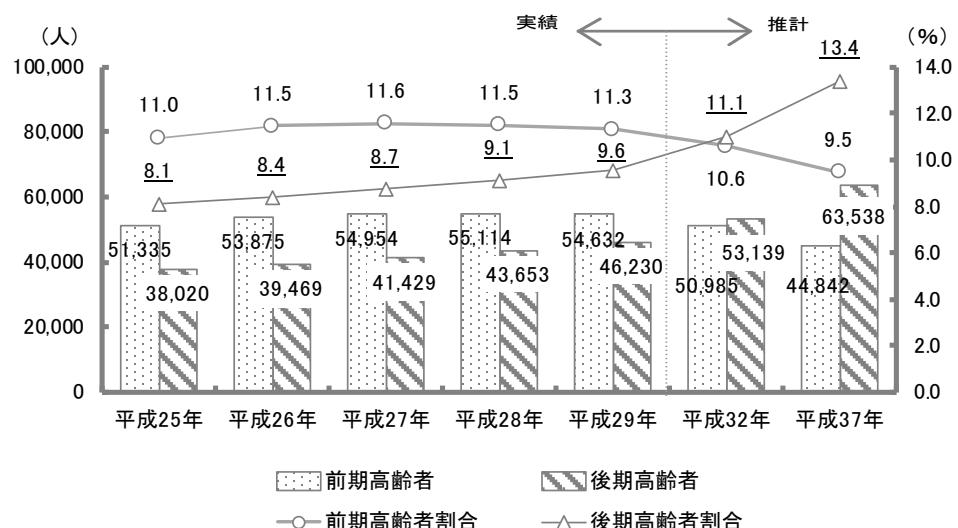


資料：平成25年から平成29年までは住民基本台帳人口（外国人人口含む）の各年9月末日現在の数値
平成32年、平成37年はコーホート要因法による推計値

2 前期高齢者人口と後期高齢者人口の比較

前期高齢者（65歳以上74歳以下）と後期高齢者（75歳以上）人口の推移をみると、前期高齢者は平成28年を境に減少に向かっている一方、後期高齢者は年々増加傾向にあり、平成29年には46,230人となっています。

前期高齢者と後期高齢者人口の推移



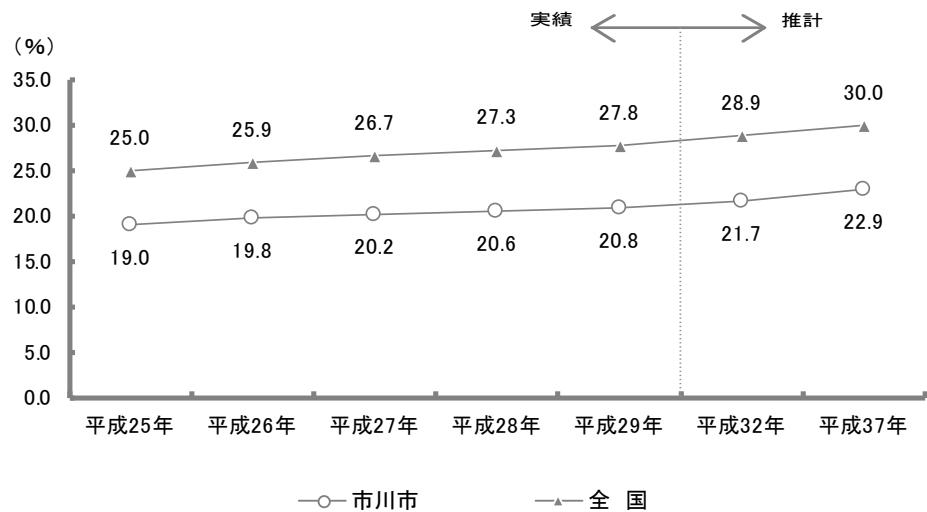
資料：平成25年から平成29年までは住民基本台帳人口
(外国人人口含む) の各年9月末日現在の数値
平成32年、平成37年はコーホート要因法による推計値

3 高齢化率の国との比較

本市の高齢化率の推移をみると、全国と比べて低い割合で推移しており、平成 29 年には 20.8% と、全国と比べ 7.0 ポイント低くなっています。

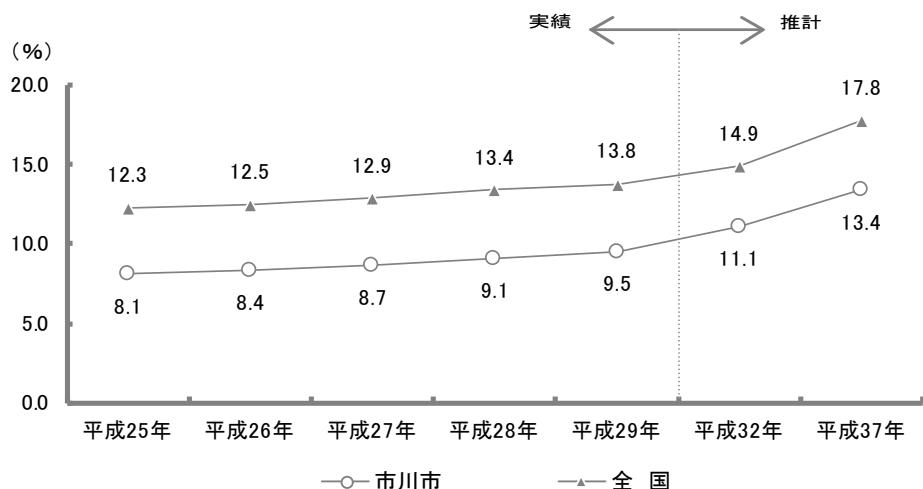
平成 29 年以降の推計をみると、今後も高齢化率は上昇していくことが予測され、平成 37 年には 22.9% になると推定されます。

高齢化率の推移（市川市・全国）



後期高齢者人口割合の推移をみると、全国と比べて低い割合で推移しており、平成 29 年には 9.5% と、全国と比べ 4.3 ポイント低くなっています。

後期高齢者人口割合の推移（市川市・全国）



資料：市川市 平成 25 年から平成 29 年までは住民基本台帳人口（外国人人口含む）の各年 9 月末日現在の数値

平成 32 年、平成 37 年はコーホート要因法による推計値

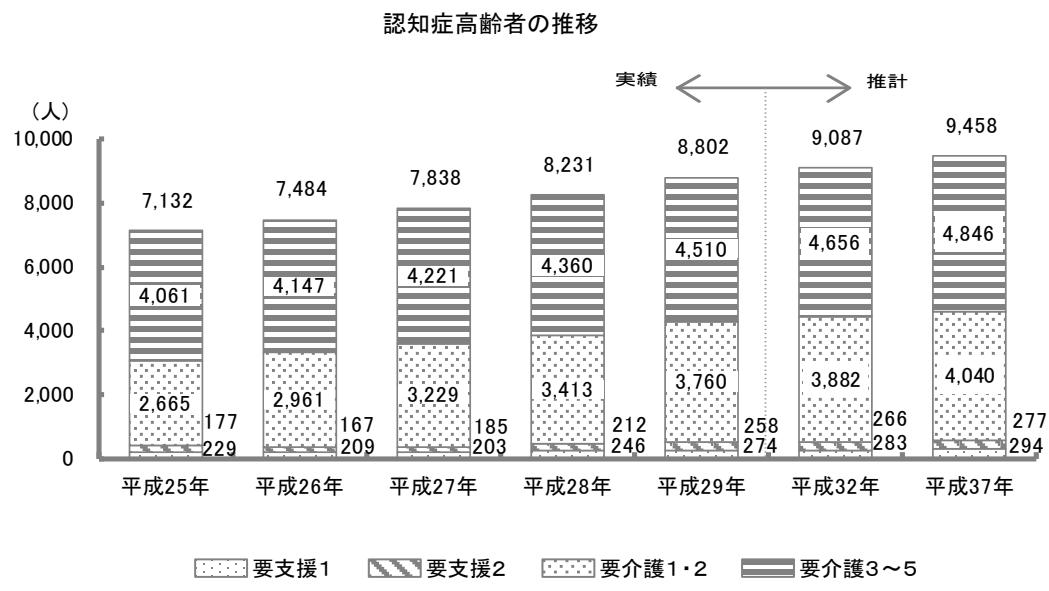
全 国 平成 28 年までは総務省統計局による各年 9 月末日現在の数値

平成 29 年は、国立社会保障・人口問題研究所による

「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」による数値

4 認知症高齢者の推計

要支援・要介護認定の際に、「認知症高齢者の日常生活自立度」(P. 11 参照)で II a 以上と判定された認知症高齢者は、平成 29 年では 8,802 人と年々増加しており、平成 37 年には 9,458 人になると推定されます。



資料：市川市介護保険システム（各年9月末日現在）
平成32年、平成37年はコーホート要因法による推計値

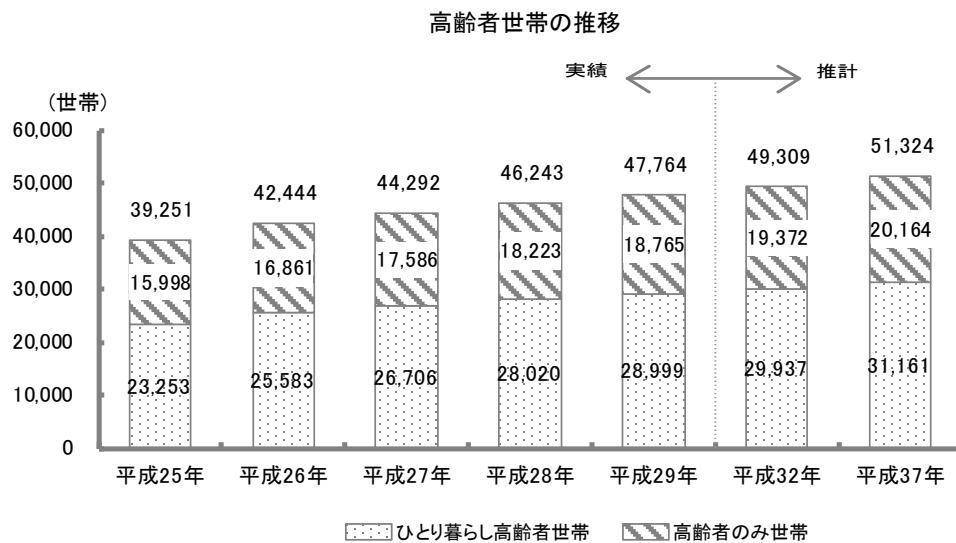
参考：認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

| ランク | 判断基準 | 見られる症状・行動の例 |
|-------|---|--|
| I | 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。 | |
| II | 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 | |
| II a | 家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。 | たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等 |
| II b | 家庭内でも上記Ⅱの状態がみられる。 | 服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応等一人で留守番ができない等 |
| III | 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。 | |
| III a | 日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。 | 着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等 |
| III b | 夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。 | ランクⅢ a に同じ |
| IV | 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 | ランクⅢに同じ |
| M | 著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。 | せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する周辺症状が継続する状態等 |

※厚生労働省「主治医意見書記入の手引き」より

5 ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の推計

高齢者世帯の推移をみると、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみ（2人以上）世帯ともに増加しており、平成29年では両世帯を合わせて47,764世帯となっています。平成37年には51,324世帯になると推定されます。

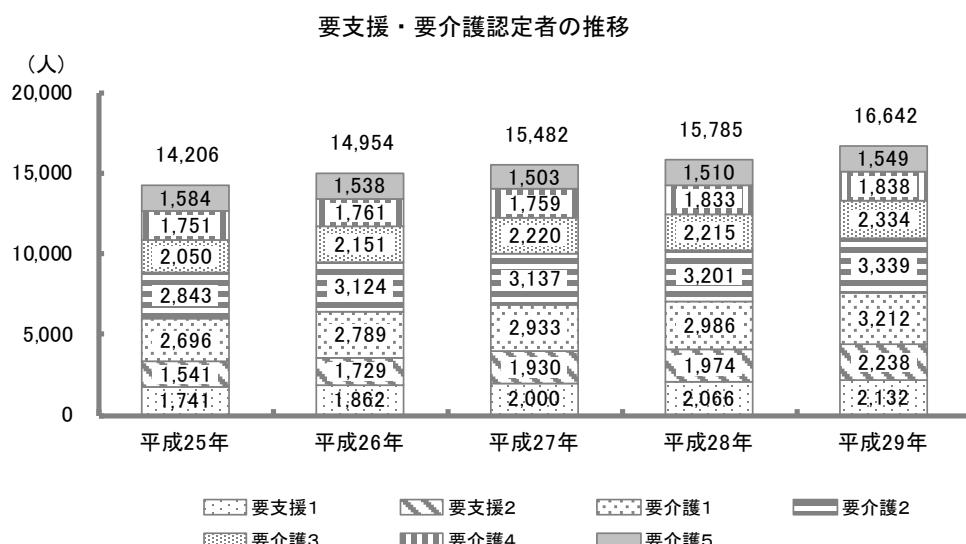


資料：市川市介護保険システム（各年9月末日現在）

平成32年、平成37年はコーホート要因法による推計値

6 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者の推移をみると、平成25年から増加しており、平成29年では16,642人となっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月）

7 介護保険サービス利用者数の状況

介護保険サービス利用者の推移をみると、介護保険サービスの利用者は年々増加しています。

このうち、施設・居住系サービスの利用者は、平成29年度には3,765人の利用が見込まれ、今後さらに増加するものと予測されています。

介護保険サービス利用者の推移（1月あたり）

| | | 第6期計画 | | |
|----------------------|---|-------|-------|-------|
| | | 実績 | | 見込 |
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 指定介護老人福祉施設 | 人 | 1,074 | 1,065 | 1,202 |
| 介護老人保健施設 | 人 | 822 | 848 | 1,000 |
| 指定介護療養型医療施設 | 人 | 155 | 144 | 117 |
| 特定施設入居者生活介護 | 人 | 929 | 976 | 1,023 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 人 | 247 | 260 | 368 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 人 | 0 | 8 | 29 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 人 | 29 | 21 | 26 |
| 合計 | 人 | 3,256 | 3,322 | 3,765 |

8 介護施設・在宅医療等の追加的需要

国による本市の2025年の介護施設・在宅医療等における医療の必要量を見ると、75歳以上の方を中心に療養病床の追加需要が発生するほか、75歳以上の方の訪問診療の需要が2013年と比較して倍以上に増加することが見込まれます。

2025年の介護施設・在宅医療等の追加的需要の機械的試算（患者住所地ベース）

単位：人/日

| 年齢 | 療養病床分需要 | 一般病床分需要 | 2025年の訪問診療需要 | (参考)2013年の訪問診療需要 |
|--------|---------|---------|--------------|------------------|
| 0～39歳 | 0.51 | 10.75 | 18.46 | 26.78 |
| 40～64歳 | 12.91 | 31.54 | 67.30 | 62.64 |
| 65～74歳 | 21.80 | 32.38 | 163.30 | 154.03 |
| 75歳以上 | 320.31 | 133.39 | 4075.83 | 1775.78 |



第3章

計画策定にあたって

1 計画策定にあたって

(1) 国の基本的な考え方

国において、平成26年には、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療制度改革と一体的に、地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、地域支援事業の充実、低所得者の保険料軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへの新規入所者を原則要介護3以上の高齢者に限定すること及び所得・資産のある人の利用者負担の見直し等を一体的に行う介護保険制度の改革が行われたところです。

それらを踏まえ、第6期計画においては、介護予防・日常生活支援総合事業の開始、在宅医療・介護連携の推進、地域包括支援センターの増設による総合相談等の機能強化、認知症初期集中支援チームの配置等に取り組んできました。

平成28年には、厚生労働省に設置された「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部において、地域包括ケアシステムをさらに強化し、高齢者に限らず、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、地域住民が「我が事」として取り組む仕組みと、市町村が「丸ごと」相談できる体制（地域共生社会）づくりの推進が掲げられています。

平成29年には、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直しが行われたところです。

また、平成30年度から千葉県で策定する医療計画の作成・見直しのサイクルが一致することとなります。病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する計画の整合性を確保することが重要とされています。

2 市民等意向調査からの課題

※ 回答は、nを100%として百分率で算出してあります。小数点以下第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が全体を示す数値とは一致しないことがあります。

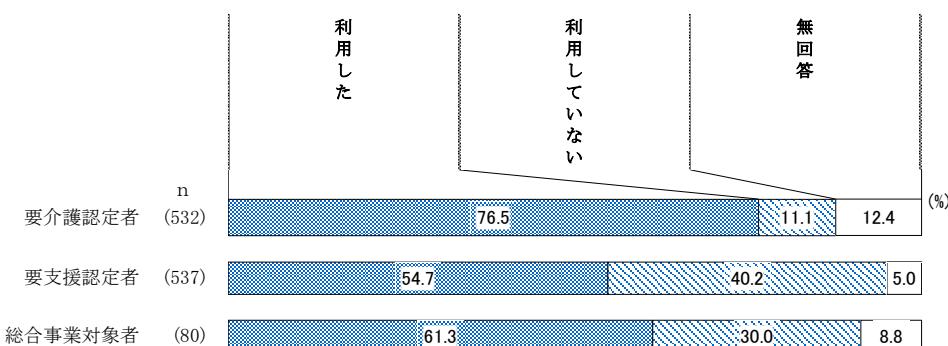
(1) 介護

① 介護サービス利用状況

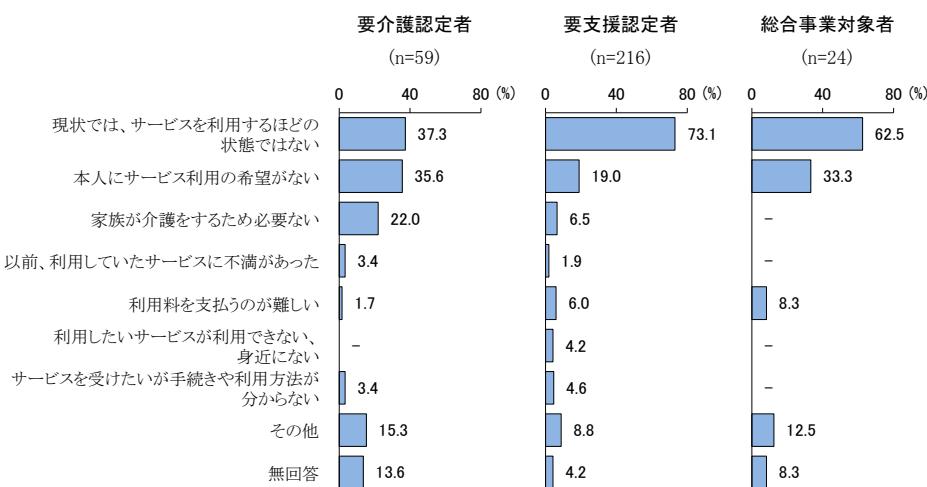
介護保険サービスを「利用した」は、要介護認定者で76.5%、要支援認定者で54.7%、総合事業対象者で61.3%となっており、各対象層とも半数以上が介護保険サービスを利用しています。

一方、介護保険サービスを利用していない理由についてみると、各対象層とも「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が最も多くなっていますが、特に要支援認定者で73.1%と多くなっています。また、要介護認定者と総合事業対象者では「本人にサービス利用の希望がない」が3割を超えていました。

平成28年12月の1か月間の介護保険サービスの利用の有無（介護保険被保険者）



介護保険サービスを利用していない理由

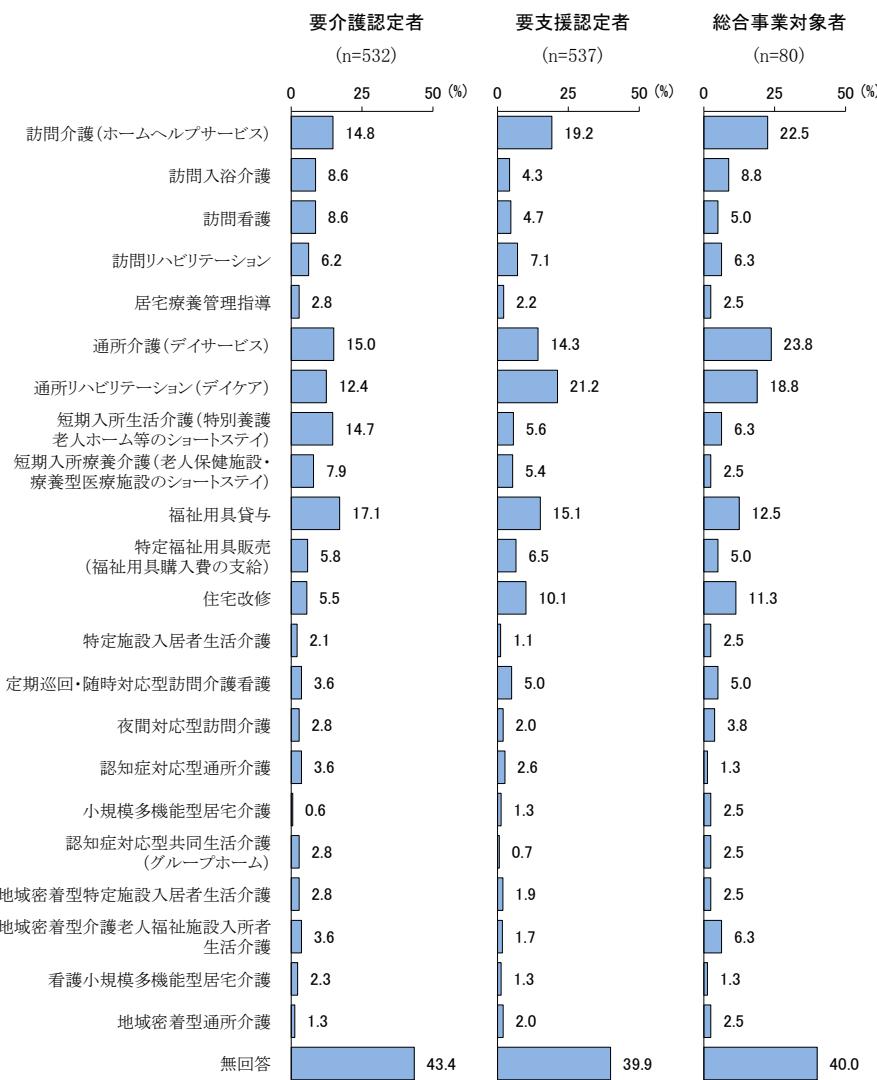


② 今後利用したい介護保険サービス

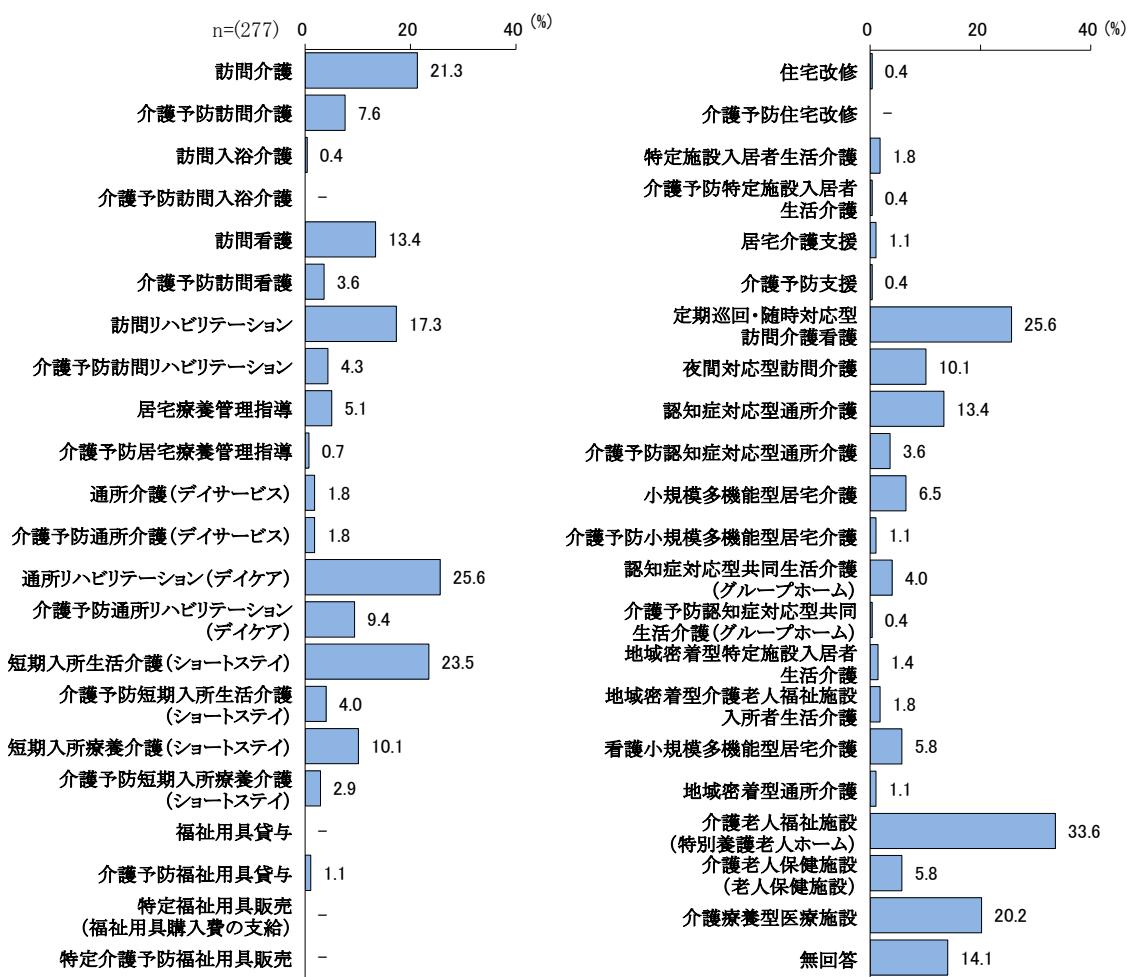
今後利用したい介護保険サービスとしては、要介護認定者は「福祉用具貸与」が17.1%で最も多く、次いで「通所介護（デイサービス）」が15.0%、「訪問介護（ホームヘルプサービス）」が14.8%となっています。要支援認定者は「通所リハビリテーション（デイケア）」が21.2%で最も多く、次いで「訪問介護（ホームヘルプサービス）」が19.2%、「福祉用具貸与」が15.1%となっています。総合事業対象者は「通所介護（デイサービス）」が23.8%で最も多く、次いで「訪問介護（ホームヘルプサービス）」が22.5%、「通所リハビリテーション（デイケア）」が18.8%となっています。

ケアマネジャーが介護保険サービスで不足していると思うものは、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」が33.6%で最も多くなっており、次いで「通所リハビリテーション（デイケア）」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」などとなっています。

今後利用したい介護保険サービス（介護保険被保険者）



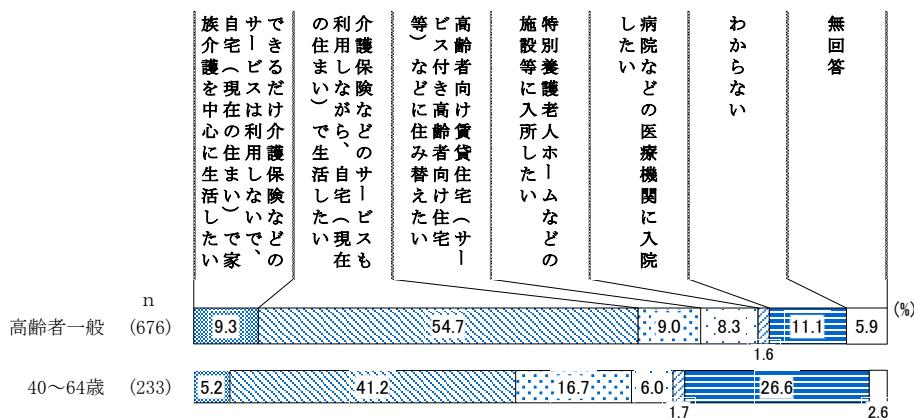
介護保険サービスで不足しているもの（介護支援専門員）



③ 介護が必要になった場合の暮らし方の希望

介護が必要になった場合希望する暮らし方としては、高齢者一般、40～64歳ともに「介護保険などのサービスも利用しながら、自宅（現在の住まい）で生活したい」が最も多く、高齢者一般で54.7%、40～64歳では41.2%を占めていることがわかりました。

介護が必要になった場合の暮らし方の希望（介護保険被保険者）



課題

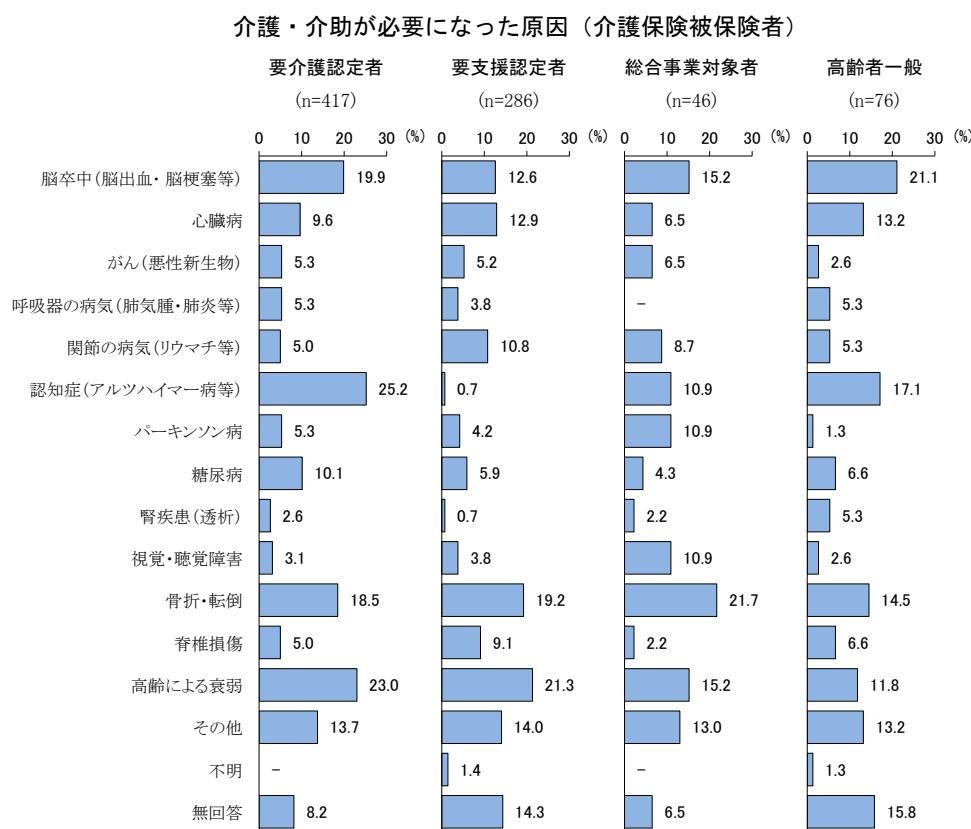
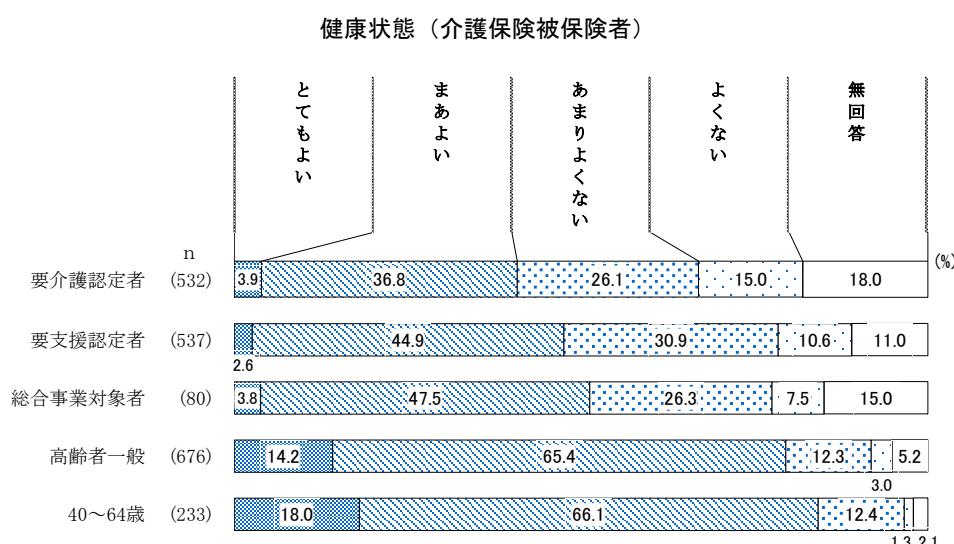
各対象者層とも、半数以上が介護保険サービスを利用しておらず、今後利用したい介護保険サービスとしては、通所系サービスや訪問系サービスを求める声が多くなっています。

介護が必要になった場合の暮らし方の希望をみても、「介護保険などのサービスも利用しながら、自宅（現在の住まい）で生活したい」という意見が多く、通所系、訪問系サービスの安定的な供給体制を構築することが重要です。

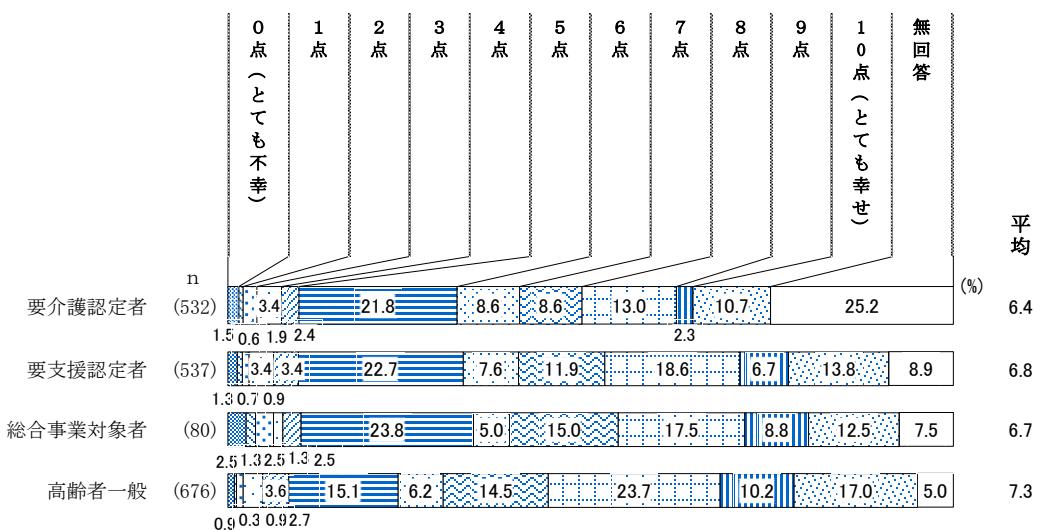
(2) 医療

① 現在の健康状態

現在の健康状態が《よい》は、要介護認定者で 40.7%、要支援認定者で 47.5%、総合事業対象者で 51.3%となっており、介護・介助が必要になった主な原因としては、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」と「認知症（アルツハイマー病等）」は要介護認定者と高齢者一般、「骨折・転倒」は要介護認定者、要支援認定者、総合事業対象者、「高齢による衰弱」は要介護認定者と要支援認定者で多くなっています。



現在の幸福感（介護保険被保険者）

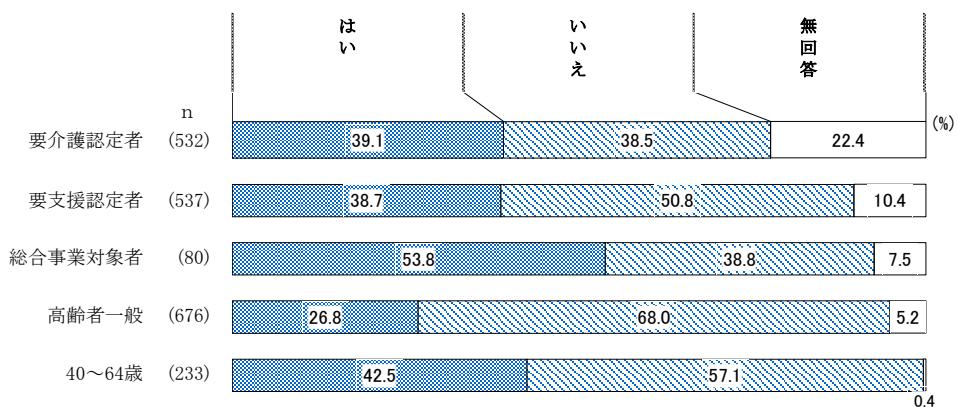


② ゆううつな気持ちや物事への興味

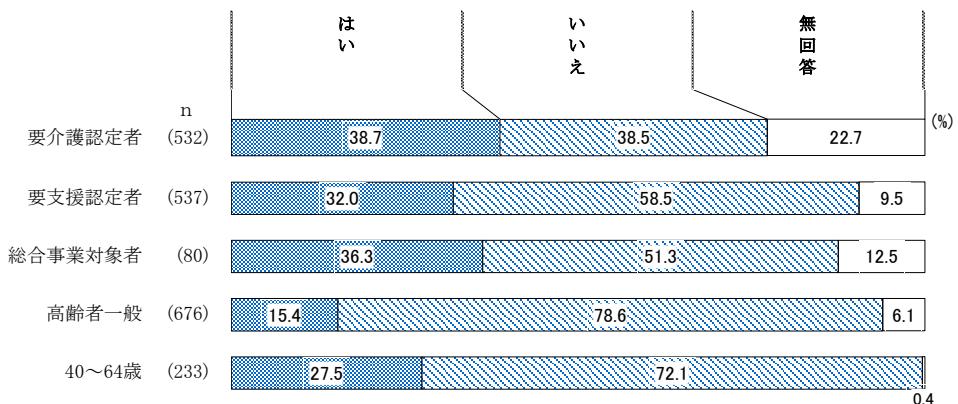
気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがあった（「はい」）は、総合事業対象者で 53.8%を占め、要介護認定者、要支援認定者、40～64 歳で4割前後となっています。

物事に対して興味がわからない、あるいは心から楽しめない感じがよくあった（「はい」）は、要介護認定者で 38.7%、総合事業対象者で 36.3%、要支援認定者で 32.0%となっています。

気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることの有無



物事に対して興味がわかない、心から楽しめない感じがすることの有無



③ 医療への不安

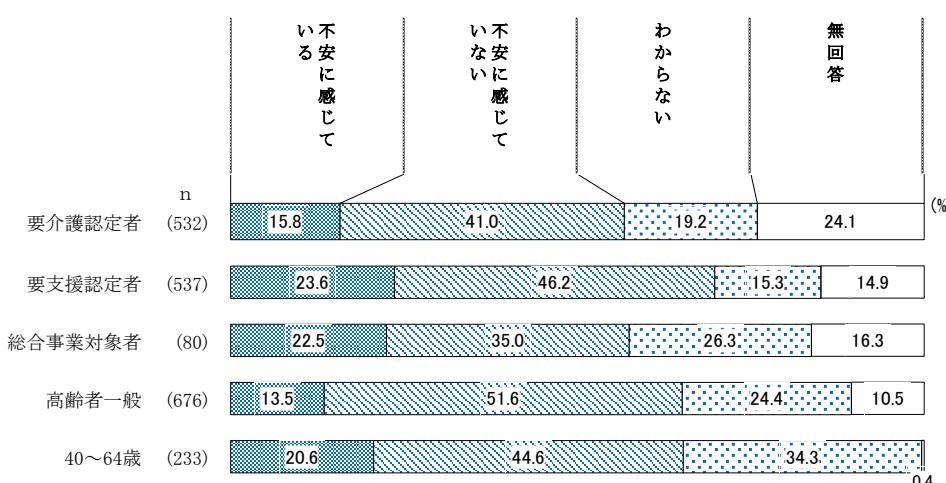
医療に関して「不安に感じている」は、要支援認定者、総合事業対象者、40～64歳で2割以上となっており、医療に関する不安の内容としては、要介護認定者、要支援認定者、高齢者一般は「在宅で診療してくれる医師や看護師がみつからない」、40～64歳は「地域で夜間や休日に医療を受けられない」が最も多くなっています。

なお、かかりつけ医が「いる」は40～64歳以外の対象層で8割以上を占めています。

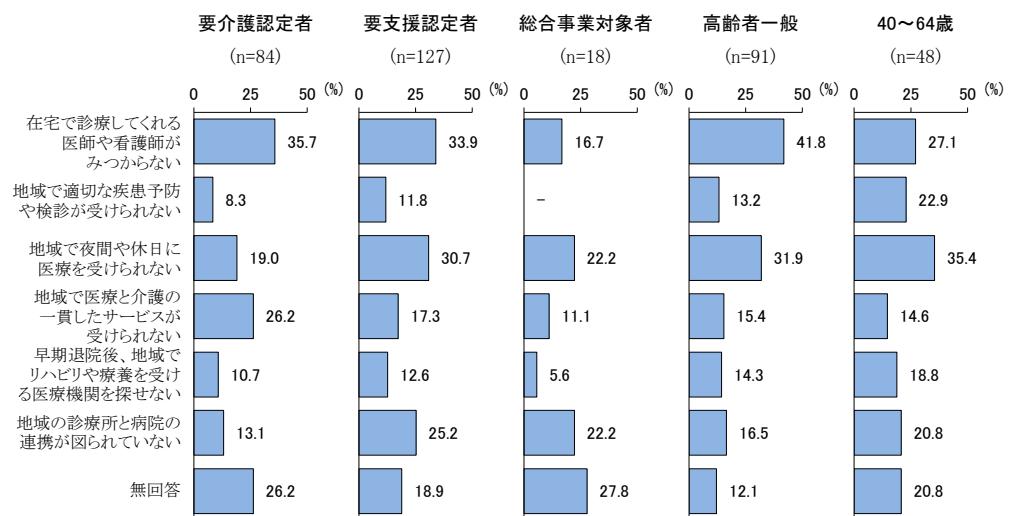
一方、ケアマネジャーで医療と介護の連携についてみると、「ほぼできている」が63.3%を占め、「十分にできている」と合わせると《できている》が68.7%を占めています。

主治医との連携についても、「おおむね連携がとれている」が60.8%を占め、「連携がとれている」と合わせると《連携がとれている》が65.1%を占めていますが、主治医との連携における課題としては、「主治医と話し合う機会が少ないと（メールやFAXを含む）」が56.5%で最も多く、次いで「医療機関に積極的な関わりを求めるにくいなど、障壁（ハードル）を感じること」「連携のために必要となる時間や労力が大きいこと」が4割台となっています。

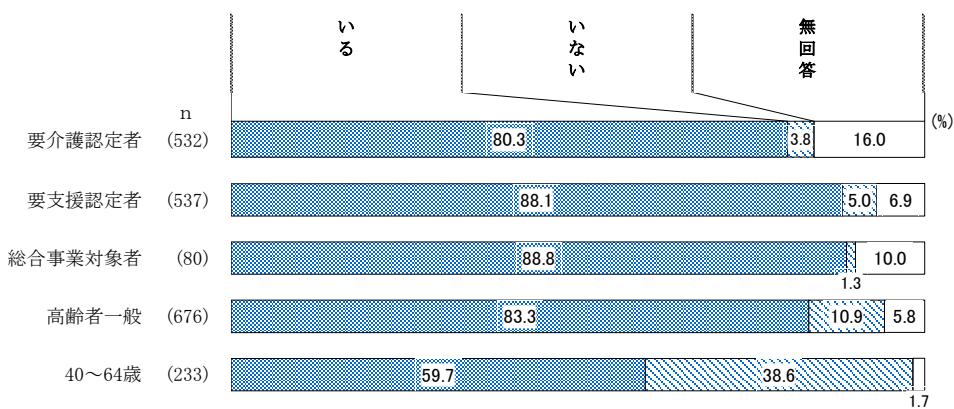
医療に関する不安感（介護保険被保険者）



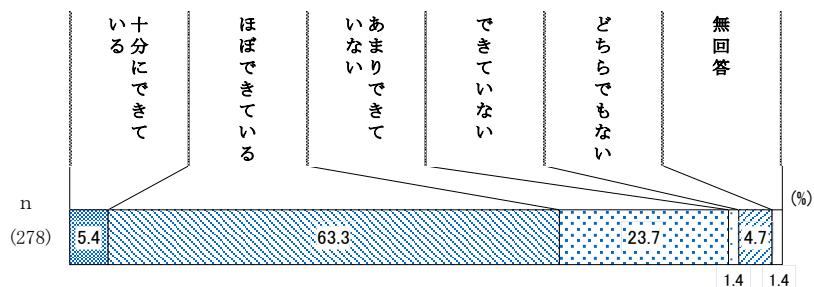
医療に関する不安の内容（介護保険被保険者）



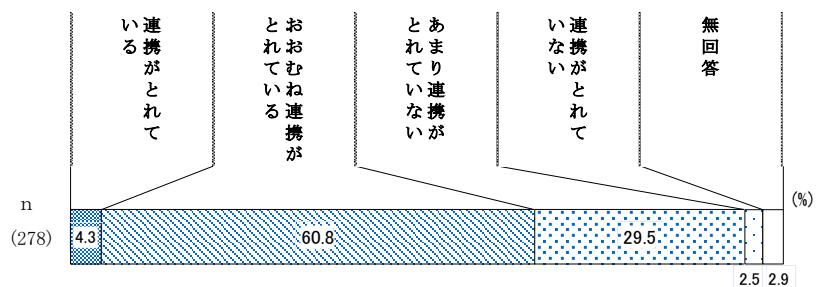
かかりつけ医師の有無（介護保険被保険者）



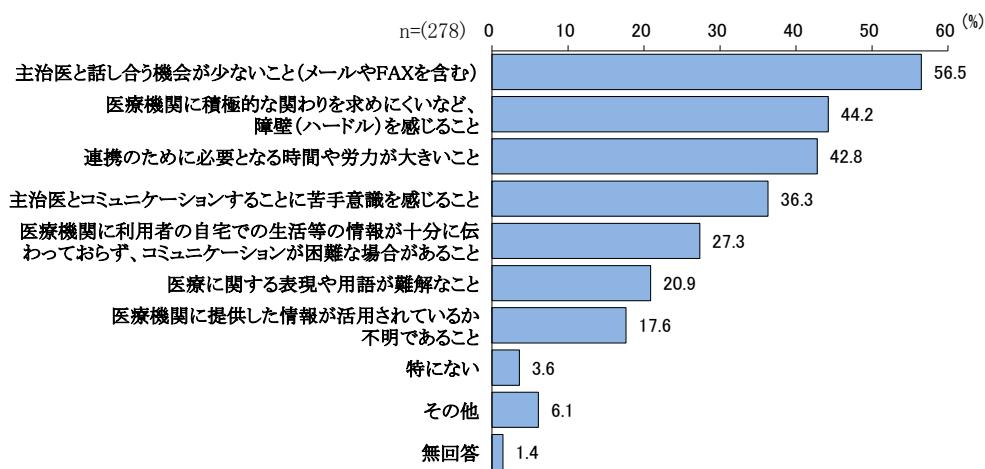
医療と介護の連携（介護支援専門員）



主治医との連携（介護支援専門員）



主治医との連携における課題（介護支援専門員）



課題

介護・介助が必要になった主な原因としては、「骨折・転倒」のほか、「脳卒中」や「認知症」があり、運動機能の維持だけではなく、生活習慣病の予防や社会参加の促進を図る必要があります。

また、医療に不安を感じている方は少なく、かかりつけ医がいる方は多くなっています。

ケアマネジャーは医療と介護の連携ができていると感じている方が多くなっていますが、主治医との連携において、主治医と話し合う機会が少ないと積極的な関わりを求めていくといった課題を感じています。医療と介護の関係を強化するためにも、ケアマネジャーもしくは医師が関わる機会や場の提供を行うことが必要です。

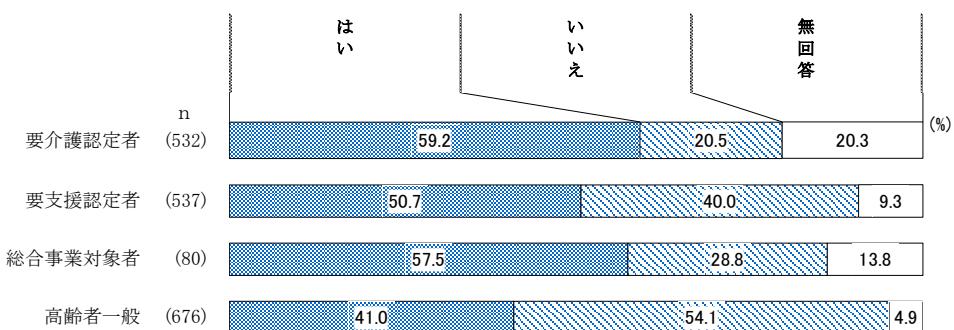
(3) 認知症ケア

介護保険被保険者の実態として、物忘れが多いと感じている、認知機能の低下がみられる高齢者は、高齢者一般では 41.0%となっていますが、要介護認定者で 59.2%、要支援認定者で 50.7%、総合事業対象者で 57.5%と、いずれも5割台となっています。

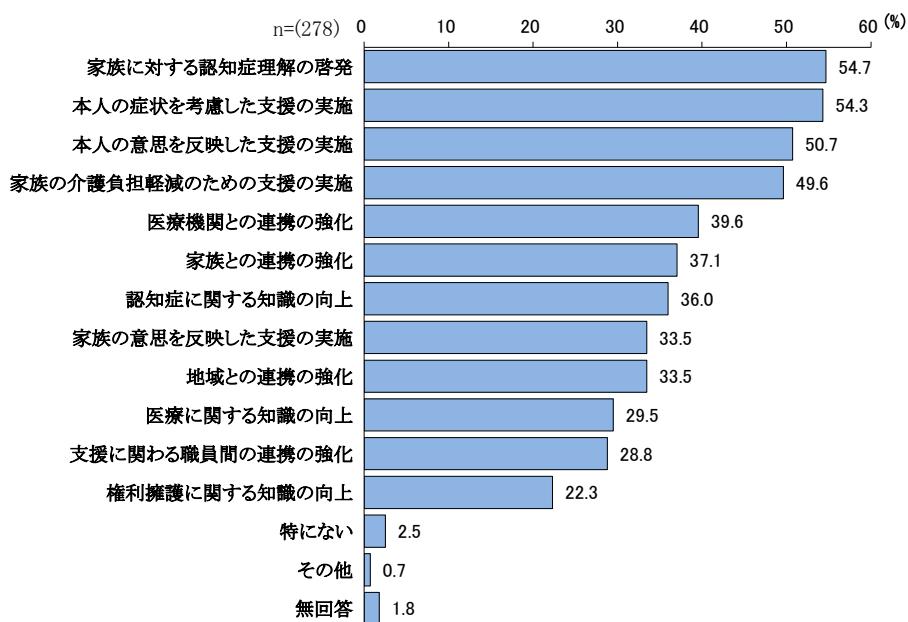
また、ケアマネジャーの認知症高齢者への支援における課題としては、「家族に対する認知症理解の啓発」が 54.7%、「本人の症状を考慮した支援の実施」が 54.3%と多く、次いで「本人の意思を反映した支援の実施」「家族の介護負担軽減のための支援の実施」が約5割となっています。

さらに、認知症高齢者への支援体制が充実しているかについて、介護サービス事業者運営法人は、《充実している》（「充実している」＋「まあ充実している」）が 42.0%で、《不足している》（「やや不足している」＋「不足している」）の 15.9%を上回っている。「やや不足している」または「不足している」と答えた方がそのように思う理由としては、「家族の負担など介護サービスのみでは不充分と感じる事がある」、「認知症の理解度が低い為」、「医療・介護・福祉・在宅のシステムの構築が必要」等が挙げられています。

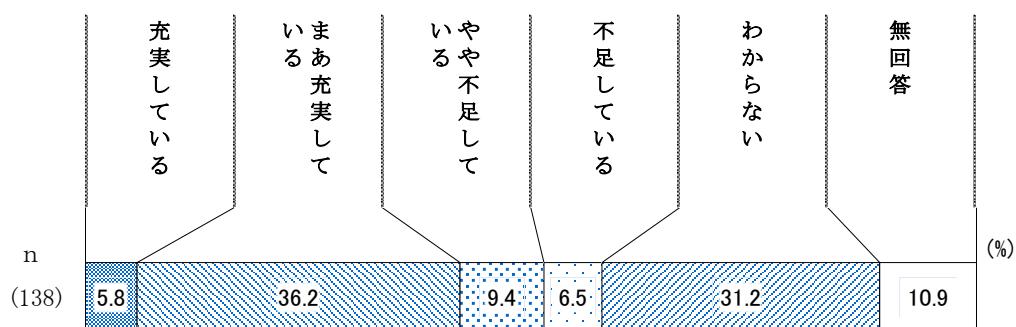
物忘れが多いと感じる（介護保険被保険者）



認知症高齢者への支援における課題（介護支援専門員）



認知症高齢者への支援体制（介護サービス事業者運営法人）



課題

認知症予防をすすめていくとともに、認知症になっても住み慣れた地域で生活をしていくことができるよう、認知症に対する家族など周囲の正しい理解や、認知症高齢者を支えるための体制づくりをすすめていく必要があります。

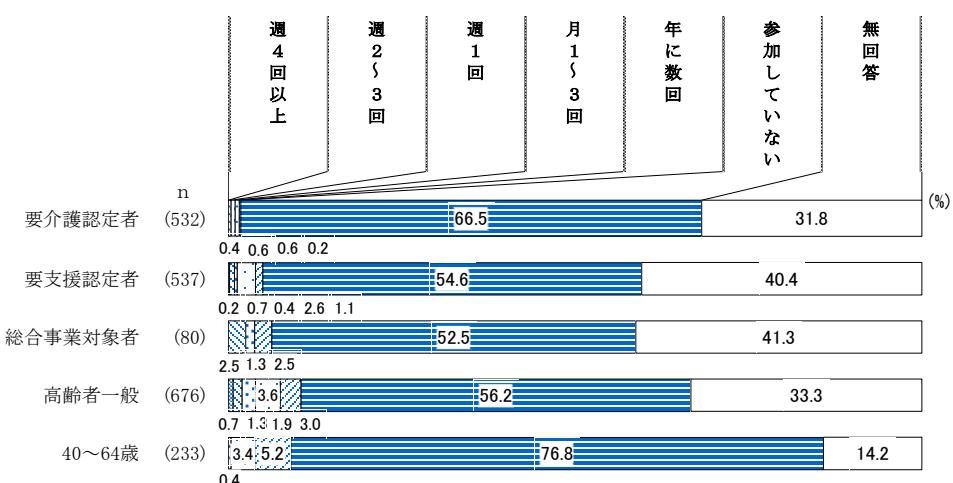
(4) 予防

① 会・グループ等への参加頻度

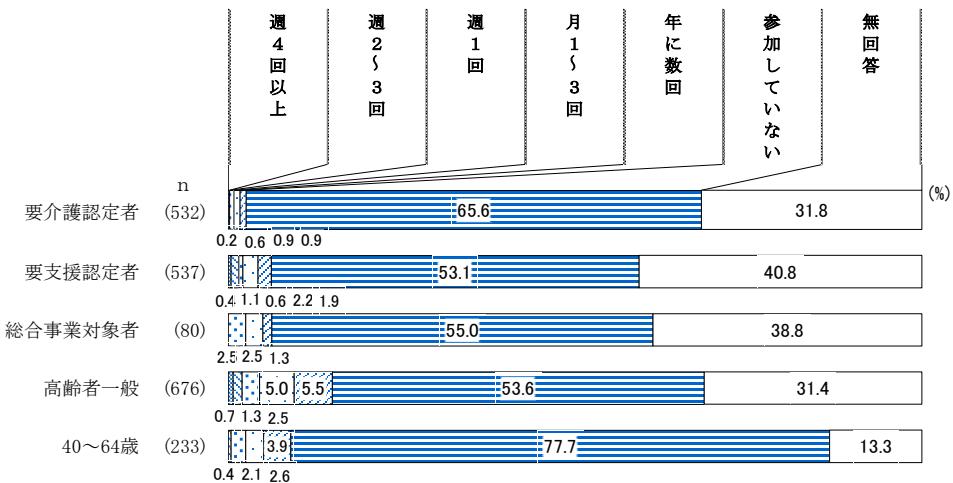
介護保険被保険者の実態として、ボランティアのグループへの参加頻度が《年1回以上》（「週4回以上」～「年に数回」）は高齢者一般で10.5%、40～64歳で9.0%となっています。また、学習・教養サークルへの参加頻度が《年1回以上》は高齢者一般で15.0%となっています。

一方、スポーツ関係のグループやクラブへの参加頻度が《年1回以上》は高齢者一般で24.5%、40～64歳で22.8%、趣味関係のグループへの参加頻度が《年1回以上》は高齢者一般で35.2%と最も多く、要支援認定者、総合事業対象者、40～64歳で2割前後とスポーツ関係や趣味関係のグループやクラブへの参加頻度は多い傾向がみられます。

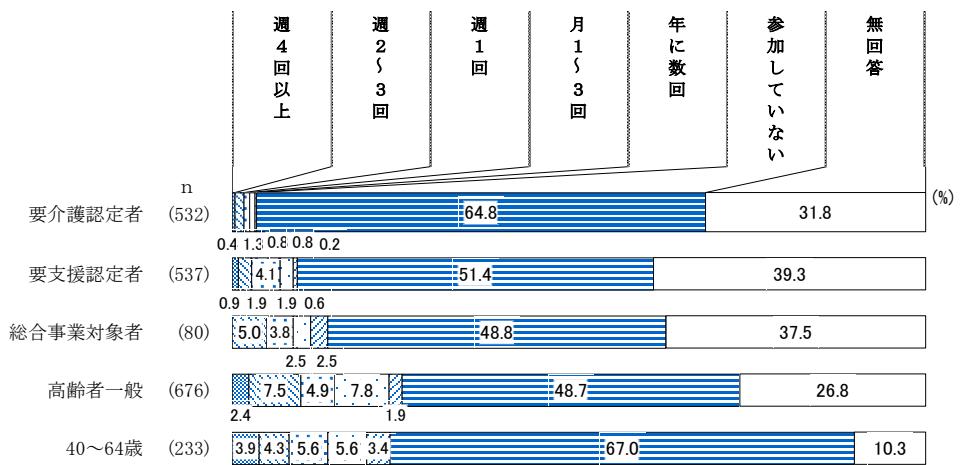
ボランティアのグループへの参加頻度（介護保険被保険者）



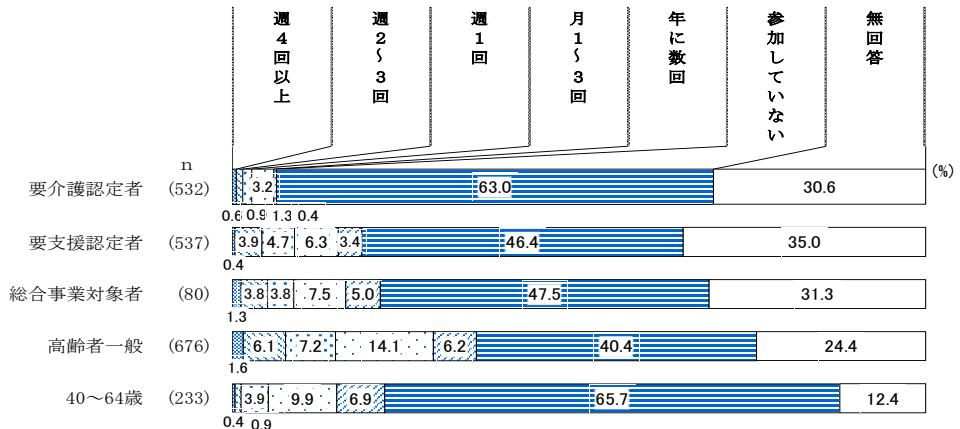
学習・教養サークルへの参加頻度（介護保険被保険者）



スポーツ関係のグループやクラブへの参加頻度（介護保険被保険者）



趣味関係のグループへの参加頻度（介護保険被保険者）

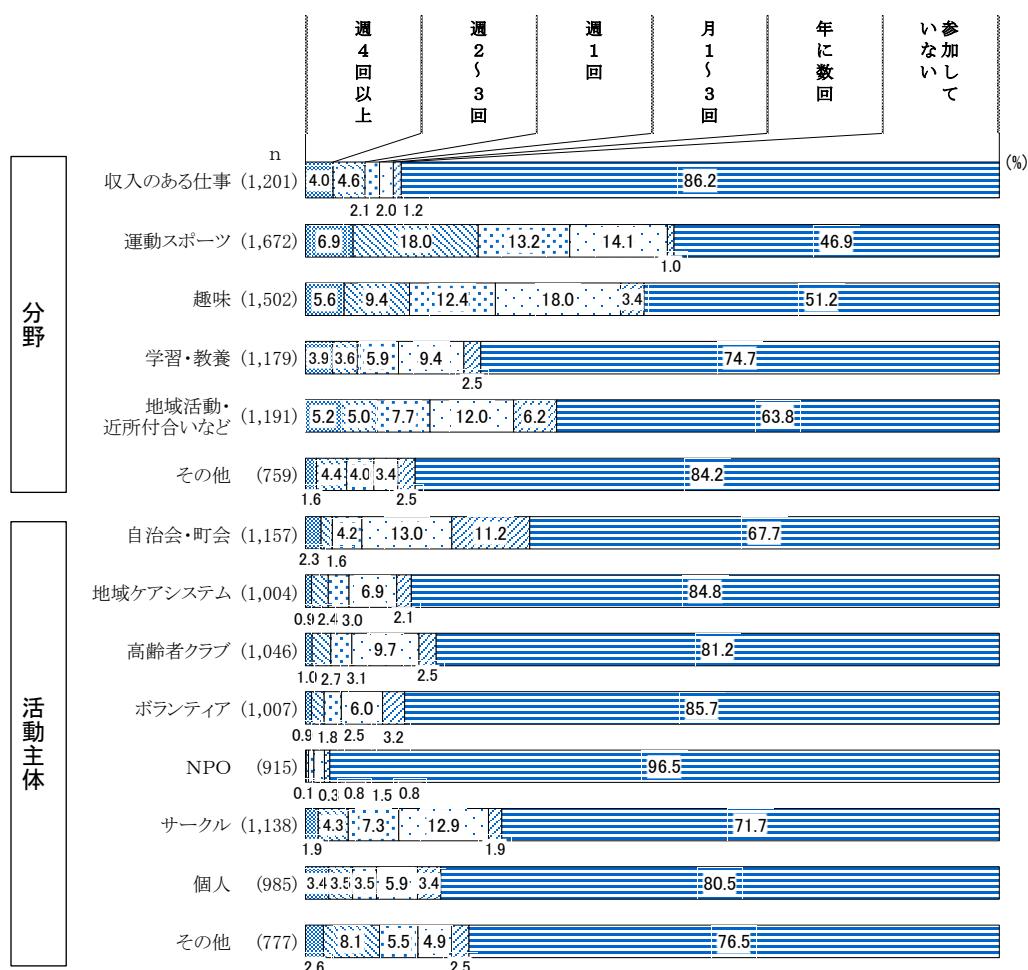


② 社会参加意向

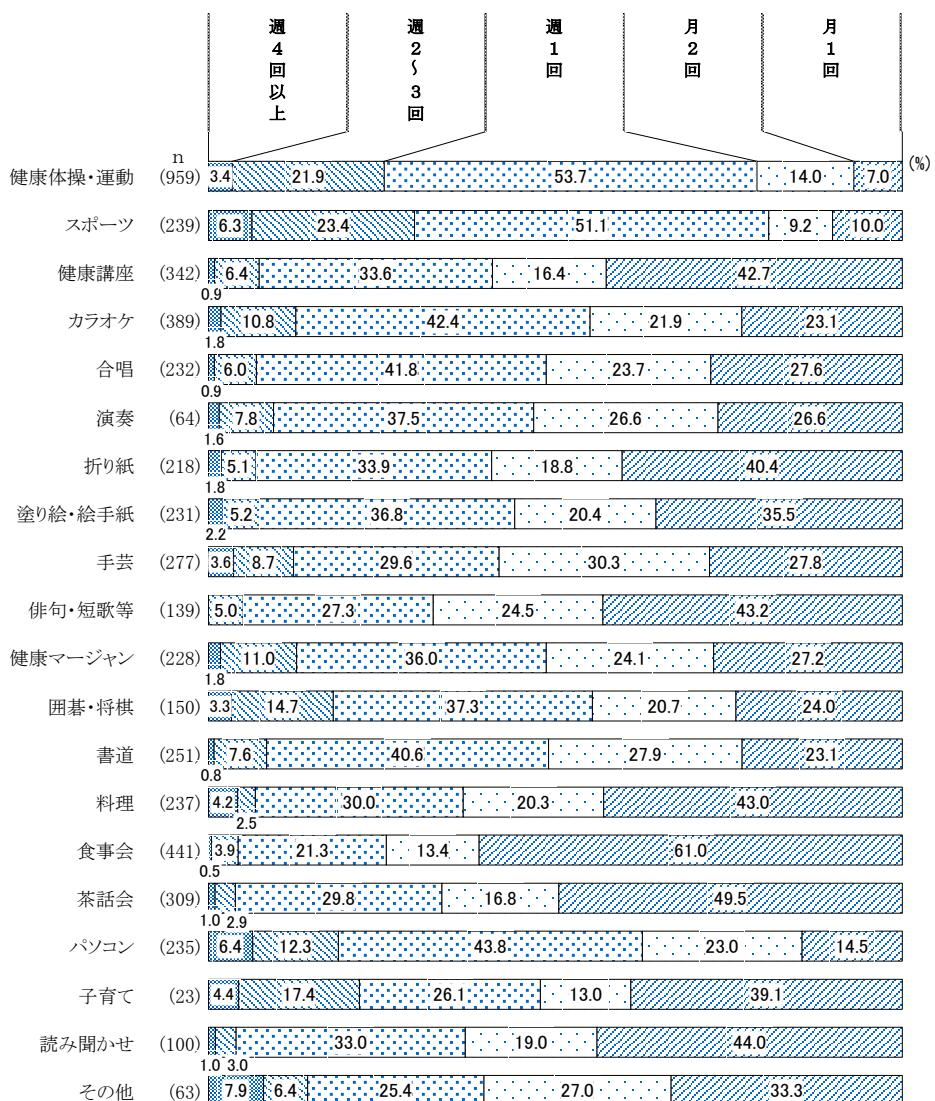
介護保険被保険者の実態として、社会参加活動への参加状況は、《参加している》（「週4回以上」～「年に数回」）は、活動の分野では「運動スポーツ」で 53.1%を占め、次いで「趣味」で 48.8%、「地域活動・近所付き合いなど」で 36.2%となっています。

活動主体としては「自治会・町会」で32.3%となっており、興味がある・参加したいメニューに参加したい頻度は、《週1回以上》(「週4回以上」～「週1回」)は「健 康体操・運動」「スポーツ」で約8割を占め、「カラオケ」「囲碁・将棋」「パソコン」で5割以上となっています。

社会参加活動への参加状況（生活支援・介護予防に関するアンケート調査）



興味がある・参加したいメニュー（生活支援・介護予防に関するアンケート調査）

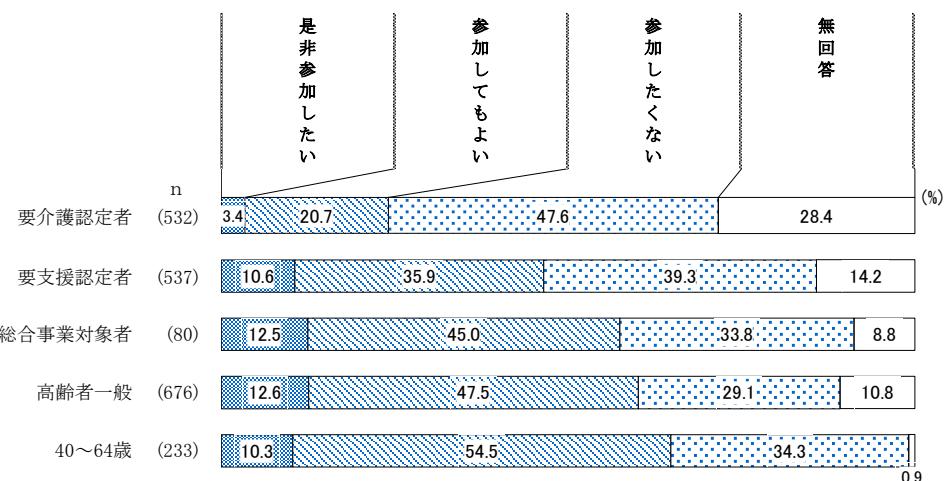


③ グループ活動、社会参加活動への参加状況

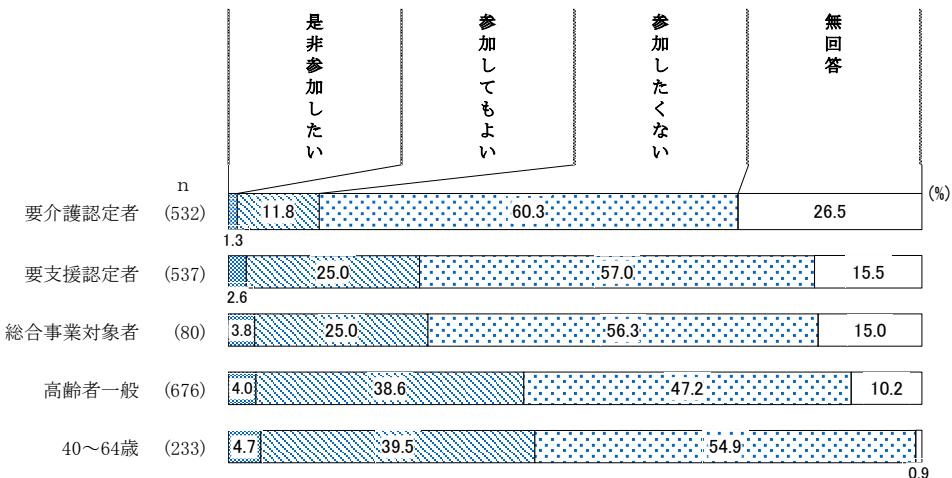
介護保険被保険者で地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動に《参加したい》（「是非参加したい」+「参加してもよい」）は、40～64歳で64.8%、高齢者一般で60.1%、総合事業対象者で57.5%、要支援認定者で46.5%、要介護認定者で24.1%となっています。

一方地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動に、企画・運営として《参加したい》は、40～64歳で44.2%、高齢者一般で42.6%、総合事業対象者で28.8%、要支援認定者で27.6%、要介護認定者で13.1%となっています。

健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向（介護保険被保険者）



健康づくり活動や趣味等のグループ活動への企画・運営としての参加意向（介護保険被保険者）



課題

現在の会・グループ等への参加頻度としては、「ボランティアのグループ」や「学習・教養サークル」、「スポーツ関係のグループやクラブ」や「趣味関係のグループ」のいずれも参加していないが多くなっています。また、「健康づくり活動や趣味等のグループ活動」及び「健康づくり活動や趣味等のグループ活動への企画・運営」に参加したいが多くなっている一方、参加したくないも多くなっています。

高齢者が要介護状態等になることをできる限り予防する観点から、地域づくり活動等に参加したいが参加していない方や参加したくない方に対して介護予防を普及・啓発する必要があります。

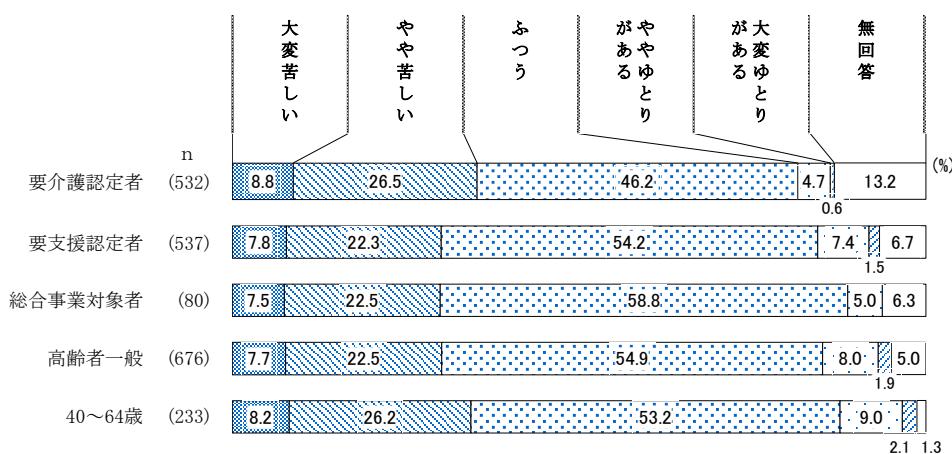
また、ボランティア活動や趣味等を通じて地域社会と交流できるよう、高齢者の日常生活上の支援体制の充実と高齢者の社会参加の推進を図る必要があります。

(5) 生活支援

① 現在の暮らしの経済的状況

介護保険被保険者の実態として、現在の暮らしを経済的にみると、《苦しい》（「苦しい」+「やや苦しい」）は要介護認定者で35.3%と最も多く、次いで40～64歳で34.4%となっています。

現在の暮らしの経済的状況（介護保険被保険者）



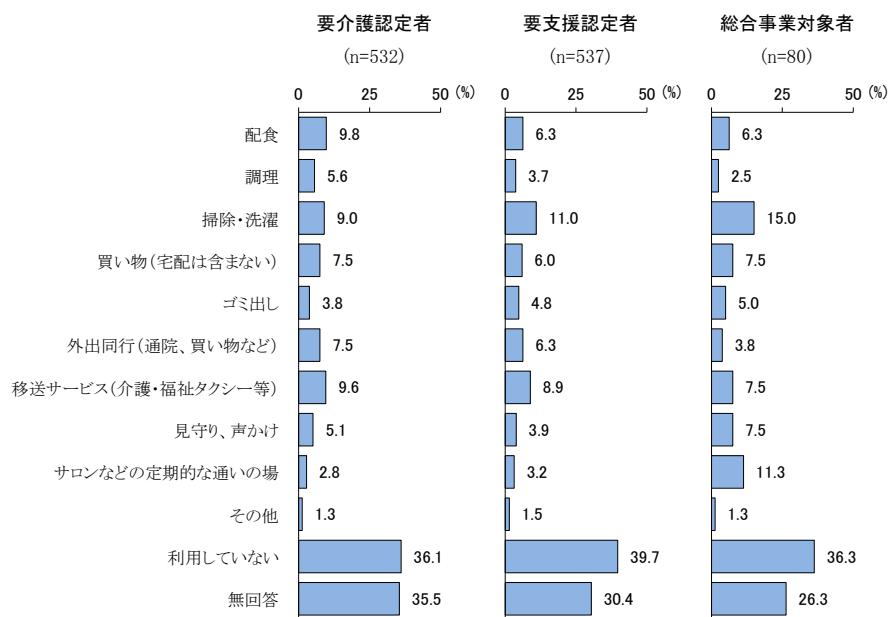
② 生活支援サービスの利用状況

介護保険被保険者の介護保険サービス以外の支援・サービス（生活支援サービス）の利用状況は、各対象層で「掃除・洗濯」、要介護認定者で「配食」、要介護認定者と要支援認定者で「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、総合事業対象者で「サロンなどの定期的な通いの場」が比較的多くなっています。

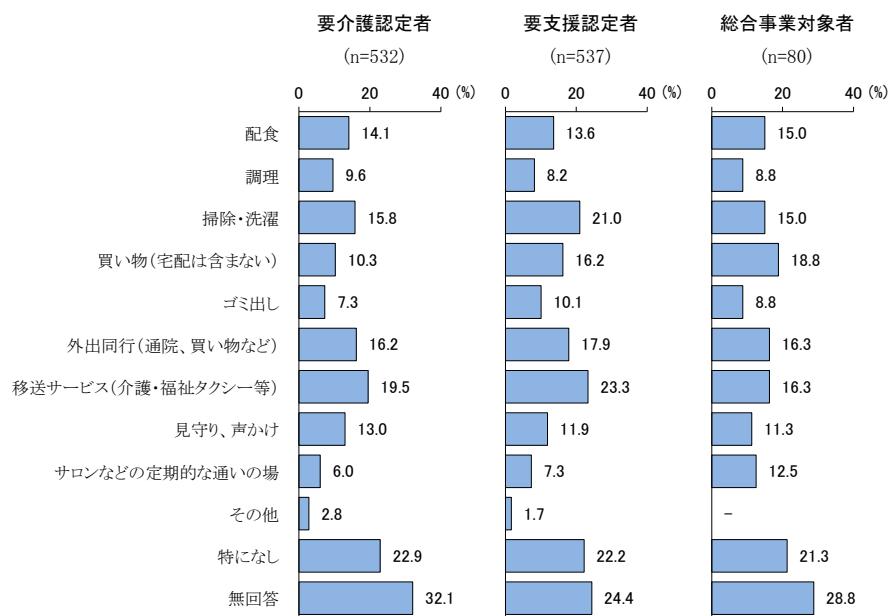
今後利用したい生活支援サービスとしては、要介護認定者と要支援認定者で「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、要支援認定者で「掃除・洗濯」、総合事業対象者で「買い物」（宅配は含まない）」が多くなっています。

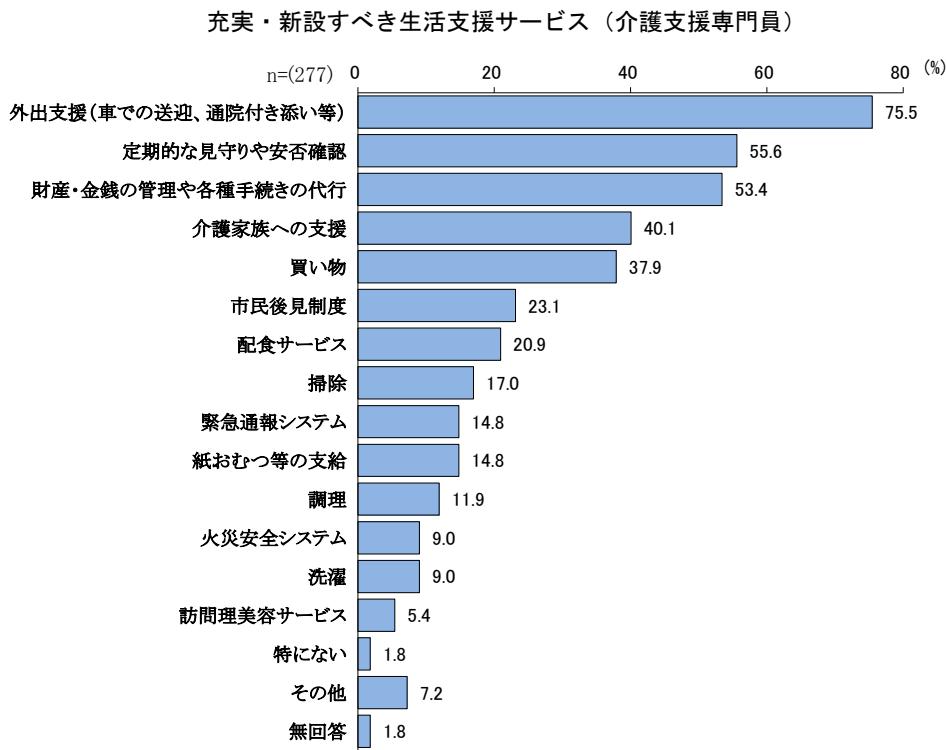
また、ケアマネジャーが生活支援サービスで今後もっと充実させるべき、あるいは新たに行うべきだと思うものは、「外出支援（車での送迎、通院付き添い等）」が75.5%で最も多く、次いで「定期的な見守りや安否確認」「財産・金銭の管理や各種手続きの代行」が割合となっています。

生活支援サービスの利用状況（介護保険被保険者）



今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（介護保険被保険者）



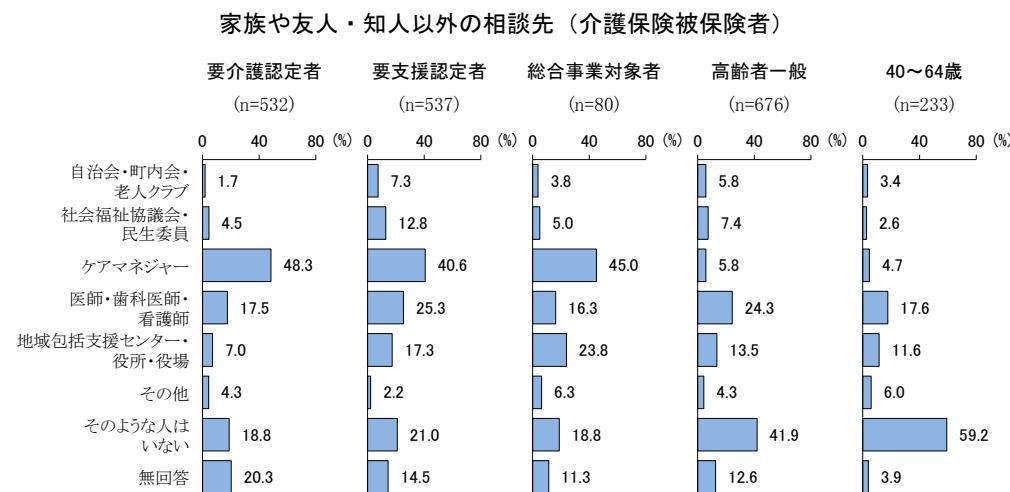


③ 相談先

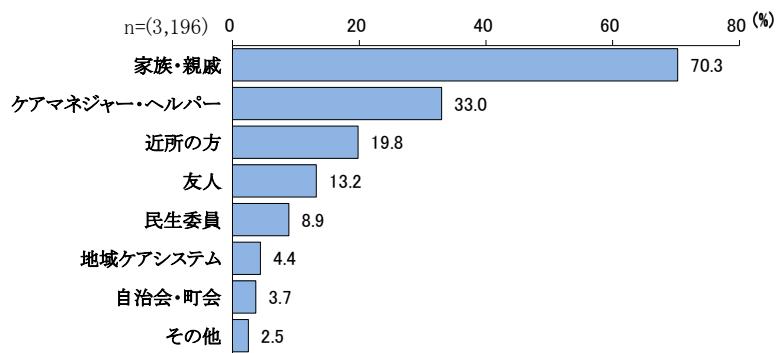
介護保険被保険者の家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手は、要介護認定者、要支援認定者、総合事業対象者は「ケアマネジャー」がいずれも4割台で最も多くなっています。「そのような人はいない」は高齢者一般で41.9%、40～64歳で59.2%となっています。

日常生活で困ったときに頼る相手としては、「家族・親戚」が70.3%と最も多く、次いで「ケアマネジャー・ヘルパー」が33.0%、「近所の方」が19.8%となっています。

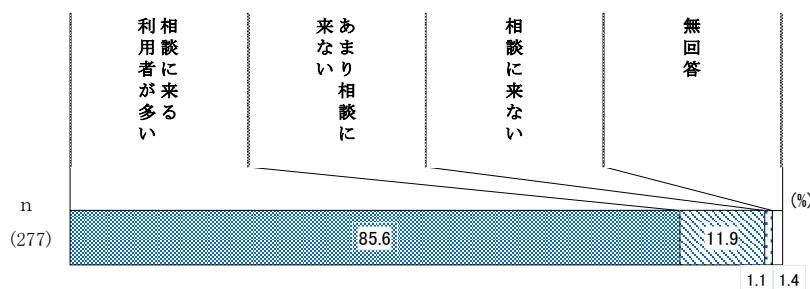
一方、ケアマネジャーに利用者（家族を含む）が気軽に相談してくるかについてみると、「相談に来る利用者が多い」が85.6%を占めています。



困ったときに頼る相手（生活支援・介護予防に関するアンケート調査）



ケアマネジャーに利用者（家族を含む）が気軽に相談してくるか（介護支援専門員）



課題

在宅における自立した日常生活の維持・継続を支援するため、多様なサービスが利用できる地域をめざし、企業や組合、ボランティアなど多様な主体との連携を深めていくことが重要です。

また、何かあったときに相談する相手は、ケアマネジャーが多い一方で、相談する相手がない方も多くなっています。相談する相手がおらず、孤立してしまうことを避けるためにも、周囲の理解の促進や地域とのつながりの強化、身近に心のよりどころとなる居場所づくりを行う必要があります。

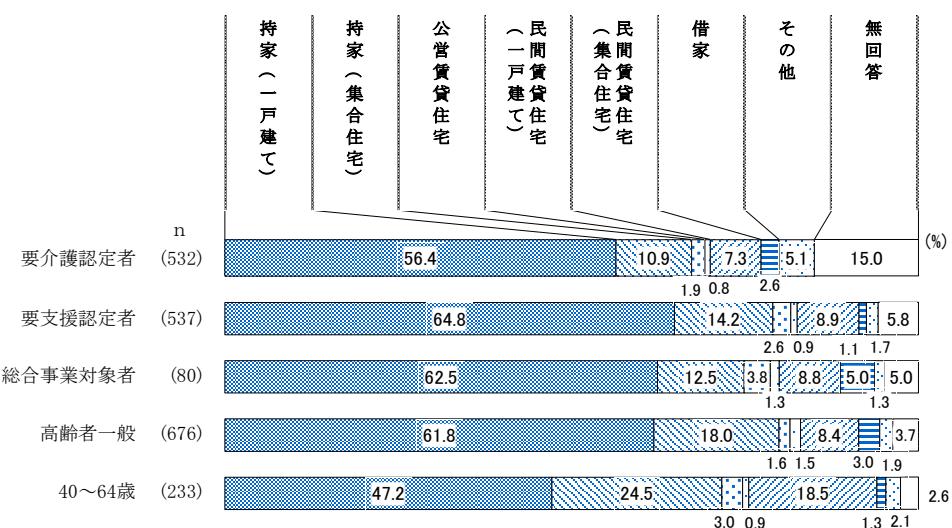
(6) 住まい

① 現在の住まい

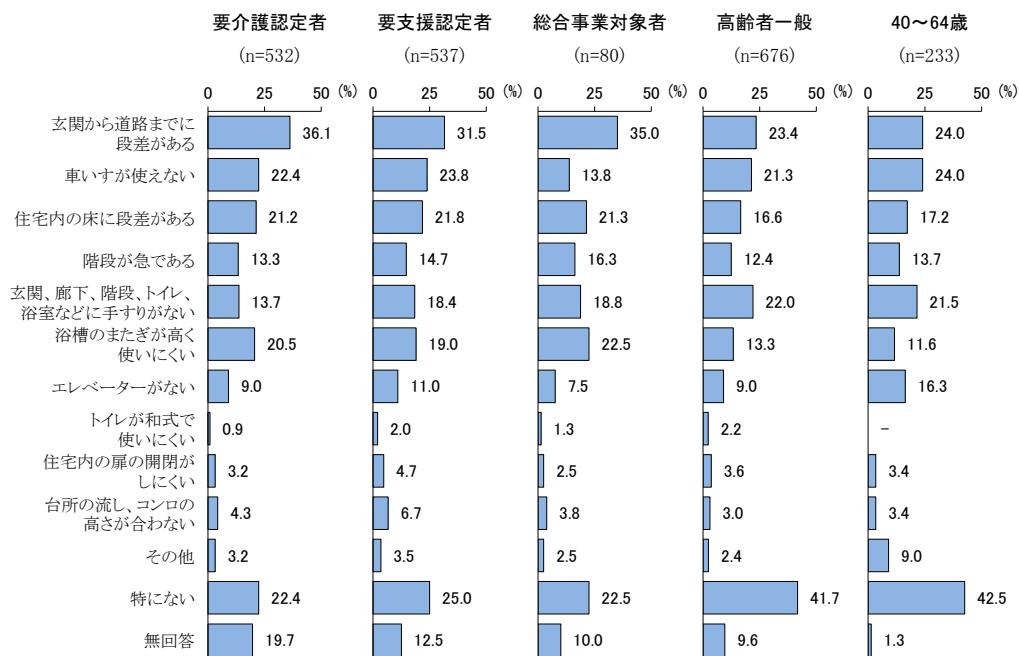
介護保険被保険者の住まいの形態は、「持家（一戸建て）」は要支援認定者で64.8%と最も多く、次いで総合事業対象者で62.5%、高齢者一般で61.8%となっています。

住まいの中で不便なところは、各対象層とも「玄関から道路までに段差がある」が最も多くなっており、総合事業対象者以外で「車いすが使えない」、要介護認定者、要支援認定者、総合事業対象者で「住宅内の床に段差がある」、高齢者一般と40~64歳で「玄関、廊下、階段、トイレ、浴室などに手すりがない」、要介護認定者と総合事業対象者で「浴槽のまきが高く使いにくい」も2割台と多くなっています。

住まいの形態（介護保険被保険者）



居住で不便なところ（介護保険被保険者）



② 現在の住まいの継続意向

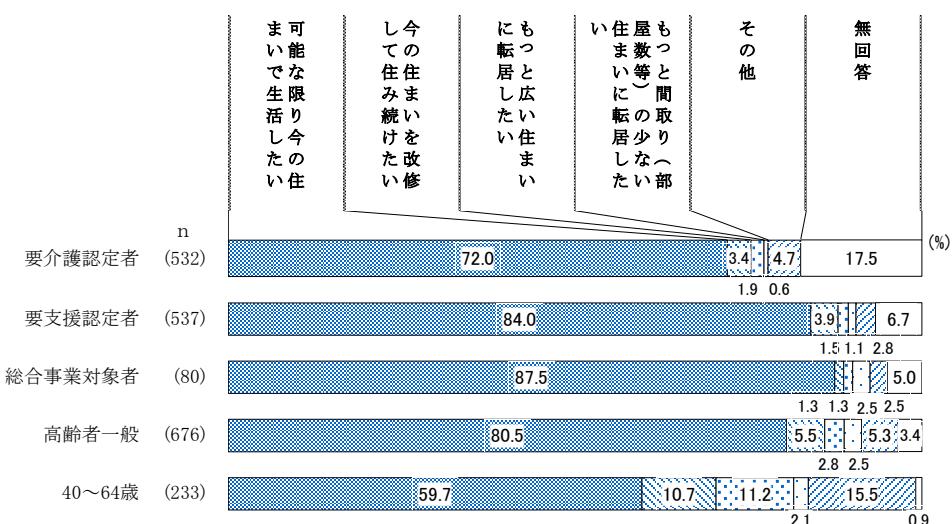
介護保険被保険者に今後も現在の住まいで生活したいかをみると、「可能な限り今の住まいで生活したい」は総合事業対象者で87.5%と最も多く、要支援認定者で84.0%、高齢者一般で80.5%となっています。できるだけ自宅で暮らしたい理由としては、各対象層とも「住み慣れた場所で過ごしたいから」が最も多く、次いで「自分の好きなことをしながら過ごしたいから」となっています。40~64歳は「病院や施設で過ごすのは経済的に負担が大きいから」が47.2%と多くなっています。

できるだけ自宅で暮らし続けるために必要なこととしては、要介護認定者は「家族が同居している、または近くに住んでいること」、それ以外の対象層では「住み続けられる住まいがあること（例：バリアフリーに対応している 等）」が最も多くなっています。

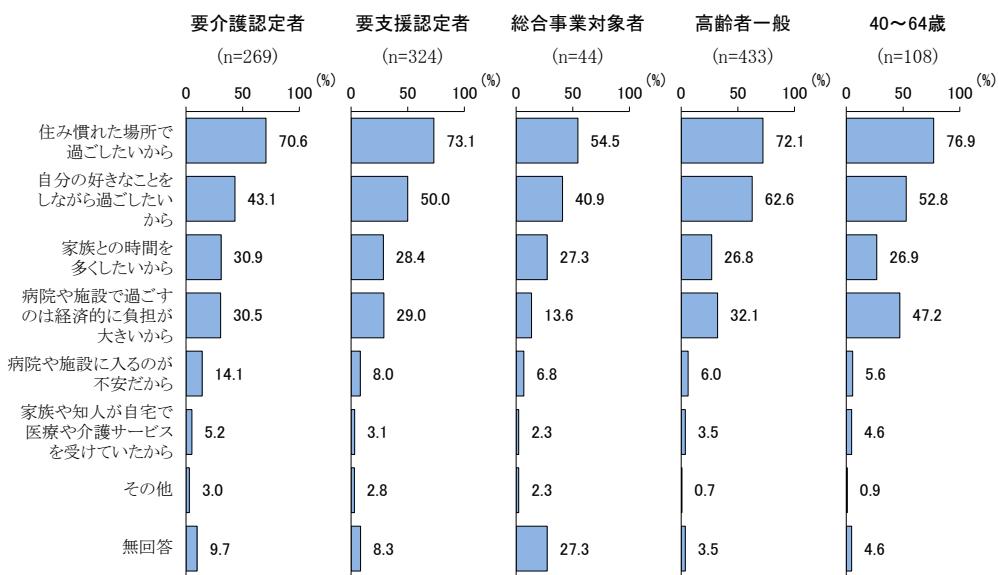
また、施設への入所・入居を検討していない方の今後の生活についての考えは、各対象層とも「できるだけ自宅で暮らしたいが、寝たきりや物忘れの症状が重くなったら、老人ホーム等の施設に入ることもやむを得ない」が5割前後を占めています。「寝たきりになったり物忘れの症状が重くなっても、最期まで自宅（現在の住まい）で暮らしたい」は、要介護認定者で33.3%、要支援認定者で25.2%、総合事業対象者で19.4%であることがわかりました。

なお、施設や高齢者向け賃貸住宅で暮らしたい理由としては、各対象層とも「自宅では家族の介護などの負担が大きいから」が最も多くなっています。高齢者向け賃貸住宅に住み替えるために必要な支援としては、要支援認定者は「住み替える際の相談窓口」、高齢者一般と40~64歳は「高齢者向け賃貸住宅の種類や入居費用に関する情報提供」がそれぞれ5割以上を占めています。

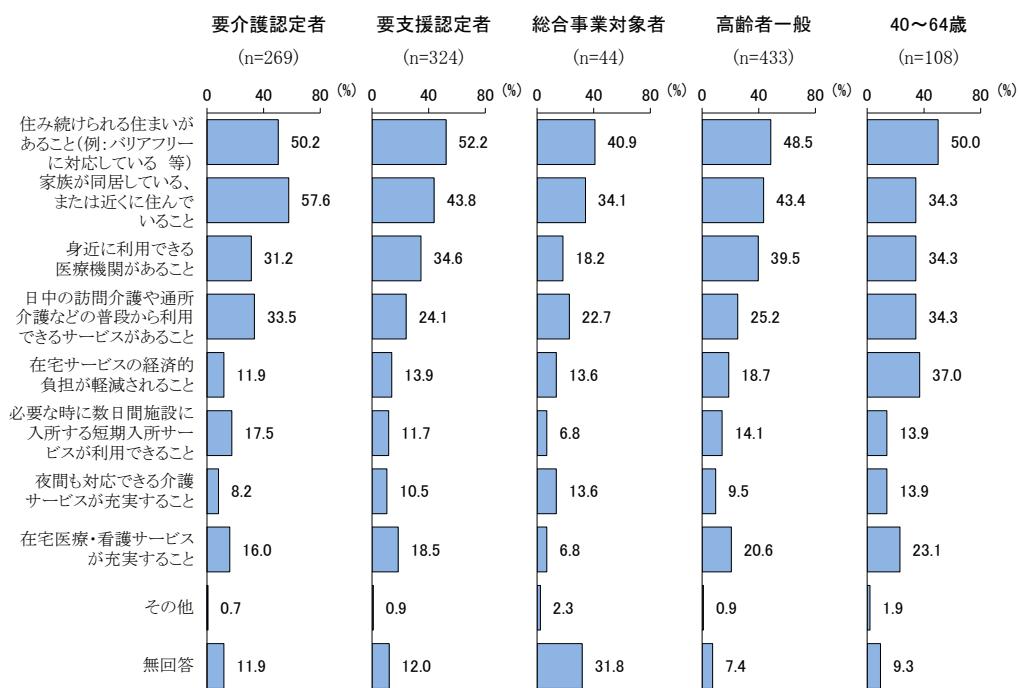
現在の住居の継続意向（介護保険被保険者）



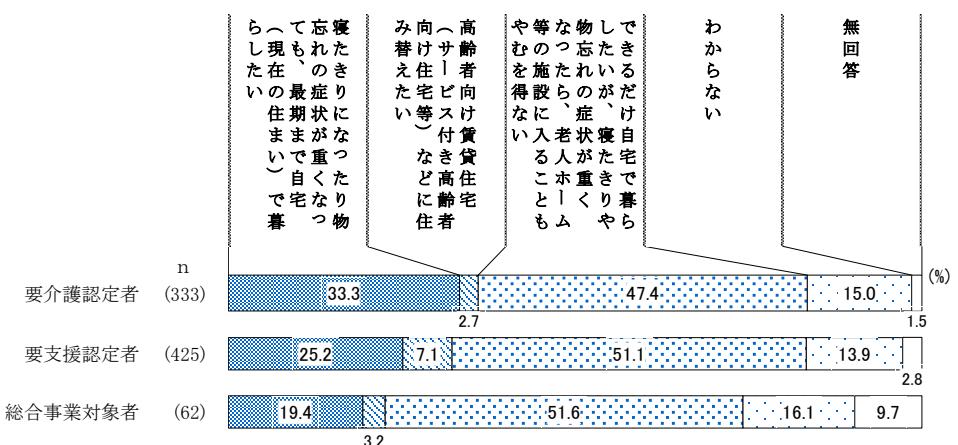
自宅で暮らしたい理由（介護保険被保険者）



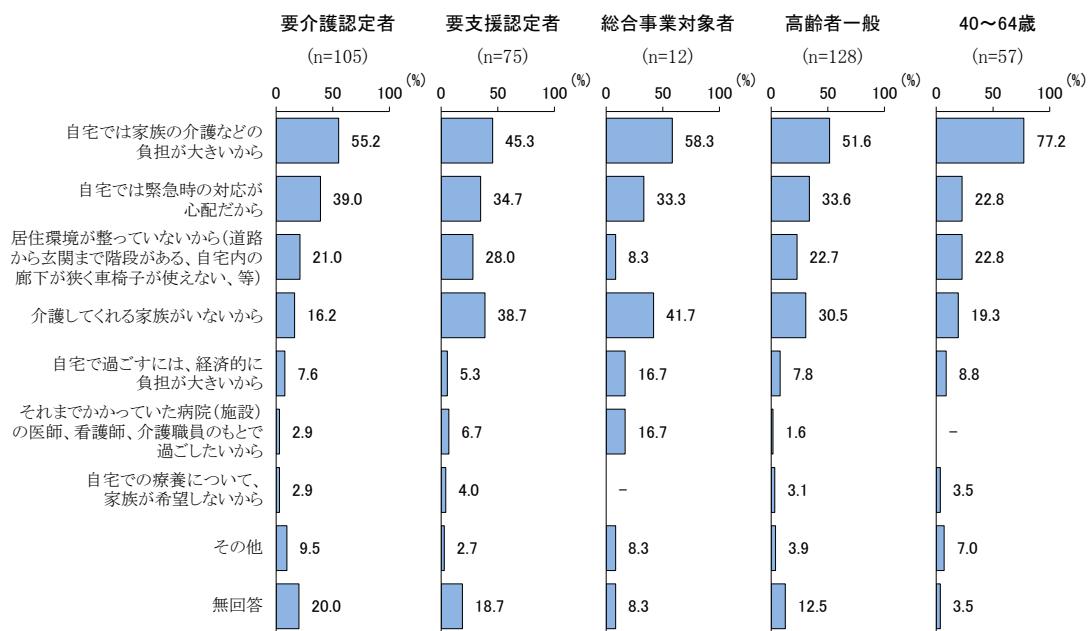
自宅で暮らし続けるために必要なこと（介護保険被保険者）



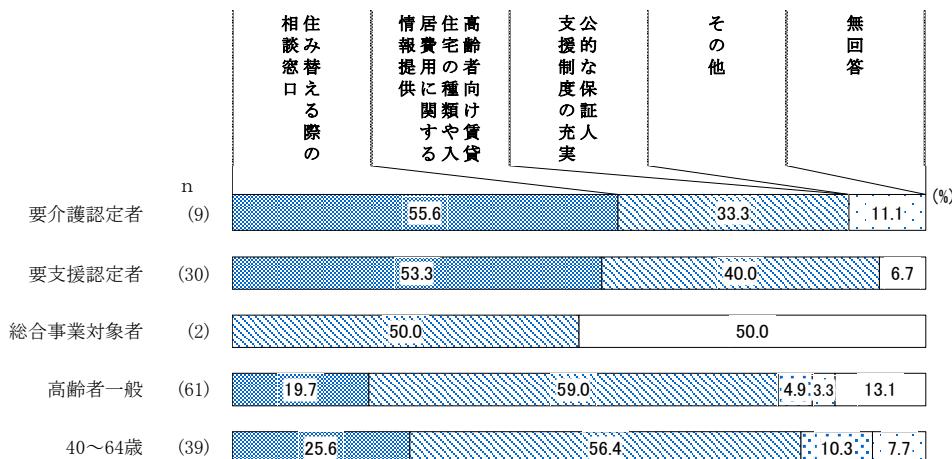
今後の生活についての考え方（介護保険被保険者）



自宅以外で暮らしたい理由（介護保険被保険者）



住み替えるために必要な支援（介護保険被保険者）



課題

現在の住まいの中で不便なところとして、段差や手すりがないなどの回答が多くなっており、身体能力の低下により、住まいの中に不便さを感じていることがわかります。しかし、住まいの継続意向は高いことから、その方に対する支援の一つとして、今後もなるべく自宅で生活ができるよう、バリアフリー化した適切な環境整備をするための支援が必要です。

(7) 介護者

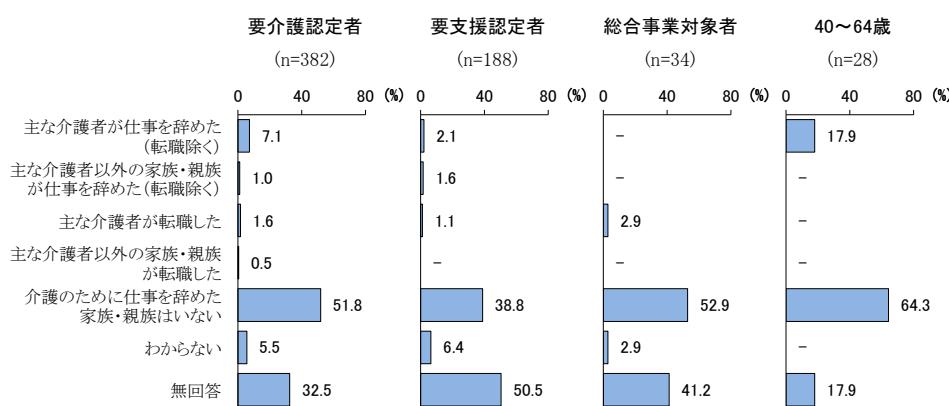
介護を主な理由として「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」は、40～64歳で17.9%と比較的多くなっています。一方、主な介護者が《働いている》（「フルタイムで働いている」+「パートタイムで働いている」）は、要介護認定者で36.1%、要支援認定者で29.8%、総合事業対象者で32.3%、40～64歳で25.0%となっています。

介護をするにあたって、介護者が働き方についての調整等を行っているかみると、「特にやっていない」が要支援認定者で48.2%、要介護認定者で34.8%となっています。「介護のために、《労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）》しながら、働いている」は要介護認定者で28.3%となっています。

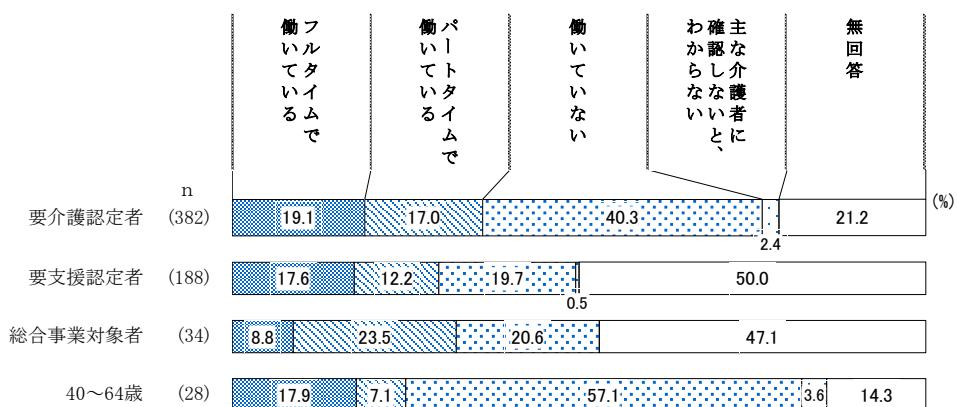
今後も働きながら介護を続けていけるかについてみると、各対象層とも「問題はあるが、何とか続けていける」が最も多くなっています。《続けていくのは難しい》（「続けていくのは、やや難しい」+「続けていくのは、かなり難しい」）は、要介護認定者で19.6%、要支援認定者で10.8%であることがわかりました。

介護をしていて負担に感じることは、要介護認定者と総合事業対象者は「身体的につらい（腰痛や肩こりなど）」「精神的なストレスがたまり、何をどのように相談すればよいか、わからない」「日中、家を空けるのを不安に感じる」、40～64歳は「精神的なストレスがたまり、何をどのように相談すればよいか、わからない」「日中、家を空けるのを不安に感じる」が多くなっています。

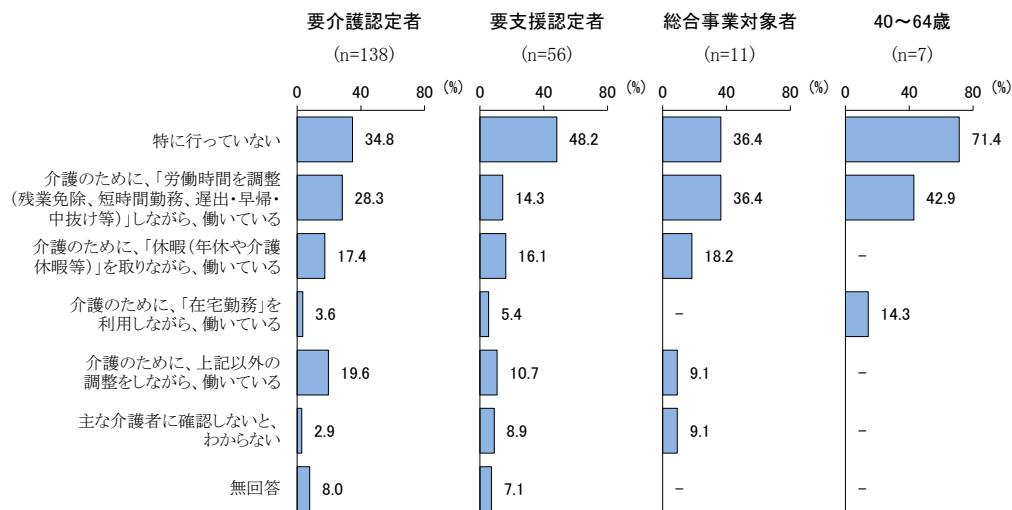
介護を理由とした退職者の有無（介護保険被保険者）



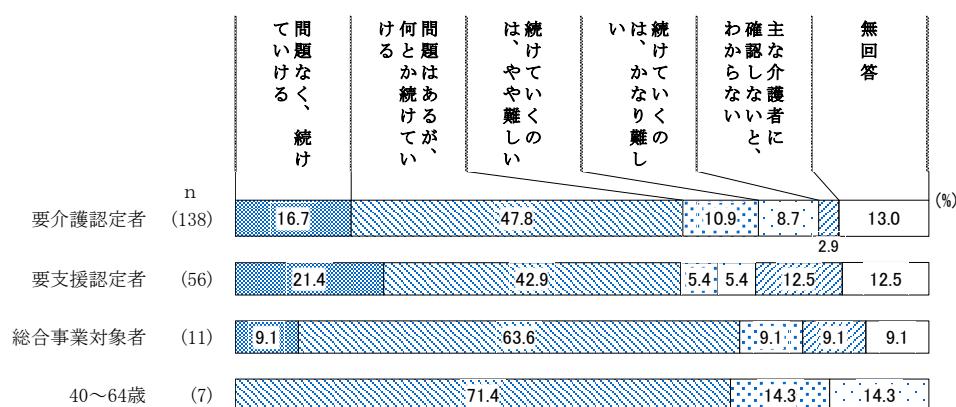
介護者の勤務形態（介護保険被保険者）



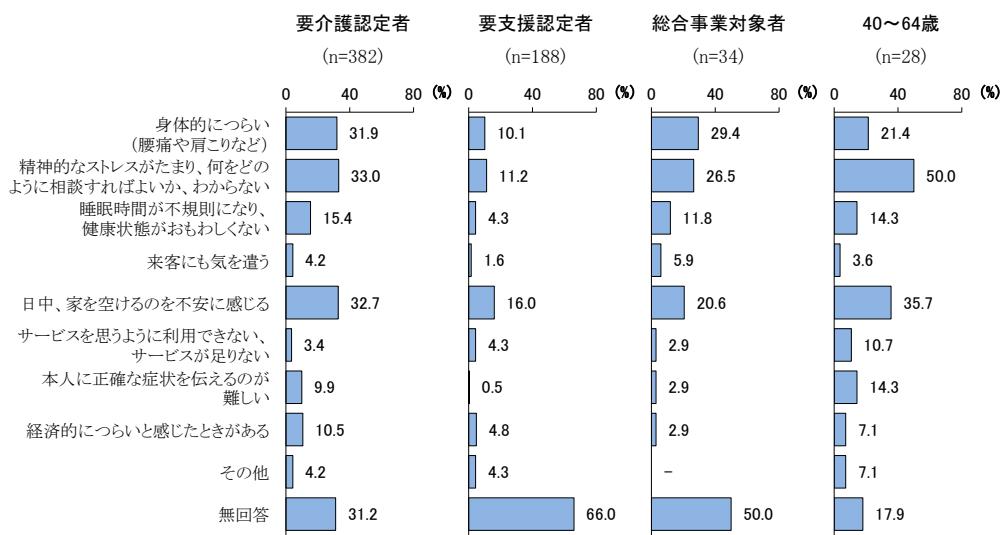
介護をするにあたっての調整等（介護保険被保険者）



働きながら介護の継続（介護保険被保険者）



介護で負担に感じること（介護保険被保険者）



課題

介護者のうち、介護を主な理由として仕事を辞めた方は少なく、働き方の調整等を行っている方も少なくなっています。

しかし、介護をしていて負担に感じることとして、「身体的につらい（腰痛や肩こりなど）」「精神的なストレスがたまり、何をどのように相談すればよいか、わからない」「日中、家を空けるのを不安に感じる」、が多くなっていることから、介護者の負担軽減を図る取り組みを推進していく必要があります。

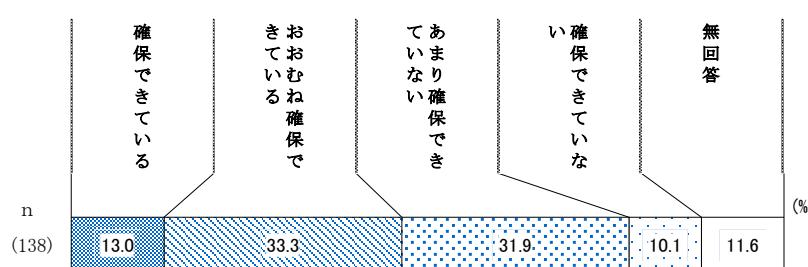
(8) 事業所について

① 人材確保状況

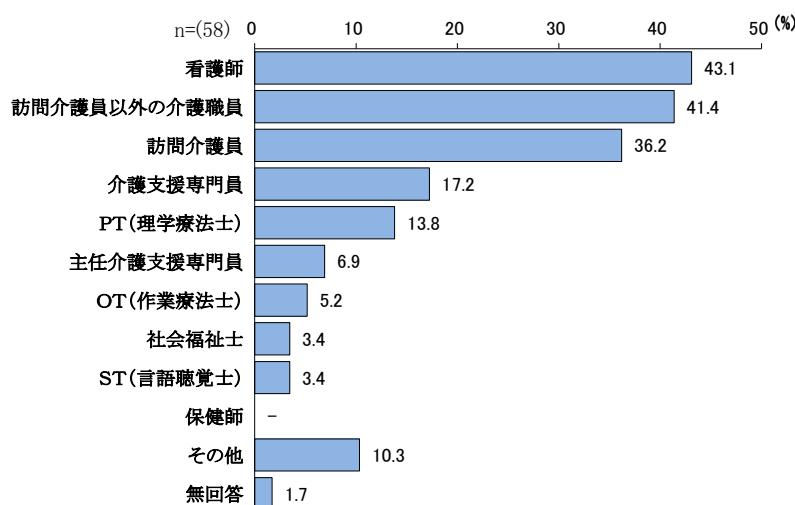
事業所の市内における人材確保状況としては、《確保できている》(「確保できている」+「おおむね確保できている」)は46.3%で、《確保できていない》(「あまり確保できていない」+「確保できていない」)の42.0%を上回っていますが、人材の確保ができていない職種としては、「看護師」が43.1%で最も多く、次いで「訪問介護員以外の介護職員」が41.4%、「訪問介護員」が36.2%となっています。

市内における人材確保のための取り組みとしては、「ハローワークとの連携を図っている」が57.2%で最も多く、次いで「定期的に求人誌への掲載などを行っている」「採用時に労働日数・時間の希望ができるだけ聞き入れている」が4割台となっています。

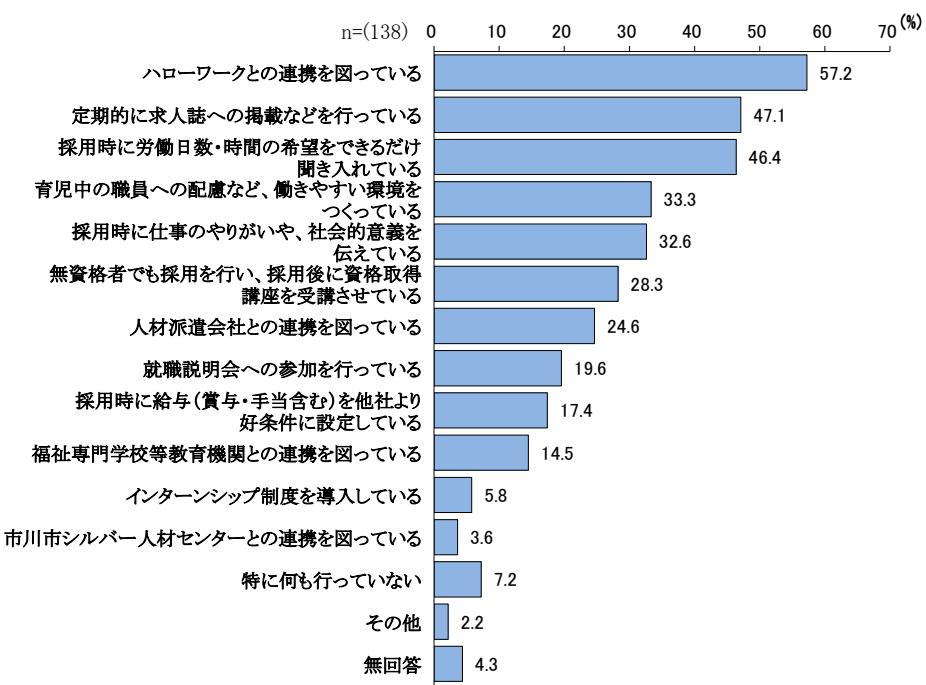
人材確保状況（介護サービス事業者運営法人）



人材が確保できていない職種（介護サービス事業者運営法人）



人材を確保するための取り組み（介護サービス事業者運営法人）

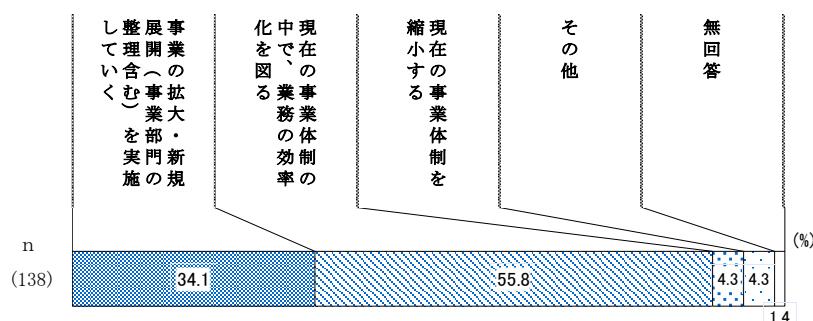


② 経営課題

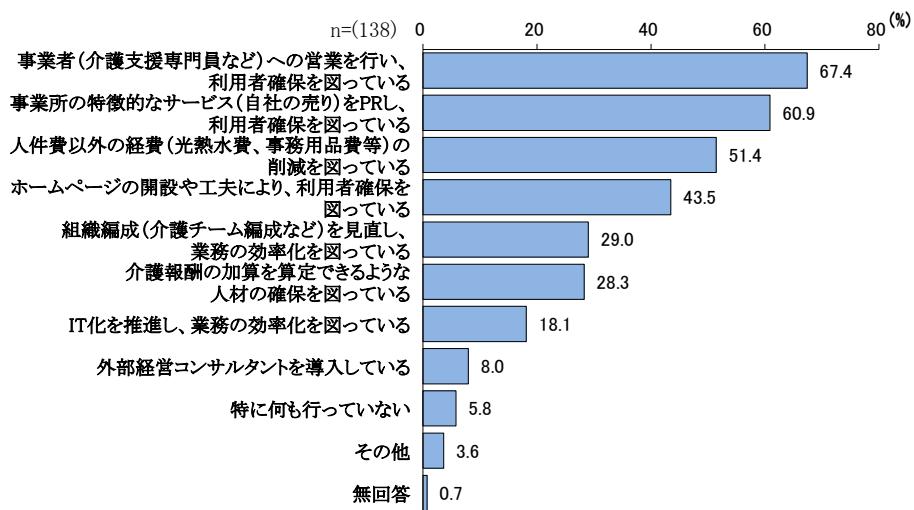
収支の向上や改善をはかるにあたっての考え方としては、「現在の事業体制の中で、業務の効率化を図る」が55.8%を占め、「事業の拡大・新規展開（事業部門の整理含む）を実施していく」が34.1%となっています。

収支の向上や改善に向けて行っている取り組みとしては、「事業者（介護支援専門員など）への営業を行い、利用者確保を図っている」が67.4%で最も多く、次いで「事業所の特徴的なサービス（自社の売り）をPRし、利用者確保を図っている」が60.9%となっています。

収支向上・改善を図るにあたっての考え方（介護サービス事業者運営法人）



収支向上・改善に向けての取り組み（介護サービス事業者運営法人）



3 第6期計画の総括

第6期計画では4つの基本目標を定め、計画の推進を図りました。各基本目標に定められた事業については、毎年度、進捗状況の把握に努め、評価・分析を行いました。

基本目標1 予防

「いきがい事業」、「高齢者クラブへの支援」及び「老人福祉センター・老人いこいの家の活用」については、十分目標を達成できたと評価されていますが、各事業において参加者又は施設の利用者が目標値に達していないものもあり、更なる周知が必要です。

また、「地域介護予防活動支援事業」としては、平成27年度から「市川みんなで体操」をモデル事業として開始しました。

平成28年度からは本格的に事業を開始し、地域づくりと介護予防を推進してきました。

基本目標2 生活支援

「成年後見制度利用支援事業」については、成年後見制度に関する相談を身近で受けることができるよう、社会福祉士等の専門職が配置されている高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）を、平成27年から15カ所に増設する等、窓口の強化を図るほか、市民説明会等の研修を実施し、毎年その相談件数が増加しています。

同制度の利用件数の増加に伴い、専門職後見人が不足することを想定し、市民後見人を活用できる体制の整備を進めてきました。

また、「協議体（地域の中での課題や不足資源を検討し、課題解決にむけて情報提供、情報共有を行うため、コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）と連携して地域住民や関係団体等が参加する会議体）の設置及び運営」については、地域課題や不足資源を把握・検討し、課題解決を図るために、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた推進体制全体と協議体のあり方の整備が必要です。

今後、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた推進体制を確立し、多様な生活支援サービスの創出に向けた取り組みを行っていくことが求められます。

基本目標3 医療・介護

「在宅医療・介護連携推進事業」については、医師会、歯科医師会、薬剤師会などと連携を図り、更なる在宅医療の体制を整えていくために、医療や介護の専門職によるグループワークなどの研修会や情報共有のしくみ作りを行いました。また、市民には、地域の医師や医療の専門職によるセミナーや講演会を行い、在宅医療の普及啓発に努めました。

加えて、「認知症初期集中支援チームによる早期支援」、「認知症カフェなど、認知症の人や介護する家族への支援」及び「認知症サポーターの養成」等を通じて、認知症の方を地域全体で支え合える体制を整備していくほか、家族の介護負担を軽減するよう取り組みを進めてきました。

基本目標4 住まい

「避難行動要支援者名簿登録制度」については、平成25年の災害対策基本法の一部改正等を踏まえ、名簿作成や情報の共有等について危機管理部門等との制度見直しに関する協議を行いました。

平常時から地域において支援体制づくりに取り組んでいくことが求められていることから、見直し後は「自助、共助」という役割を明らかにしつつ、それぞれの意識向上の促進が必要となります。

また、「特別養護老人ホーム等の福祉施設の確保」については、整備目標量に達していないサービスがありました。引き続き、ニーズを把握し、計画的に施設を整備することが必要となります。

4 地域懇談会・パブリックコメント

(1) 地域懇談会

計画の策定にあたり、広く市民の意見を聞かせていただくことを目的として、地域懇談会を開催しました。

(2) パブリックコメント

計画の策定にあたり、計画の骨子案を広く市民にお知らせして、意見の募集を行った結果、多数の意見があり、参考にさせていただきました。

なお、内容等につきましては、市公式webサイトで公表しています。

※ 今後、「地域懇談会」及び「パブリックコメント」を実施した上で、参加者の皆様等からいただいた主な意見及びその対応について、まとめた内容を掲載することを予定しています。



第4章

計画の基本理念と取組み

第3章「計画策定にあたって」を踏まえて、第5期から取り組んでいる地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、第7期計画では、次のとおり、基本理念、基本方針、基本目標を掲げ、推進します。

1 基本理念・基本方針・基本目標

【基本理念】

個人としての尊厳が保たれ　その人らしく自立した生活を
送ることができる安心と共生のまち　いちかわ

平成12年に策定した第1期計画から第6期計画までは「健康と長寿を喜び、健やかで安心した生涯を過ごすことができる社会」を基本理念に掲げ、その実現を目指し取組みを進めてきました。

介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態又は要支援状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を理念としています。

また、高齢者が要介護状態等になった場合であっても、生きがいを持って日常生活を過ごし、住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、個人の尊厳を保持し、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を確立することが今後ますます重要となります。

さらに、地域包括ケアシステムを強化する観点から、全ての地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできるよう、地域共生社会の実現を見据えた取り組みを推進する必要があります。

第7期計画では、これらの考え方を踏まえて基本理念を見直し、「尊厳の保持」「自立」「共生」の3つをキーワードに、新たな基本理念を設定しました。

基本方針

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続ける ことができるよう、地域包括ケアシステムを 推進していきます

基本理念を実現するため、安心して暮らせる住まいを確保した上で、要介護状態等となることを予防し、要介護状態等になった場合であっても、個人の自由な選択により、その有する能力に応じて自立した日常生活を人生の最期まで継続できるよう、地域で支え合うまちづくりを推進していきます。

基本目標 1 「介護予防・生活支援」

介護予防の普及啓発に取り組むほか、生きがいや役割を持って通える場が充実するよう地域活動を支援することにより、高齢者の自立した社会参加を促進し、要介護状態となることの予防、要介護状態の軽減及び重度化防止を図ります。

また、地域の担い手による多様な生活支援サービスの体制を充実させていくとともに、地域ネットワークの構築を図ることにより、日常生活上の支援が必要な高齢者が自立した在宅生活を送ることができるよう支援していきます。

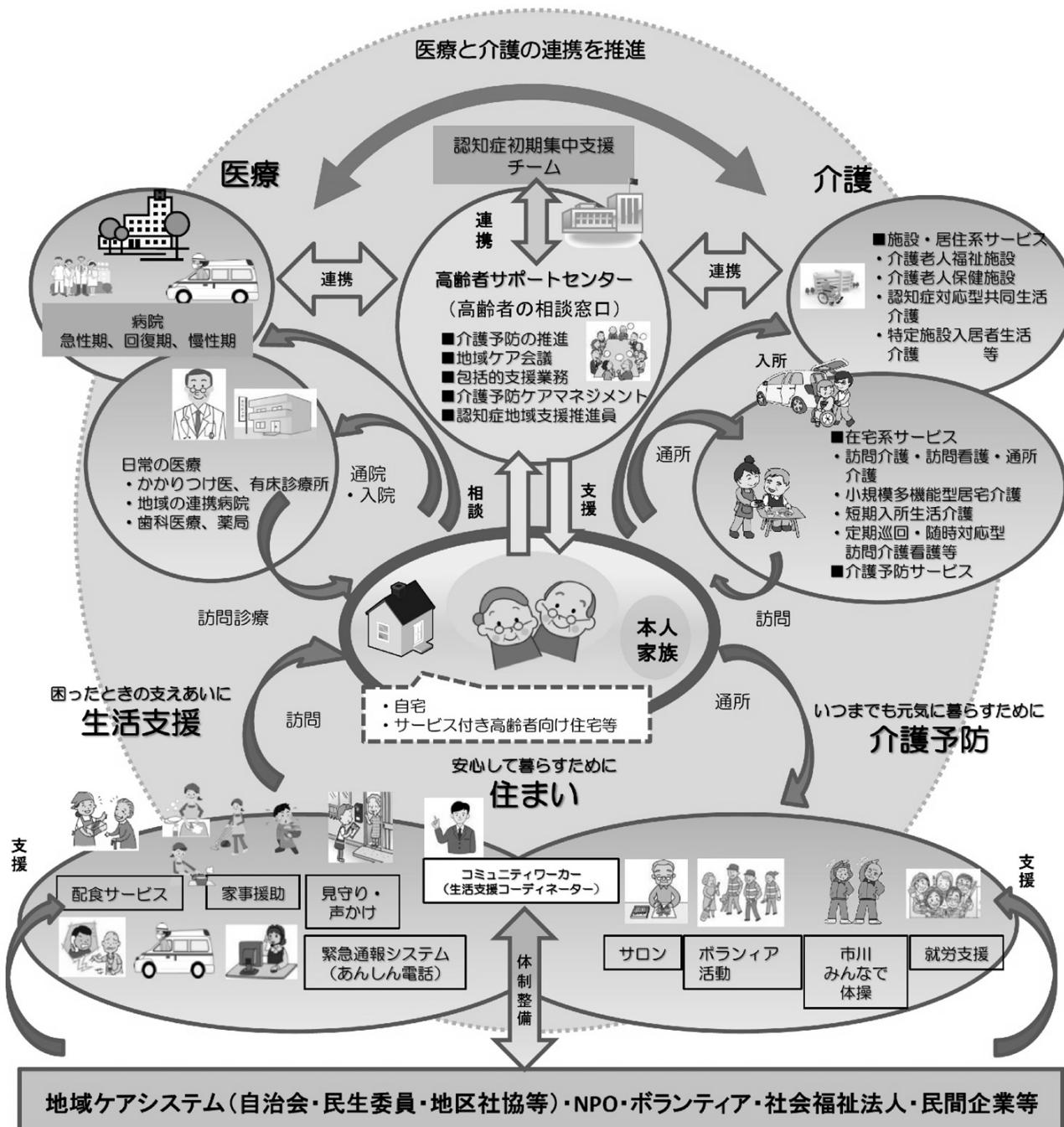
基本目標 2 「医療・介護」

退院支援、日常の療養支援、看取り等様々な局面で在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域における医療・介護の関係機関などと連携を図るとともに、在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発に取り組んでいきます。

基本目標 3 「住まい」

高齢者が心身の変化や生活状況に応じて住まいを選択できるような、幅広いニーズに対応できる住居を確保するほか、居住支援を充実していきます。

市川市地域包括ケアシステムのイメージ図



2 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域設定の趣旨

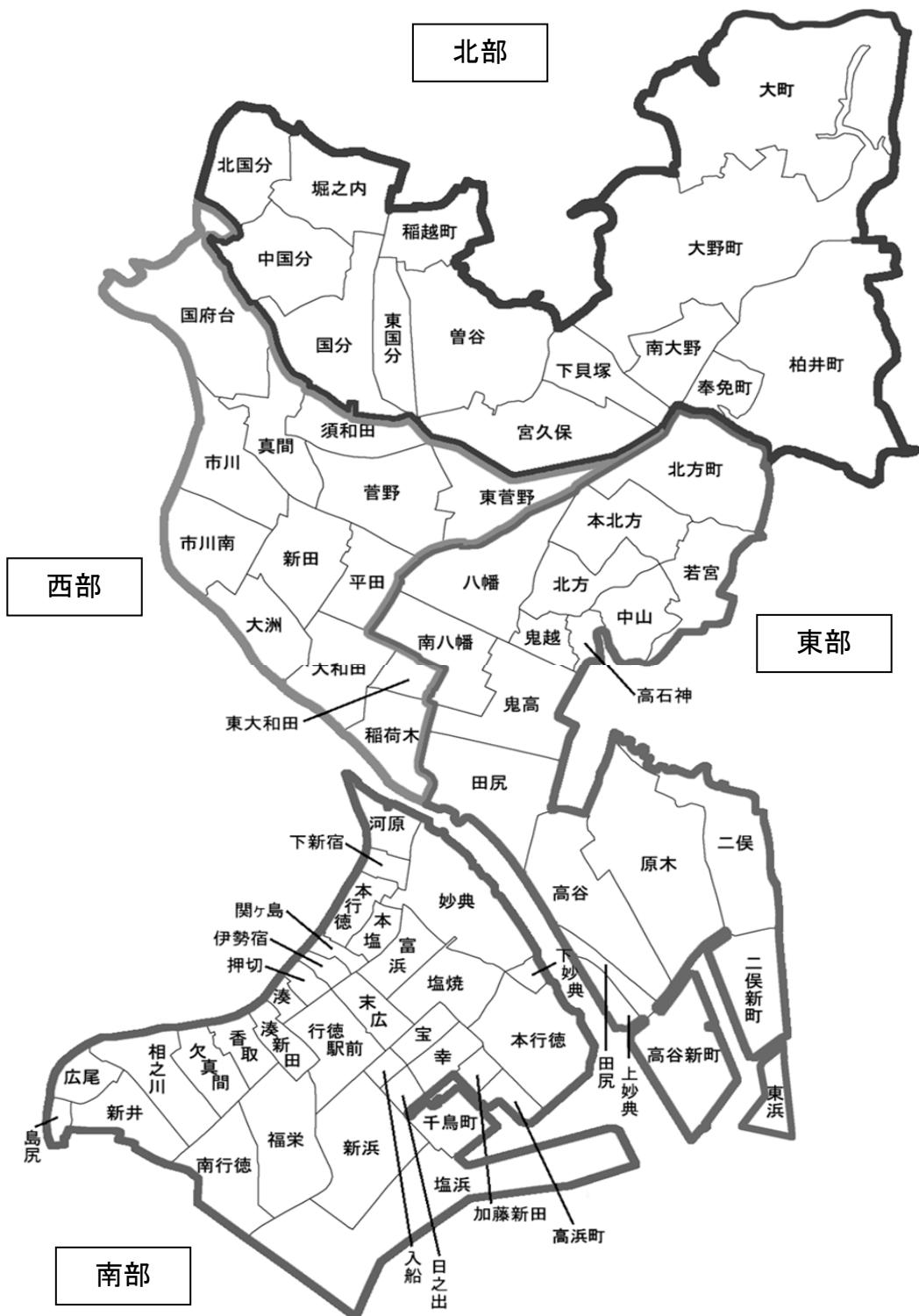
地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステムを深化・推進する区域を念頭において、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めるものです。

(2) 日常生活圏域の設定

本市では、市民の生活実態や地域活動に合わせた地域包括ケアシステムを推進していく必要があることから、日常生活と密接な関係にある自治会区域や地域ケアシステムの14の区域を基本に、施設整備を含めた介護サービスの量や医療の状況等を勘案し、第6期計画において4つの日常生活圏域を設定しました。

第7期計画においても、この4つの圏域設定を引き続き継承していきます。

日常生活圏域





第5章 施策

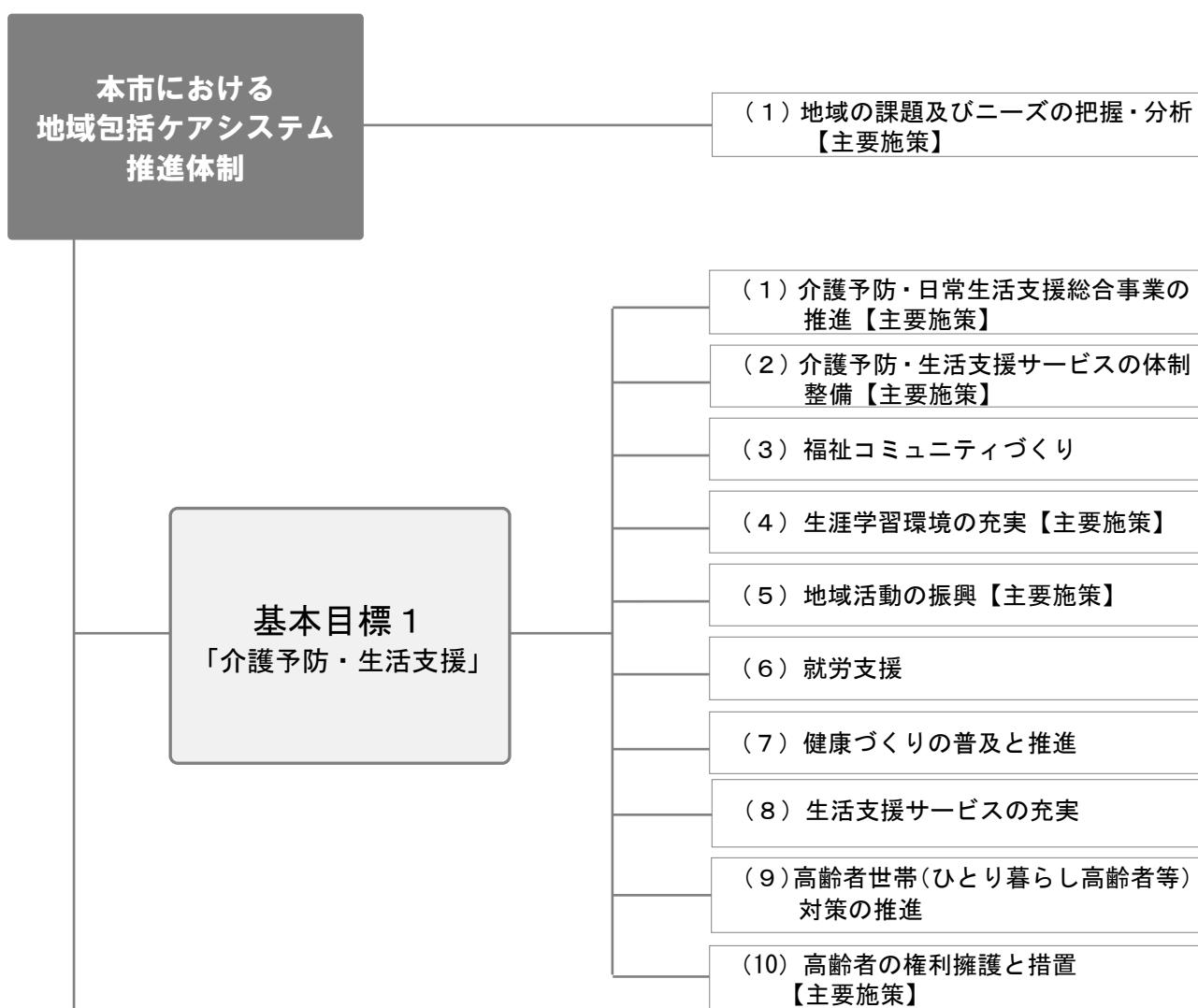
1 施策の体系

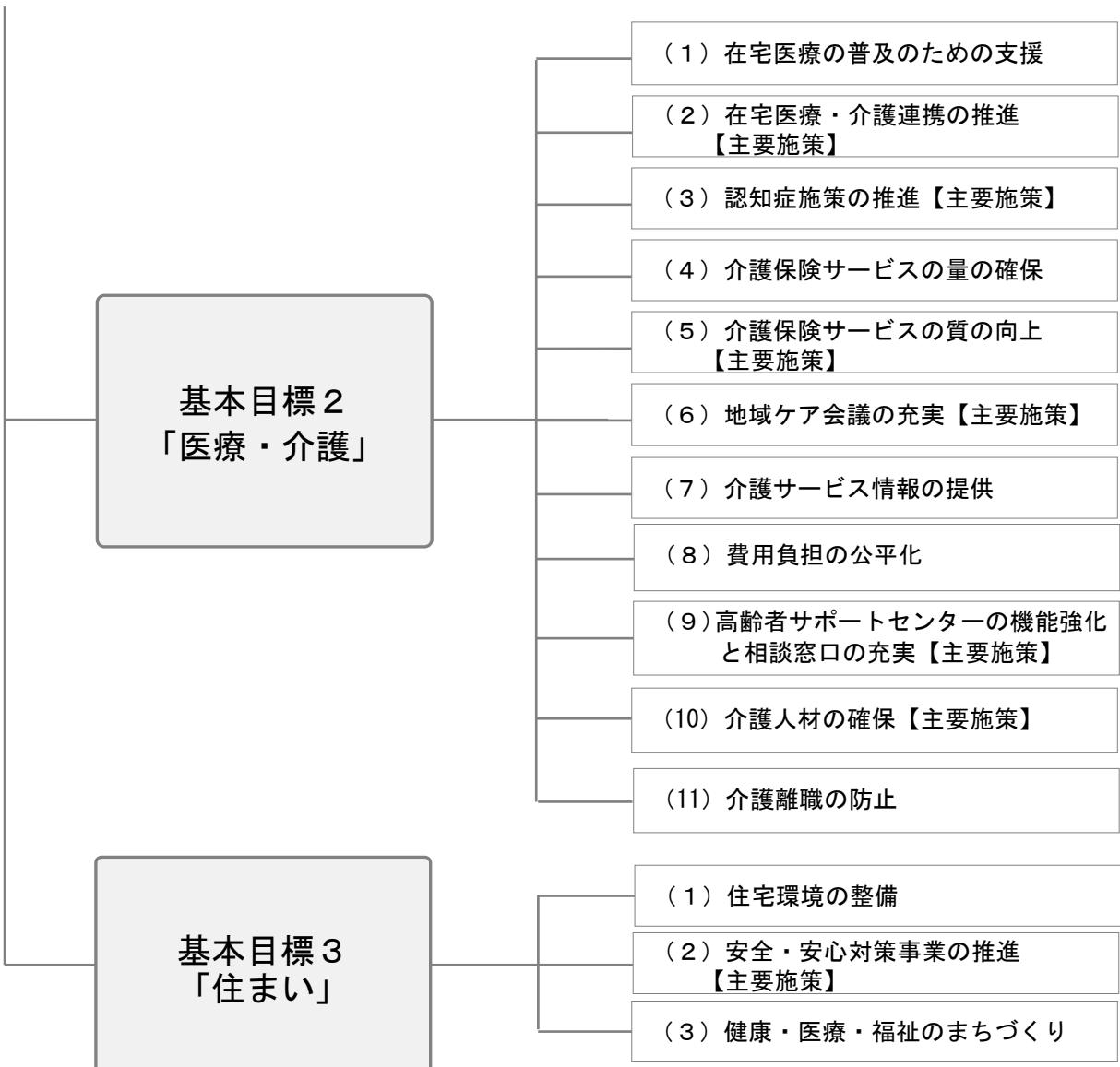
本計画では、第7期計画で新たに設定した基本理念の下、第6期計画から継承する4つの基本目標のうち、「予防」と「生活支援」を集約し、3つの基本目標を定めています。各基本目標の達成に向けた施策、さらに施策を具現化するための事業を体系化しています。

また、各基本目標の達成に向けて、特に関連性が高い施策を「主要施策」と位置付け、さらに主要施策の達成に向けて、重点的に取り組んでいく事業を「重点事業」としています。

【推進体制と基本目標】

【施策】





本市における地域包括ケアシステム推進体制

地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、関係各部との協力体制により様々な施策を展開していくことが不可欠となります。

そのため、介護予防・生活支援、医療・介護、住まいに関する各専門部会を設けるとともに、各専門部会等の活動を全体的に統一し、本市における考え方や方向性を検討する代表者会議としての地域包括ケアシステム推進委員会を設置し、府内の連携・情報共有を図っていきます。
(体制図は、P. 57参照)

(1) 地域の課題及びニーズの把握・分析【主要施策】

地域包括ケアシステムは、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

そのためには、地域課題を分析し、課題とニーズを把握することが重要となります。

地域課題及びニーズは、関係機関が地域において活動していく中で、把握していることがあることから、関係機関と連携し、情報共有を図っていきます。

また、本市においては、地区推進会議や地域ケア会議などの会議体を活用して地域課題及びニーズの把握をしていきます。

地域包括ケアシステム推進委員会の運営

重点
事業

進行
管理

地域包括ケアシステム推進委員会は、ワーキンググループ全体会議から提案のあった施策の検討、府内関係部署との連携、情報共有等を行います。

ワーキンググループ全体会議は、専門的な事項を検討する各部会を統括し、地域課題等の情報を収集・分析し、施策を検討します。また、重点的に推進すべき施策を整理し、地域包括ケアシステム推進委員会に報告します。

(福祉政策課)

地区推進会議の運営

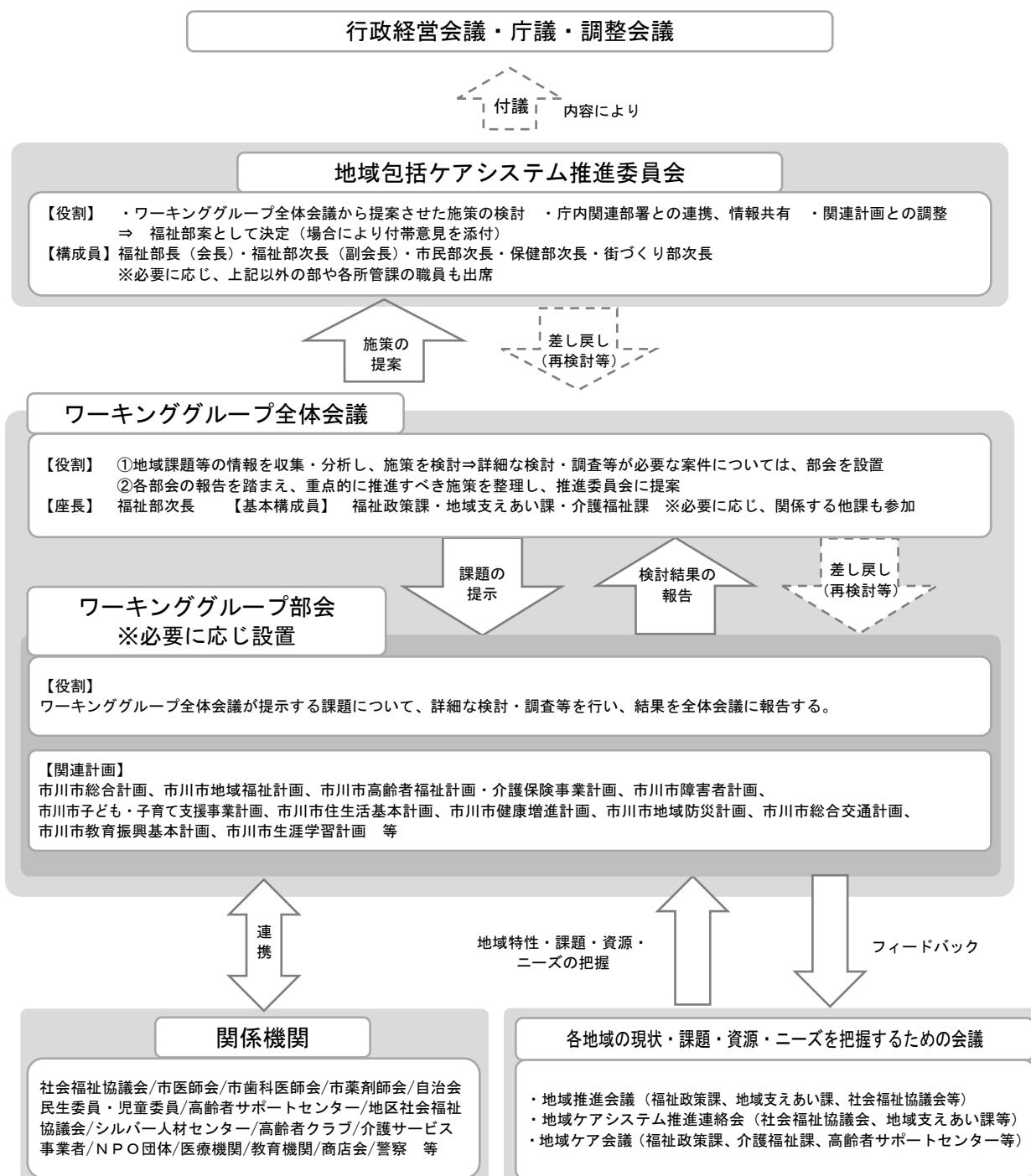
重点
事業

進行
管理

地域課題の検討を行うとともに、地域、コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）、社会福祉協議会、行政の役割分担を踏まえながら、地区別計画の進行管理・検証を行います。なお、地区推進会議において課題解決に向けて出された意見・提案などは、地域包括ケアシステム推進委員会につなげます。

(福祉政策課・地域支えあい課)

市川市地域包括ケアシステム推進委員会 体制図



基本目標1 「介護予防・生活支援」

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるようにするため、生きがいづくりと社会参加の場を確保し、また、地域住民ひとりひとりが健康に関心を持ち、介護予防の視点をもって生活していくことが重要です。このため、介護予防の普及啓発に取り組むほか、生きがいや役割を持って通える場が充実するよう地域活動を支援することにより、高齢者の自立した社会参加を促進し、要介護状態となることの予防、要介護状態の軽減及び重度化防止を図ります。

また、地域の担い手による多様な生活支援サービスの体制を充実させていくとともに、地域ネットワークの構築を図ることにより、日常生活上の支援が必要な高齢者が自立した在宅生活を送ることができるよう支援していきます。

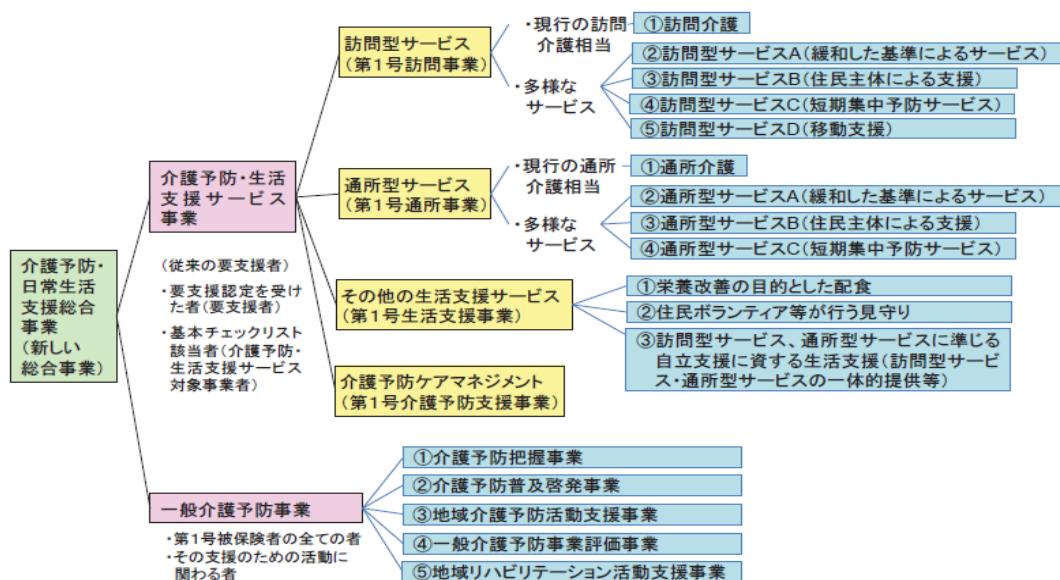
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進【主要施策】

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。

この事業を通して、住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス・支援を充実し、在宅生活の安心確保を図っていきます。

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成例

(以下はサービスの典型例を示しているため、市町村はこれらの例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス内容を検討。)



出典：厚生労働省

介護予防・生活支援サービス事業

重点
事業

高齢者の方が地域の中で安心して生活できるよう、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等のサービス提供体制を構築します。また、要支援者等に対し、その状態やおかれている環境等に応じて本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成する介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。住民主体の支援と合わせ新しい介護予防の考え方に基づき、介護予防・生活支援サービス事業を実施します。

(1) 介護予防訪問介護相当の訪問型サービス

介護予防・日常生活支援総合事業の、訪問型サービスの類型のひとつである、従来の介護予防訪問介護に相当するサービスとして、ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う事業所の指定を行います。

(福祉政策課)

(2) 訪問型サービス B

進行
管理

介護予防・日常生活支援総合事業の、訪問型サービスの類型のひとつである、地域の担い手による多様な生活支援（訪問型サービス B）として、要支援者等に買い物代行、掃除、ゴミ出し、電球の取替え等の生活援助サービスを行う団体等に対し、運営に要する経費の一部を補助します。

(地域支えあい課)

(3) 介護予防通所介護相当の通所型サービス

介護予防・日常生活支援総合事業の、通所型サービスの類型のひとつである、従来の介護予防通所介護に相当するサービスとして、通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や、生活向上のための支援を行う事業所の指定を行います。

(福祉政策課)

(4) 基準緩和通所型サービス（通所型サービス A）

介護予防・日常生活支援総合事業の、通所型サービスの類型のひとつである、通所型サービス A として、通所介護施設（デイサービスセンター）で、レクリエーションや簡単な体操などを行う事業所の指定を行います。

(福祉政策課)

(5) 介護予防ケアマネジメント

高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）の職員等が、生きがいや楽しみなどを伺い、ご本人と共に達成できる目標やサービス内容等を決めてプランを作成します。目標達成後は、より自立に向けた次のステップへ進んでいきます。

（介護福祉課）

※ 『訪問型サービスB』については、平成30年度新規事業として提案中であるため、実施が確定しておりません。

一般介護予防事業

重点
事業

住民による主体的で継続的な通いの場づくりの支援を通じ、地域づくりの支援や自立支援・重度化防止に向けた介護予防事業を展開します。

(1) 介護予防普及啓発事業

進行
管理

市内在住の自立した65歳以上の人を対象に、介護予防等を目的とした高齢者のための体操教室を開催し、介護予防の重要性の普及啓発に努めます。

また、本事業を通じて、地域介護予防活動支援事業の周知や活動の推奨を行います。

さらに、認知症予防に関する取組みを行います。

（地域支えあい課）

(2) 地域介護予防活動支援事業

進行
管理

自治会館等、住民が集まりやすい身近な地域の会場に自主的に集まり、住民が主体的に介護予防のひとつである体操（「市川みんなで体操」）を実施・継続できるよう支援を行います。

（地域支えあい課）

(3) 介護予防把握事業

高齢者サポートセンター(地域包括支援センター)等の関係機関との連携により、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、必要な介護サービスの導入や住民主体の介護予防活動につなげていきます。

(地域支えあい課・介護福祉課)

(4) 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善をしていきます。

(福祉政策課・地域支えあい課・介護福祉課)

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における住民運営の活動の場にリハビリテーション専門職を派遣し、介護予防に関する助言を行うなど、住民の活動への動機付けと継続参加を支援します。

また、介護サービス事業所にリハビリテーション専門職を派遣し、介護職員等への助言などを実施することで、介護サービスの提供における自立支援に資する取組みを進めています。

(地域支えあい課)

(2) 介護予防・生活支援サービスの体制整備【主要施策】

単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯が増加していく中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、多様な生活上の困りごとに対する支援が必要です。そのため、ボランティア団体、NPO 法人、民間企業、協同組合、高齢者等の地域住民等による多様なサービス提供体制を構築することが重要です。また、高齢者がその担い手となることで高齢者自身の介護予防の効果も期待されます。

今後、高齢者の生活を支援するために介護予防・生活支援サービスの体制整備を推進します。

生活支援体制整備事業

重点
事業

(1) 協議体の設置及び運営

進行
管理

様々な担い手によるサービス提供体制を構築していくために、コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）と連携して協議体を設置していきます。協議体には地域住民や関係団体等に参加してもらい、地域の中での課題や不足資源を検討し、課題解決にむけて情報提供、情報共有を行います。

（福祉政策課・地域支えあい課）

(2) コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）の配置

介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備するために、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況の把握を行うなど、提供体制の整備の推進に努めます。

（福祉政策課・地域支えあい課）

(3) サービス・支援の担い手の養成

生活支援サービスの提供主体として期待されるボランティア等、サービスや支援の担い手となる人材を、コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）等とともに養成をし、サービス提供体制の構築と地域の中での支えあいの充実につなげます。

（地域支えあい課）



(4) 生活支援センター養成研修事業

介護予防・日常生活支援総合事業の、地域の担い手による多様な生活支援（訪問型サービスB）の創設に当たり、ボランティア等の担い手の養成を行う研修を行います。

（地域支えあい課）

※ 『生活支援センター養成研修事業』については、平成30年度新規事業として提案中であるため、実施が確定しておりません。

(3) 福祉コミュニティづくり

誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して、いきいきと暮らしていくためには、地域で暮らす人々が支え合っていくことが大切です。福祉コミュニティの充実を図るため、地域ケアシステムを推進するとともに、地域住民が中心となって、課題の共有解決に向けて取り組む地域コミュニティづくりを進めます。

サロンの開催や、見守り、外出支援などの生活支援サービスの提供を通じて、地域の支え合い活動を促進するとともに、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることから、高齢者が担い手としても活動していくことを促進します。

| 事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|-------------------|--|------------------|
| 地域ケアシステム 推進事業 | 地域ケアシステムは、地域で誰もが安心して自立した生活を送れるよう、相談体制の充実、引きこもりがちな高齢者などが気軽に通えるサロン活動や見守り支援などを通し、地域課題の把握に努めています。また、地域ケアシステム推進連絡会や相談員会議を定期的に開催することで、地域課題の共有や解決に向け地域住民が主体となり、行政や市川市社会福祉協議会と協働し取り組んでいます。 | 地域支えあい課 |
| 地域ケアシステム 推進連絡会 | 地域ケアシステム推進連絡会は、地域ケアシステムの推進を図るため、地域の問題を地域で解決していくための検討の場として、さらには福祉コミュニティの充実を進める小域福祉圏の核としての役割を果たします。 また、地域ケア会議で把握した、地域課題の検討を行います。 | 福祉政策課 地域支えあい課 |
| 相談体制の充実 | 地域ケアシステムでは、地域住民による身近な相談窓口として、市内14地区に拠点を設置し、気軽に相談できる雰囲気をつくり、関係機関と連携し、迅速かつ的確な対応ができるよう体制の充実に努めます。 | 地域支えあい課 |
| 地域資源のネット ワーク | 地域ケアシステムでは、地域で活動する団体等が自由に入りできるプラットフォームとしての機能を活かし、地域住民を巻き込みながら、地域の福祉活動に係る人材・施設・情報等の福祉資源のネットワークづくりに努め、介護予防・生活支援サービスの体制整備につなげていきます。 | 地域支えあい課 |

(4) 生涯学習環境の充実【主要施策】

高齢者が心身ともに健康で、充実した生活を送ることができるよう、誰もが参加しやすい各種文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、生涯学習として取り組む講座、イベントの開催、シニアカレッジの活性化など、高齢者の活動の場の充実を図り、生きがいづくりを推進します。

| 生きがい事業 | 重点事業 進行管理 |
|--|--------------|
| <p>高齢者一人一人が生きがいのある生活を送れるよう人と交流する機会を増やし、社会参加の推進や健康づくりの場を提供します。</p> <p>(地域支えあい課)</p> | |

| 事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|--------------|---|---------|
| シニアカレッジ教養講座 | いきいきセンター（老人いこいの家等）において、市内在住の60歳以上で初心者の人を対象として、太極拳・絵手紙・習字・ダンスなど多彩な講座を開催し、生きがいづくりを支援します。 | 地域支えあい課 |
| 公民館主催講座活動事業等 | 公民館では、子どもから高齢者まで参加できる各種主催講座を実施し、知識の向上や参加者同士の交流を図り、生きがいづくりを支援します。また、市民アカデミー講座では、高齢者をはじめとする多くの市民が参加できる講座の充実に努めます。 | 社会教育課 |

(5) 地域活動の振興【主要施策】

高齢者が身近な地域の中で、シニア世代を対象とした講座やイベントの開催、高齢者クラブの活性化など、趣味や生きがいづくりを通して、積極的に社会参加ができるよう、各種社会活動を支援します。

| 老人福祉センター・老人いこいの家の活用 | 重点事業 | 進行管理 |
|--|------|------|
| <p>高齢者の自主的な社会参加・学習活動を行う場である老人福祉センター・老人いこいの家などの公共施設を活用し、余暇時間の充実や交流機会の充実を図るとともに、仲間づくりや健康づくりを推進します。</p> <p style="text-align: right;">(地域支えあい課)</p> | | |

| 事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---------------|---|-----------------|
| 高齢者クラブの活性化 | 高齢者クラブは、地域を基盤とした高齢者の自主的な組織で、会員相互の親睦と健康づくりにつとめながら、社会奉仕、教養活動、レクリエーションなど、地域を豊かにする様々な活動に積極的に取り組んでいます。高齢者クラブが、魅力ある組織として、より活性化するために、活動を支援します。 | 地域支えあい課 |
| コミュニティクラブ事業 | 市内を中学校区16ブロックに分け、地域の子どもたちのために「遊び」をキーワードとした様々な活動を展開し、ボランティアが組織する実行委員会への参加による高齢者の社会参加を促進します。 | 学校地域連携 推進課 |
| ボランティア活動等支援事業 | 補助金の交付、ボランティア・NPO活動センターの運営による活動場所や情報の提供、サポート用品の貸し出し、情報誌の発行、研修会や講座を開催する等、ボランティア活動団体を支援することで、活動の活性化や推進を図ります。 | ボランティア・ NPO課 |

(6) 就労支援

充実した社会参画を果たすために、高齢者の知識や経験を活かした業務に就き、地域社会へ貢献していくよう、高齢者の雇用・就労機会の確保を図ります。

| 事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|----------------|--|---------|
| シルバー人材センター事業 | 高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援するため、健康で働く意欲のある高齢者が知識・経験・技能を活かして働くことができる場を提供している「シルバー人材センター」の支援をします | 地域支えあい課 |
| 事業者への情報発信と就労支援 | 高齢者を含む障害者を雇用し、又は職場実習に受け入れた事業主に対する奨励金交付制度について、市公式 Web サイトでの紹介、リーフレットの送付などにより、情報発信します。 また、千葉県や近隣市との共催による中高年を対象とした再就職支援セミナー及び「高齢者見守りネットワーク活動等に関する協定書」に基づく、協定締結事業所との共催による仕事説明会を開催して、高齢者の社会参加を促し、就労を支援します。 | 商工振興課 |

(7) 健康づくりの普及と推進

高齢化がますます進展する中、健康寿命を延ばすことが重要であることから、健康教育、イベント、広報などを通じ、各種健（検）診の目的・重要性などについて、積極的な周知を図るとともに、特定健康診査・特定保健指導を主とした各種健（検）診の受診促進に向け、さまざまなライフスタイルに合わせた健康づくりに関わる各種取り組みを推進します。

| 事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---------------|--|-----------------|
| 推進員活動事業 | 市民の健康水準の向上を図るため、市民と行政のパイプ役である保健推進員、食生活改善推進員が保健師・管理栄養士と協力して、家庭訪問や講習会などの健康づくり活動を推進します。 | 保健センター 健康支援課 |
| 健康都市推進事業 | 「健康都市いちかわ」の実現のため、市民・関係団体・事業者等と行政が協働し、市民の健康に関する意識の向上を目的とした地域に根ざした活動や健康都市推進のための人材育成等を行います。 | 保健医療課 |
| いちかわ健康マイレージ事業 | 携帯電話やスマートフォンなどから、毎日の健康記録を継続して行うことで、楽しみながら健康への意識を高め、市民の健康づくりを支援します。 | 保健医療課 |
| 市民スポーツ振興事業 | 健康都市推進の一環として、市民の誰もが身近なところで参加でき、日頃の運動不足の解消やストレス解消、体力向上が図れるように、「市民元旦マラソン」「下総・江戸川ツーデーマーチ」「みんなでスポーツ」などのスポーツイベントや関係団体との協働により「市民スポーツ教室」「健康スポーツ教室」を開催します。 | スポーツ課 |
| 健康相談 | 高血圧・糖尿病・脂質異常症等病態別に個人の食生活や生活習慣などを考慮し相談を行うとともに、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導・助言を行います。また、利用しやすい環境を整えます。 | 保健センター 健康支援課 |
| 健康教育事業 | 健康に関する教室や講座を実施することにより、正しい知識の普及を図り生活習慣病等を予防します。また、市民が自らの健康に役立てることにより、健康の保持増進が図れるような健康教育を推進します。 | 保健センター 健康支援課 |
| 訪問指導事業 | 心身の状況・生活環境等から療養上の保健指導が必要な人に対し、保健師等が訪問し、本人及び家族等に必要な指導を行い、健康の保持・増進を図ります。 | 保健センター 健康支援課 |

| 事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-----------------|
| 健康診査事業 | <p>生活習慣病の予防を目的に、疾病の早期発見、栄養・運動等の保健指導、適切な治療を行うために、40歳以上の人に対して健康診査を実施します。</p> <p>①40歳～74歳の市川市国民健康保険加入者 ②千葉県の後期高齢者医療被保険者 (75歳以上の方及び一定の障害のある65歳以上の方) ③生活保護を受給中の方 ※施設入所者、長期入院者は対象外です。</p> | 保健センター 疾病予防課 |
| 各種がん検診・肝炎検針 | <p>生活習慣病対策の一環として、がんの予防に対する市民の関心を高め、早期発見・早期治療の徹底を図るため、各種検診を実施します。</p> <p><検診の種類></p> <p>①肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診（40歳以上の市民） ②胃がんリスク検診（40歳～75歳の5歳きざみの市民） ③子宮がん検診（20歳代偶数年及び30歳以上の女性市民） ④乳がん検診（30歳以上の女性市民） ⑤前立線がん検診（50歳以上の男性市民） ⑥肝炎検診（40歳以上で市の肝炎検診を一度も受けたことがない方又は医師が必要と認めた方）</p> | 保健センター 疾病予防課 |
| 成人歯科健康診査事業・口腔がん検診事業 | むし歯や歯周病、口腔がん等早期発見、早期治療を図るために歯科（健）検診を実施し、口腔の健康を推進します。 | 保健センター 健康支援課 |
| インフルエンザ予防接種 | 本市に住民登録をしている満65歳以上の人に対して、公費（一部自己負担）で高齢者インフルエンザ予防接種を実施します。 | 保健センター 疾病予防課 |
| 成人用（高齢者）肺炎球菌予防接種 | <p>平成30年度は、本市に住民登録をしている前年度の末日に64歳以上で、過去に一度も接種した事が無い人に対し、公費（一部自己負担）で成人用（高齢者）肺炎球菌予防接種を実施します。</p> <p>平成31年度以降も予防接種事業を継続して実施しますが、國の方針により、対象年齢等を変更する場合があります。</p> | 保健センター 疾病予防課 |
| 高齢者健康入浴券交付事業 | 自宅に入浴設備のないひとり暮らし高齢者、高齢者世帯で市民税非課税世帯の人に、公衆浴場の入浴券を交付します。 | 介護福祉課 |
| はり・きゅう・マッサージ助成事業 | 市民税個人非課税者で、65歳以上又は身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している18歳以上の方を対象に、はり・きゅう・マッサージ施術利用時の助成券を交付します。 | 介護福祉課 |

(8) 生活支援サービスの充実

住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、日常生活上の支援が必要な高齢者の自立生活や健康を支えるとともに、安否確認や見守りをかねたサービスを充実します。

また、自治会等の住民組織を始め、介護事業者を含めたNPOや民間企業、住民ボランティア等との連携を図ることにより、地域のニーズにあった多様な生活支援サービスを地域で提供し、高齢者の在宅生活の継続を支援します。

| 事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|----------------------|--|--------|
| 食の自立支援（配食サービス） | 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯等で、栄養改善が必要な人及び食事の支度が困難な人に対して、訪問調査を行い、必要に応じて利用者の安否を確認しながら配食サービスの提供を行います。一食あたりの自己負担があります。 | 介護福祉課 |
| あんしん電話の設置・利用 | 65歳以上の人、及び身体障害者手帳（1、2級）所持者のみで構成される世帯の人が、急に身体の具合が悪くなるなど緊急を要するときに、非常ボタンを押すだけで、「あんしん電話受信センター」に連絡できる緊急通報装置（あんしん電話）を設置する費用を助成します。 | 介護福祉課 |
| シルバーカー購入費助成 | 65歳以上の市民税非課税で、歩行に不安のある在宅の高齢者に対し、シルバーカーを購入する費用の一部を助成します。 | 介護福祉課 |
| 交通安全つえの給付 | 65歳以上の市民税非課税で、歩行が困難な高齢者に対し、交通安全のためのつえを給付します。 | 介護福祉課 |
| 訪問理髪サービス | 要介護4以上の人で、在宅の高齢者等に対し、一部自己負担による訪問理髪サービスを行います。 | 介護福祉課 |
| 福祉有償運送運営事業者の増加に向けた支援 | 高齢者や障害者等の「移動困難者」が自由に外出できるよう、福祉有償運送運営事業者の増加に向けた支援を行います。 | 福祉政策課 |
| 福祉タクシー | 重度障害者で世帯の市民税所得割額が16万円未満（18歳未満は28万円未満）の人に対し、タクシー運賃の一部を助成します。 | 障害者支援課 |
| 紙おむつの配布 | 市民税非課税で、要介護3以上の認定を受け、在宅で紙おむつを使用している人に紙おむつを支給します。 | 介護福祉課 |
| 家族介護慰労金 | 市民税非課税世帯で、要介護4以上の人を、在宅で介護保険サービスを利用せずに介護をしている等、一定の要件を満たす家族に対し、慰労金の支給をします。 | 介護福祉課 |

(9) 高齢者世帯（ひとり暮らし高齢者等）対策の推進

年々増加するひとり暮らしの高齢者などが地域で孤立せず、自立して安心した生活を継続できるよう、地域での見守りなどの仕組みづくりや対策を促進し、健康管理や閉じこもりの防止、孤立死の防止などに努めます。

| 事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|--------------------------------------|--|-----------------|
| ひとり暮らし高齢者への訪問 | 市内に一人で暮らし、生活に不安を抱えている65歳以上の高齢者を対象に、民生委員・児童委員が訪問し、地域や市の情報を提供したり相談を受けることで、高齢者の人が安心して生活できるような見守りを行っていきます。 | 地域支えあい課 |
| 市川市見守り活動に関する協定 | 高齢者の孤立を防ぐため、平成25年11月より、市内の家庭を訪問する新聞販売所や宅配業者等と地域見守り活動に関する協定を締結しています。事業者が日常業務を行う中で高齢者の異変等を発見した場合に通報する等、本市と連携を図りながら高齢者の安否等を見守りや適切な対応を行っていきます。 | 介護福祉課 |
| 【新規事業】 日本郵便株式会社市川・行徳郵便局との地域における協力 | 住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するため、日本郵便株式会社市川・行徳郵便局と地域における協力に関する協定を締結し、郵便局員が業務中に、高齢者や障害者、こどもなどの住民の何らかの異変に気付いた場合に、市に情報提供をしてもらうことにより、地域における見守り活動を行います。 | 介護福祉課 障害者支援課 |

(10) 高齢者の権利擁護と措置【主要施策】

認知症などにより判断能力が不十分な高齢者など生活上に何らかの問題を抱え、解決できずに困難な状況にある高齢者に対し、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう支援を行います。

また、自治会等の地域の関係者との協力・連携、保健・医療・福祉関係機関との連携体制の構築を図り、高齢者虐待の早期発見を図るとともに警察など関係機関と連携して対応を行います。

高齢者の権利擁護と措置

重点
事業

(1) 成年後見制度利用支援事業

進行
管理

認知症などにより判断能力の不十分な高齢者が増加し、成年後見制度の利用が必要な人の增加が見込まれます。制度が必要な高齢者の利用につながるように成年後見制度を活用するためのPRや啓発活動、相談支援等を行います。また、一定の要件のもとで申立て費用や後見人への報酬の助成を行います。

さらに、成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画の策定の検討を行います。

成年後見制度の活用を促進するため、後見センターの設置を目指し、成年後見制度利用と後見支援の基盤づくり（成年後見制度に関する一連の手続きの支援、後見人養成（市民後見人）及び活動のバックアップ等）を推進します。

（介護福祉課）

(2) 高齢者虐待への対応

進行
管理

高齢者虐待を未然に防止するための啓発や、虐待の通報や相談窓口を住民に周知するとともに、通報を受けた際は事実確認を行い、一時保護などの措置を行います。

なお、本市では、高齢者虐待、DV、児童虐待、障害者虐待等の家庭における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成されるネットワーク会議の代表者会議を開催し、情報共有を図るとともに連携を強化しています。

【体系図は、P. 74参照】

（福祉政策課・介護福祉課）

(3) 消費者被害の防止

消費者被害を未然に防止するため住民への啓発を行い、高齢者サポートセンターを中心に消費生活センター、民生委員・児童委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供・情報交換を行い、消費者被害防止に取り組みます。また、消費者被害を把握した場合には、関係機関と連携し、被害者の支援を行います。

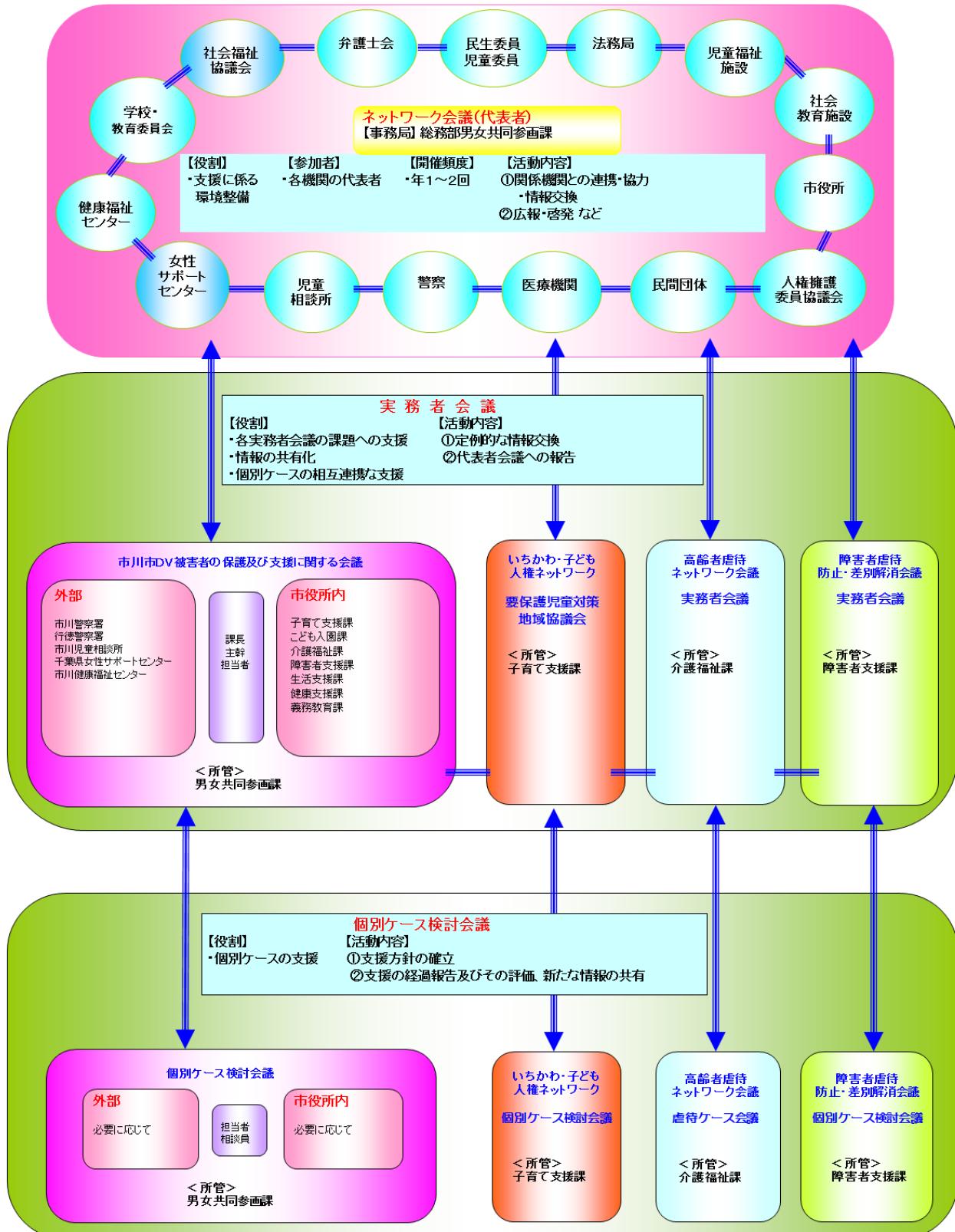
(介護福祉課)

(4) 養護老人ホームへの適切な入所措置

老人福祉法第11条の規定により、65歳以上の者であって、在宅において日常生活を営むのに支障があるものに対して、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、養護老人ホームへの入所等の措置を適切に行うように努めます。

(介護福祉課)

市川市家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の体系図



出所：市川市男女共同参画基本計画 第3次DV防止実施計画（平成29年度～平成31年度）

基本目標 2 「医療・介護」

退院支援、日常の療養支援、看取り等様々な局面で在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域における医療・介護の関係機関などと連携を図るとともに、在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発に取り組んでいきます。

また、中重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症である者の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性等を踏まえて、在宅生活を支えるサービスの普及促進を図ります。

さらに、認知症高齢者の増加に対応して、医療・介護の連携による早期診断・早期対応の実現のため、総合的な認知症施策を推進します。

(1) 在宅医療の普及のための支援

高齢者の増加に伴い、病気と共に生活の質の維持・向上を目指す医療体制の整備が重要となっています。

かかりつけ医の重要性等の啓発を始め、住み慣れた地域で安心して在宅での療養生活を過ごせるよう、在宅医療に関する相談に応じるなど、地域医療体制を整備し、在宅医療の普及のための支援をしていきます。

| 事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|----------------|---|------------------|
| かかりつけ医の重要性の啓発 | 高齢者がかかりやすい病気や生活習慣病を予防するには、体質、病歴や健康状態を把握し、病状に応じて専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」を持ち、日頃から相談することが重要です。 このため、かかりつけ医を持つことの重要性について、普及啓発をしていきます。 | 地域支えあい課 保健医療課 |
| 在宅医療支援事業 | 高齢や疾病のため、在宅医療を必要とする市民が、安心して在宅での療養生活ができるよう、市川市医師会に委託した地域医療支援センターにおいて、在宅医療相談や在宅医療機器の貸し出し、訪問診療を実施している医師の紹介等を行います。 | 保健センター 健康支援課 |
| 在宅療養者等口腔保健推進事業 | 在宅療養者等介護を必要とする市民に対する、歯や口腔及び受療に関する相談や口腔衛生の普及啓発等を市川市歯科医師会に委託し、快適な生活を送れるようにします。 | 保健センター 健康支援課 |

(2) 在宅医療・介護連携の推進【主要施策】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護を一体的に提供するため、地域における医療・介護の関係機関の連携を進めています。また、在宅での療養が必要になったときに、本人の意思が尊重されるよう支援していきます。

在宅医療・介護連携推進事業

重点
事業

(1) 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関、介護事業所等の住所・連絡先、機能等を把握し、地域の医療・介護関係者と共有し活用します。

(地域支えあい課)

(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応等の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行ないます。

進行
管理

(地域支えあい課)

(3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、必要な具体的な取組みを行ないます。

(地域支えあい課)

(4) 医療・介護関係者の情報共有の支援

インターネット回線を利用したネットワークシステム（多職種連携地域包括ケアシステム）の普及を進め、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。

(地域支えあい課)

(5) 在宅医療・介護連携に関する相談の支援

進行
管理

地域の医療・介護関係者、高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）等からの、在宅医療・介護連携に関する事項の相談を受け付けます。また、高齢者サポートセンターと連携し、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整等を行ないます。

(地域支えあい課)

**進行
管理**

(6) 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を推進するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。

(地域支えあい課)

**進行
管理**

(7) 地域住民への普及啓発

在宅療養を支える専門職の役割を紹介し、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。また、終末期ケアの在り方や在宅での看取りについて理解を進めています。

(地域支えあい課)

コラム 「訪問診療」とは

●医師が、あらかじめ診療の計画を立て、定期的に自宅などを訪問し、日常的な医療や検査、健康管理を行います。

●年齢や病気にかかわらず、自宅での療養を希望される方が受けることができます。
例えば・・・

「寝たきりになり、通院が困難になってしまった」
「病院や施設よりも、住み慣れた自宅で療養したい」
「病気の後遺症や難病などで、日常生活に支障がある」
「自宅で緩和ケアを希望している」

●訪問診療の内容

- ① 診察・薬の処方・検査
- ② 寝たきりの予防、肺炎や床ずれの予防、栄養状態の管理（点滴など）
- ③ ご家族が抱く様々な不安への対応や、療養生活に関する助言
- ④ 地域の病院や介護事業者と連携・協力しながら、安心して療養生活が送れるようサポートします

●訪問診療を受けることを希望する方は、「かかりつけ医」にご相談ください。

「かかりつけ医」とは、ご自身の意思で選んだ信頼できる医師のことです。
健康面についてだけでなく、生活環境面などにおいても普段から気軽に相談でき、必要に応じて専門医や専門医療機関などを紹介してくれます。

(3) 認知症施策の推進【主要施策】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で質の高い生活を送り続けることができる、地域づくりに取組みます。

そのために、認知症の早期診断・早期対応を実現し、認知症の人やその家族を支援する体制を整えるとともに、地域住民の認知症に対する知識の普及啓発の促進を図ります。

認知症を理解するための啓発活動

重点事業
進行管理

家族介護支援事業として認知症に関する講演会や高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）で行う各教室や広報、市公式webサイト等により、認知症についての理解の促進・周知に努めます。

（地域支えあい課・介護福祉課）

認知症を医療・介護の連携で支えるための支援

重点事業

(1) 認知症地域支援推進員の配置

地域の実情に応じて医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を担う、認知症地域支援推進員を高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）に配置し、認知症に関する相談体制を整えるとともに認知症カフェの開催を支援します。また、認知症地域支援推進員は認知症初期集中支援チームと連携を図ります。

（地域支えあい課）

(2) 認知症初期集中支援チームの活動

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の支援により、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

認知症初期集中支援チームは、複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医の意見をふまえて、観察・評価を行います。本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

（地域支えあい課）

(1) 認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の普及

認知症の進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受けられるのかをわかりやすくまとめた冊子を配布します。

(地域支えあい課)

(2) 認知症カフェの開催

認知症の人を介護する家族の介護負担の軽減などのため、認知症の人や介護をする家族が気軽に立ち寄り相談できるような認知症カフェの開催を支援します。

(地域支えあい課)

(3) 認知症サポーターの養成・認知症サポーターステップアップ講座の開催

認知症サポーターは認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を応援する人です。地域住民をはじめ、高齢者と接する様々な職種の方々や学生等、幅広く養成講座への参加を呼びかけ、認知症の人を地域全体で支えられる体制を整えていきます。

また、認知症サポーター対象のステップアップ講座を開催し、認知症への理解をより深め、実践的な対応を学ぶとともに、地域での活動を紹介します。

(地域支えあい課)

(4) 認知症の人が安心して外出できるための支援

行政、関係機関や地域の方が協力し、地域ぐるみで認知症高齢者を見守る取り組みを進めています。また、行方不明高齢者の早期発見・保護をするため、「市川市メール情報配信サービス」を使って、行方不明高齢者の情報を「防犯情報」に配信します。あわせて、「市川市メール情報配信サービス」への登録を推奨しています。

(介護福祉課)

(4) 介護保険サービスの量の確保

住み慣れた地域において安心して暮らし続けることができるよう、継続して、必要な介護保険サービスの提供体制を整備していきます。また、さまざまな状況により在宅生活の継続が難しくなった場合においても、施設等への入所により安心して暮らすことができるよう、施設サービスの提供体制の整備に努めていきます。

| 事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|--------------------------------|--|-------|
| 住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスの整備の推進 | 各種地域密着型サービスの提供体制の整備、およびサービス内容の周知に努めています。 | 福祉政策課 |
| 特別養護老人ホーム等の施設・居住系サービスの基盤整備 | 入所希望者のさらなる重度化、および単身・高齢者のみの世帯の増加や認知症高齢者の増加等によるさまざまな生活状況が予測されることから、特別養護老人ホームの整備等、施設・居住系サービスの基盤整備に努めています。 | 福祉政策課 |

(5) 介護保険サービスの質の向上【主要施策】

介護保険制度への信頼を維持していくとともに、多様化するニーズに対応した質の高いサービスを提供するため、介護給付適正化事業の実施や事業者への指導・監督等により、介護保険サービスの質の向上に努めます。

| 介護給付等費用適正化事業 | 重点事業 | 進行管理 |
|---|------|------|
| 国が定める「「介護給付適正化計画」に関する指針」に基づき千葉県が策定している「介護給付適正化計画」に沿って介護給付費等に要する費用が適正なものとなるよう事業を実施します。 | | |
| (1) 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック） 要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について市職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。 | | |
| (介護福祉課) | | |
| (2) ケアマネジメント等の適正化（ケアプランの点検、住宅改修等の点検） | | |
| <ケアプランの点検> 介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画等（ケアプラン）の記載内容について、事業者に資料提出を求め、又は訪問調査を行い、市職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を目指して、定期的に点検を実施します。 | | |
| <住宅改修等の点検> 改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、施工時の訪問調査等を行い、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除するため、住宅改修の施工状況等を点検します。 | | |
| (介護福祉課) | | |

(3) サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化（縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知）

<縦覧点検>

国民健康保険連合会介護給付適正化システムを活用し、居宅介護支援事業者から給付管理票の提出があるが、サービス事業者からの請求が無いものの確認を行います。

<医療情報との突合>

国民健康保険連合会介護給付適正化システムを活用し、国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求の排除等を図るため、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

<介護給付費通知>

市から家族を含む受給者本人に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について、通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発します。

（介護福祉課）

介護相談員派遣事業

重点
事業

進行
管理

介護相談員は介護サービス事業所等を定期的に訪ね、利用者やその家族等から介護サービスに対する相談等を受け、改善に向けて対応します。また、苦情に至る事態を未然に防止することなど、事業所における介護サービスの質的な向上を図ります。今後も派遣先を増やすとともに、介護相談員の養成・確保に努めます。

（介護福祉課）

包括的・継続的なケア体制の構築

重点
事業

進行
管理

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者サポートセンターを中心に個々の高齢者の状況変化に応じた適切なケアマネジメントの実施、ケアマネジャー（介護支援専門員）の技術向上のため介護支援専門員の日常的個別指導、支援困難事例等への指導・助言を行います。また、ケアマネジメントの公正・中立性の確保を図るため、地域の介護支援専門員の後方支援をするとともに、多職種の連携・協働による支援を行います。

（1）介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員に対する個別の相談窓口の設置、居宅（介護予防）サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援など、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行います。

（介護福祉課）

（2）地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、高齢者サポートセンターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導などを行います。

（介護福祉課）

（3）介護支援専門員への支援

介護者の主な相談相手である担当の介護支援専門員が適切な支援ができるよう地域ケア個別会議、研修会を実施し介護支援専門員の質の向上を図ります。

（介護福祉課）

（4）地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換を行う場を設定するなど介護支援専門員のネットワークを構築し、その活用を図ります。

（介護福祉課）

| 事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|----------------------------|--|-------|
| 介護サービス事業者に対する指導・監督に関する取り組み | <p>地域密着型サービス事業者を中心に、制度改正等に関する説明を行う「集団指導」や、サービスの取扱い及び介護報酬請求等に関することについて事業者及び従事者に周知を行う「実地指導」を実施しています。介護サービスに関する苦情・通報等については、適切な把握及び分析を行い、必要に応じて事業者に対する指導を行います。</p> <p>また、介護サービス事業者が法令等を遵守し、不正行為を未然に防ぐための監督を行います。</p> | 福祉政策課 |
| 市川市介護保険地域運営委員会の開催 | 学識経験者・関係団体の推薦を受けた者、被保険者・サービス事業者等の推薦を受けた者で構成される市川市介護保険地域運営委員会を、定期的に開催します。高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）と地域密着型サービスの適正な運営の確保に関することや、保険給付の適正化に関することについて審議し、良好な運営を図ります。 | 福祉政策課 |

(6) 地域ケア会議の充実【主要施策】

民生委員・児童委員や自治会等の地域の支援者・団体や、専門的視点を有する多職種を交え、「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」の5つの機能を有する地域ケア会議により、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を行います。

| | | |
|---|-------------|-------------|
| 地域ケア会議の運営 | 重点事業 | 進行管理 |
| <p>地域包括ケアシステムの深化・推進のための有効なツールとして、地域ケア個別会議において把握した地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりの検討を行う「地域ケア推進会議」を開催します。</p> <p>「地域ケア個別会議」は、多職種の協働によるネットワークを構築し、個別ケース（困難事例等）の支援を通じて適切なサービスにつながっていない高齢者個人の生活課題に対して、地域で活動するケアマネジャー（介護支援専門員）が自立支援に資するケアマネジメントを推進することができるよう支援します。</p> <p>また、これらの課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題の抽出等を行います。</p> <p>これらの会議で抽出した地域課題を地域包括ケアシステム推進委員会につなげます。</p> <p style="text-align: right;">（福祉政策課・介護福祉課）</p> | | |

(7) 介護サービス情報の提供

介護保険の利用者が自ら必要なサービスを安心して選択できるよう、介護サービス情報の提供に努め、より効果的な情報提供の方法について、検討していきます。

| 事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---------------------------|---|-------|
| 介護保険制度に関する情報の提供 | 市民が介護保険制度の理解を深め、介護保険サービスを適正に利用できるよう、市公式webサイトに掲載するとともに、各種パンフレットを作成し、配布しています。また、65歳を迎えた人には、介護保険被保険者証の送付時に介護保険制度についてのミニパンフレットを同封、また介護保険料額決定通知書の送付時に介護保険料についてのリーフレットの同封など、介護保険制度の周知を図っていきます。 | 介護福祉課 |
| 介護サービス事業者ガイドブックの作成と市民への配布 | 主に市内に住所のある介護サービス事業者を掲載しているガイドブック「ハートページ市川市版」を、年に1回作成し、市役所各窓口や高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）にて市民へ配布していきます。 | 介護福祉課 |
| 介護サービス事業者に関する情報の提供 | 市内の介護保険の指定を受けた介護サービス事業所の一覧について、市公式webサイトに掲載し、毎月更新しています。 | 福祉政策課 |

(8) 費用負担の公平化

介護保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、高齢者世代内で負担の公平化を図っていくため、また、介護保険制度を持続可能なものとするためには、低所得者も保険料を負担し続けること可能にする必要があることから、第7期計画では、低所得者の保険料軽減の拡充や、所得や資産のある方の利用者負担が見直されます。

| 事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|--------------------------|--|-------|
| 低所得者の介護保険料軽減を拡充 | 介護サービス給付費や地域支援事業費の財源である50%の公費負担分の他に新たに別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大します。 | 介護福祉課 |
| 現役世代並みの所得のある利用者の自己負担の引上げ | 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、介護保険制度の持続可能性を高める観点から、サービス利用時の自己負担が2割負担者のうち特に所得の高い方の負担割合が3割となります。 ただし、月額44,400円の負担の上限があります（平成30年8月から実施）。 | 介護福祉課 |

(9) 高齢者サポートセンターの機能強化と相談窓口の充実【主要施策】

医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケア体制を拡充していくため、地域ごとに高齢者のニーズや状態に応じた必要なサービスが切れ目なく提供できる体制が重要です。

高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）の機能強化及び地域や関係機関との連携を強化し、情報提供や相談体制を更に強化します。また、地域ケア会議を充実し、個別ケースに関する対策の検討・情報交換、地域資源の状況や不足しているサービスなどの地域課題に取り組みます。（高齢者サポートセンターの機能（イメージ図）は、P. 89参照）

高齢者サポートセンターの機能強化と相談窓口の充実

重点
事業

進行
管理

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者サポートセンターを地域ケアシステム（地域福祉計画の小域福祉圏域）のエリアを基本に15ヶ所に設置し、地域の実情に応じた継続支援を行います。（高齢者サポートセンター担当圏域は、P. 90 参照）

高齢者サポートセンターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職を配置し、各専門分野における連携・協働により高齢者の在宅生活を支え、安心した地域生活が送れるよう、機能強化に努めます。

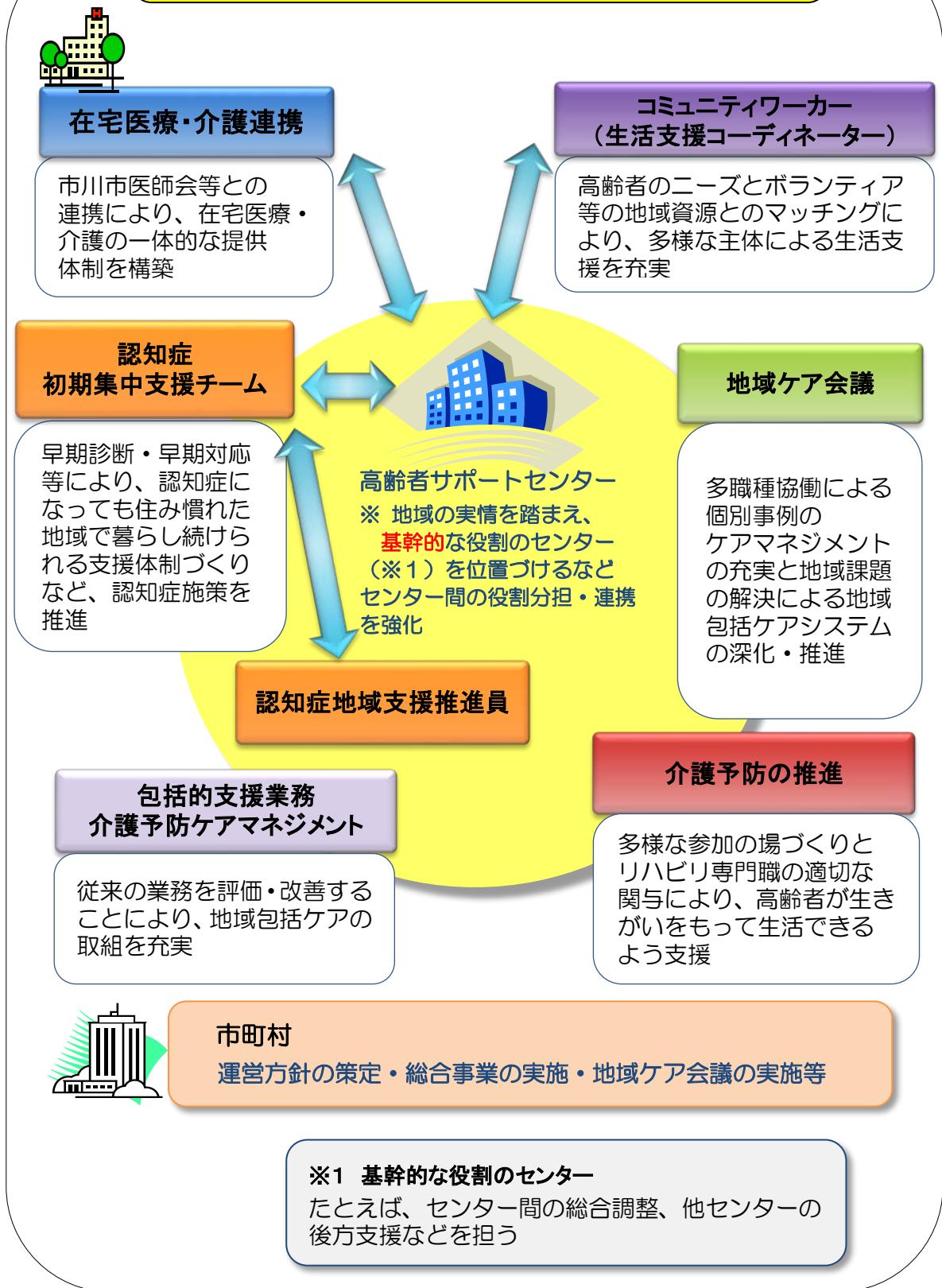
行政は、高齢者サポートセンターの基幹となって課題を把握し解決に向けた取り組みを行うとともに、虐待等の困難事例の対応やセンター間の総合調整、後方支援を行います。

また、行政は高齢者サポートセンターにおいて、地域住民の満足度が満たされ、関係機関との連携が保たれていることを継続的に評価を行い、検証します。

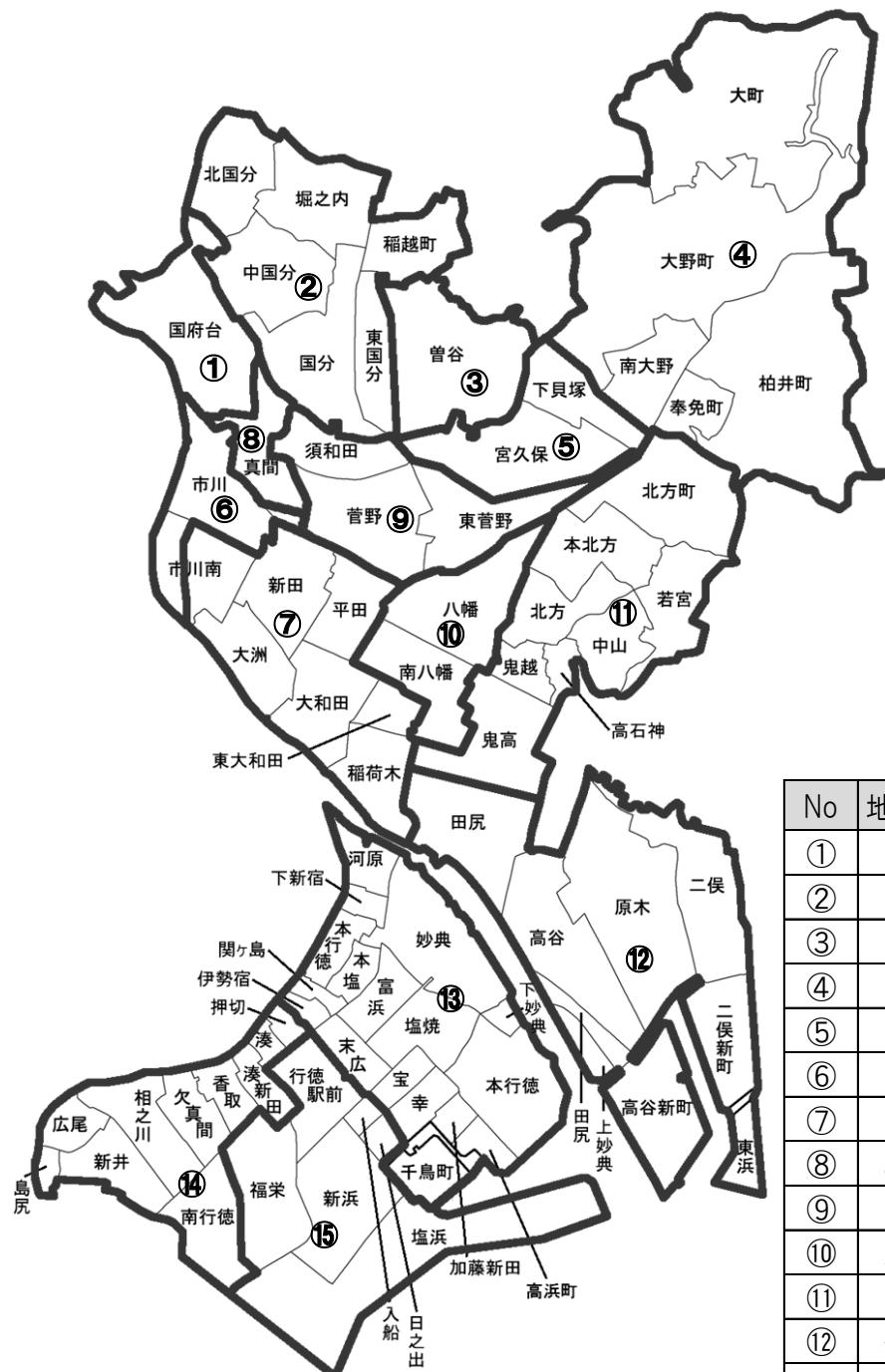
（介護福祉課）

| 事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|-----------|--|-------|
| ネットワークの充実 | <p>行政と高齢者サポートセンターとのネットワークを充実し、困難なケースへの迅速な対応や関係機関との調整などを実施し、高齢者や介護家族の身近な相談場所として対応していきます。</p> <p>また、支援が必要な高齢者からの相談に対し、円滑かつ迅速な課題解決を図るため、関係機関、民生委員・児童委員や地域ケアシステムなどの地域の方々と連携し、問題解決に努めます。</p> | 介護福祉課 |
| 介護者家族等の支援 | <p>介護をされているご家族は、日々、介護の疲れ、ストレスなどの負担を感じています。高齢者サポートセンターでは介護者の健康や介護に関する個別相談に応じ、必要な指導・助言を行います。</p> <p>また、高齢者サポートセンターでは、介護をしている家族等を対象に適切な介護の知識や技術等の普及、介護サービス等の内容・利用方法の啓発に併せて、家族の交流を含めた教室を開催します。</p> | 介護福祉課 |

高齢者サポートセンターの機能 (イメージ図)



高齢者サポートセンター担当圏域



| No | 地域ケアシステムの地区 |
|----|-------------|
| ① | 国府台 |
| ② | 国分 |
| ③ | 曾谷 |
| ④ | 大柏 |
| ⑤ | 宮久保・下貝塚 |
| ⑥ | 市川第一 |
| ⑦ | 市川第二 |
| ⑧ | 真間 |
| ⑨ | 菅野・須和田 |
| ⑩ | 八幡 |
| ⑪ | 市川東部 |
| ⑫ | 信篤・二俣 |
| ⑬ | 行徳 |
| ⑭⑮ | 南行徳 |

＜同町名が地区を跨ぐケース＞

1：裏間1丁目→市川第一地区

2: 市川南3~4丁目→市川第一地区

3: 市川南1~2、5丁目→市川第二地区

(10) 介護人材の確保【主要施策】

介護を必要とする高齢者が増加していく中で、介護を担う人材の確保は重要な課題となっています。千葉県では、福祉・介護人材の確保及び定着に向けた取り組みのひとつとして、地域の実情にあった福祉・介護人材の確保・定着対策を効果的に実施することを目的とした「千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会」を設置しており、本市においてもこの協議会に参加し、課題等を検討しています。

| 介護職員初任者研修費用助成事業 | 重点事業 進行管理 |
|--|--------------|
| 本市における介護保険サービスに従事する者の確保及び介護保険サービスの安定的な提供を図るため、一定期間以上市内の介護施設等に勤務している方に対し、介護の基礎を学び、有資格者となるための介護職員初任者研修の受講に際し要した費用の一部を助成します。 (福祉政策課) | |

| 介護福祉士実務者研修費用助成事業 | 重点事業 進行管理 |
|--|--------------|
| 本市における介護保険サービスに従事する者の確保及び介護保険サービスの安定的な提供を図るため、一定期間以上市内の介護施設等に勤務している方に対し、介護職員初任者研修の上位資格である介護福祉士となるための介護福祉士実務者研修の受講に際し要した費用の一部を助成します。 (福祉政策課) | |

| 事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|--------------------|--|-------|
| 介護事業者向けの研修に関する情報提供 | 千葉県が実施する介護従事者向けの研修については、介護事業者へ情報の提供を行い、研修への参加を促していきます。 | 福祉政策課 |

※ 「介護福祉士実務者研修費用助成事業」については、平成30年度新規事業として提案中であるため、実施が確定しておりません。

(11) 介護離職の防止

介護保険制度が創設された大きな目的の1つは、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みを設けることで、家族による過度な介護負担を軽減することです。

制度の創設とその後の介護サービスの充実に伴い、家族の負担は軽減された面もありますが、今なお、介護サービスを利用していない場合だけでなく、利用している場合でも、多くの家族は何らかの心理的な負担や孤立感を感じており、特に、認知症の人を介護している家族の場合にこの傾向が強くなっています。

一億総活躍社会の観点から、必要な介護サービスの確保を図るとともに、家族の柔軟な働き方の確保、働く家族等に対する相談・支援の充実を図ることで、働く人が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する者が働き続けられる社会の実現を目指すこととされています。

| 事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|--------------------------------|--|-------|
| 住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスの整備の推進 | 各種地域密着型サービスの提供体制の整備、およびサービス内容の周知に努めています。 | 福祉政策課 |
| 介護者家族等の支援 | 介護をされているご家族は、日々、介護の疲れ、ストレスなどの負担を感じています。高齢者サポートセンターでは介護者の健康や介護に関する個別相談に応じ、必要な指導・助言を行います。 また、高齢者サポートセンターでは、介護をしている家族等を対象に適切な介護の知識や技術等の普及、介護サービス等の内容・利用方法の啓発に併せて、家族の交流を含めた内容の教室を開催します。 | 介護福祉課 |

※ 上記事業は、基本目標2「医療・介護」(4)「介護保険サービスの量の確保」及び(9)「高齢者サポートセンターの機能強化と相談窓口の充実」から再掲

基本目標3 「住まい」

高齢者が心身の変化や生活状況に応じて住まいを選択できるような、幅広いニーズに対応できる住居を確保するほか、居住支援を充実していきます。

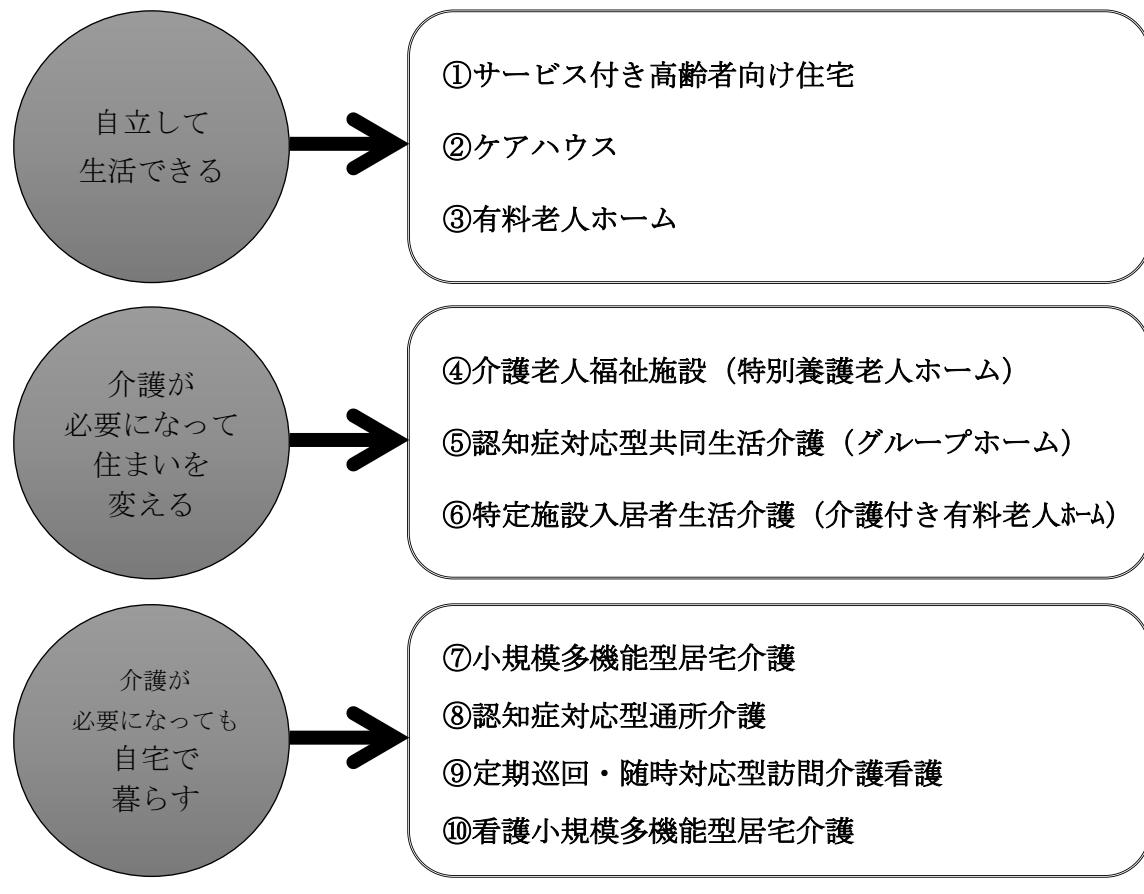
また、高齢者が気軽に出かけられる交通環境の整備や利用しやすい公共施設の整備、快適な居住環境の整備など高齢者にやさしいまちづくりを推進するとともに、防災・防犯にも配慮した安全で安心なまちづくりを推進します。(高齢者向けの住まいの例は、P. 94参照)

(1) 住宅環境の整備

高齢者を含め誰もが安心して住める公営住宅の適切な維持、管理に努めます。また、高齢者向けの住宅に関する情報提供等を行います。

| 事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|--------------------|---|--------|
| 高齢者向け優良賃貸住宅補助事業 | 高齢者の居住に供する優良賃貸住宅への支援をします。 | 市営住宅課 |
| 高齢者福祉住宅維持管理事業 | 取壊し、立退き要求を受け、住宅に困窮しているひとり暮らし高齢者に対して、高齢者に配慮した住宅を提供します。 | 市営住宅課 |
| 民間賃貸住宅家賃補助事業 | 市内に居住し取り壊し等による転居を求められた高齢者世帯、心身障害者世帯、ひとり親世帯が市内に転居した場合、住宅家賃の差額と転居費用を助成します。 | 市営住宅課 |
| 高齢者民間賃貸住宅あっせん制度 | 本市と一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部が共同で、住宅に困窮する65歳以上の高齢者の方々に対して民間賃貸住宅のあっせんを行います。 | 市営住宅課 |
| 住宅改修費の助成 | 一定の条件を満たした高齢者の身体状況に対応した住宅改修に要する費用に対し、助成金を交付します。 | 介護福祉課 |
| あんしん住宅推進事業 | バリアフリー化、防災性の向上等、住宅の良質化に資する改修工事を、市内の施工業者を利用して行う場合に、その経費の一部を助成します。 | 住環境整備課 |
| 住宅リフォーム相談 | 相談窓口を開設し、住宅リフォームの専門的な知識と経験のある増改築相談員・マンションリフォームマネジャーで構成される「市川住宅リフォーム相談協議会」の会員の方々が、適切なアドバイスを行います。 | 住環境整備課 |
| 特別養護老人ホーム等の福祉施設の確保 | 自宅で住み続けることが困難となった高齢者が安心して生活できるよう、特別養護老人ホームや介護付き有料老人ホーム、認知症高齢者グループホームなど、住まいに代わる施設を計画的に整備していくとともに、低所得の高齢者にも配慮した施設の整備の推進に努めます。 | 福祉政策課 |

～ 高齢者向けの住まいの例 ～



(2) 安全・安心対策事業の推進【主要施策】

防災・防犯意識の高揚と啓発に努めるとともに、避難行動要支援者対策事業については、避難行動要支援者名簿の作成・更新や、地域団体、福祉関係者等が連携して制度を周知、普及し、地域が主体となった支援体制の整備を推進します。

また、高齢者の交通安全に対する意識を高めるよう交通安全教育や啓発活動の充実を図ります。

| 避難行動要支援者対策事業 | | 重点事業 | 進行管理 |
|--|--|------|------|
| <p>災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。</p> <p>また、平成30年4月の制度改革実施により、「地域全体で助け合う『共助意識』」、「支援を受けるため自ら地域とつながりを持つ『自助意識』」の向上を推進し、「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援者等関係者へ提供する体制整備をします。また、平時における地域のつながりを促進します。</p> <p style="text-align: right;">(地域支えあい課・介護福祉課・障害者支援課)</p> | | | |

| 事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|-----------------|---|-------|
| 【新規事業】 福祉避難所 | 災害発生時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方の生活環境が確保されるよう、円滑な利用の確保等の体制整備に努めます。 | 福祉部 |
| 家具転倒防止器具等の取付費補助 | 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯等のうち市民税非課税世帯を対象として、震災時に家具等の転倒を防止するための、器具等の取り付け費用の一部を補助します。 | 介護福祉課 |
| 住宅用火災警報器の設置 | 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯のうち市民税非課税世帯を対象として、安心して日常生活を過ごすことができるよう、火災予防対策としての警報器を設置します。 | 介護福祉課 |
| 防犯対策事業 | 防犯講演会の開催や各自治会への自主防犯物品の供与等により、市民の自主防犯意識の高揚を図るとともに、市・市民・各種団体との協働による犯罪に強い防犯まちづくりの実現を目指します。 | 市民安全課 |
| 青色防犯パトロール推進事業 | 青色防犯パトロールを実施し、犯罪発生の抑止と防犯意識の向上、体感治安の向上を図り、安全で安心して暮らせる防犯まちづくりの実現を目指します。 | 市民安全課 |
| 街頭防犯カメラ維持管理事業 | 市民の安全を確保するため、街頭に設置した防犯カメラの維持管理を行い、街頭犯罪の防止と市民の体感治安の改善を目指します。 | 市民安全課 |
| 防犯灯設置費等補助金 | 市民が安心して暮らせるまちづくりのため、自治会等が設置し、維持管理する防犯灯の整備促進を図ります。 | 地域振興課 |
| 交通安全啓発事業 | 高齢者クラブでの交通安全教室などを通じて、交通安全の啓発を図ります。 | 交通計画課 |

(3) 健康・医療・福祉のまちづくり

引き続き、公共施設のバリアフリー化を推進し、福祉の観点から施設の点検・整備を行うとともに、新たな施設整備については、ユニバーサルデザインの適用に努めるとともに、歩行空間、公共交通ネットワークの充実を図ります。

| 事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|--------------------|---|-------|
| 交通バリアフリーの推進 | 高齢者、障害者などの移動等の円滑化を促進するため、段差解消等のバリアフリー化が未整備である鉄道駅施設を対象として、鉄道事業者に補助金を交付し、整備を図ります。 | 交通計画課 |
| 人にやさしい道づくり重点地区整備事業 | 市川市交通バリアフリー基本構想に基づき、主要駅周辺の半径500m以内を重点整備地区とし、歩道の段差解消、平坦性の確保等のバリアフリー化を進めます。 | 道路建設課 |

※ 国の方針が確定していないことから、「介護保険の費用負担の概要」、「介護保険サービス見込み量と介護保険料」等は、今後の国の方針が確定し次第掲載することを予定しています。

1 計画の進行管理

本計画から、2025年に向け、各重点事業を実施することにより生じるアウトカム（成果）を意識した事業運営、事業等の評価分析に基づく施策の見直し・改善を目的として、「主要施策・指標マップ（P. 99～100参照）」を作成し、進行管理の方法を見直しました。

（1）アクティビティ（主要施策及び重点事業）の評価指標等の設定

本計画の各基本目標を達成し、基本理念を実現するための本市の取組みについて進行管理をし、その取組結果を評価するために、各主要施策に位置付けた重点事業に、計画期間内の評価指標とその年度目標を設定しています。（P. 101～102参照）

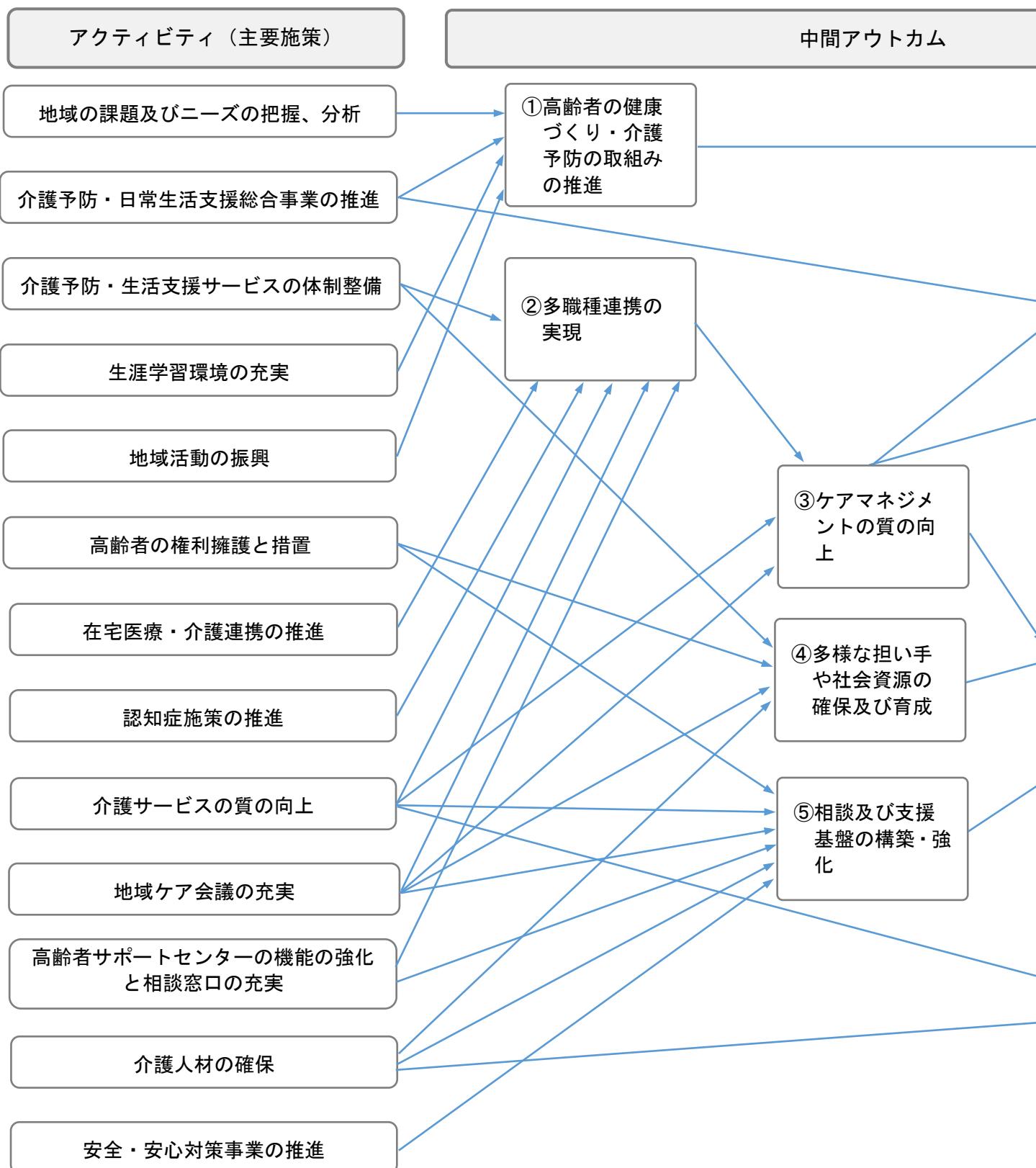
（2）アクティビティ（主要施策及び重点事業）の評価

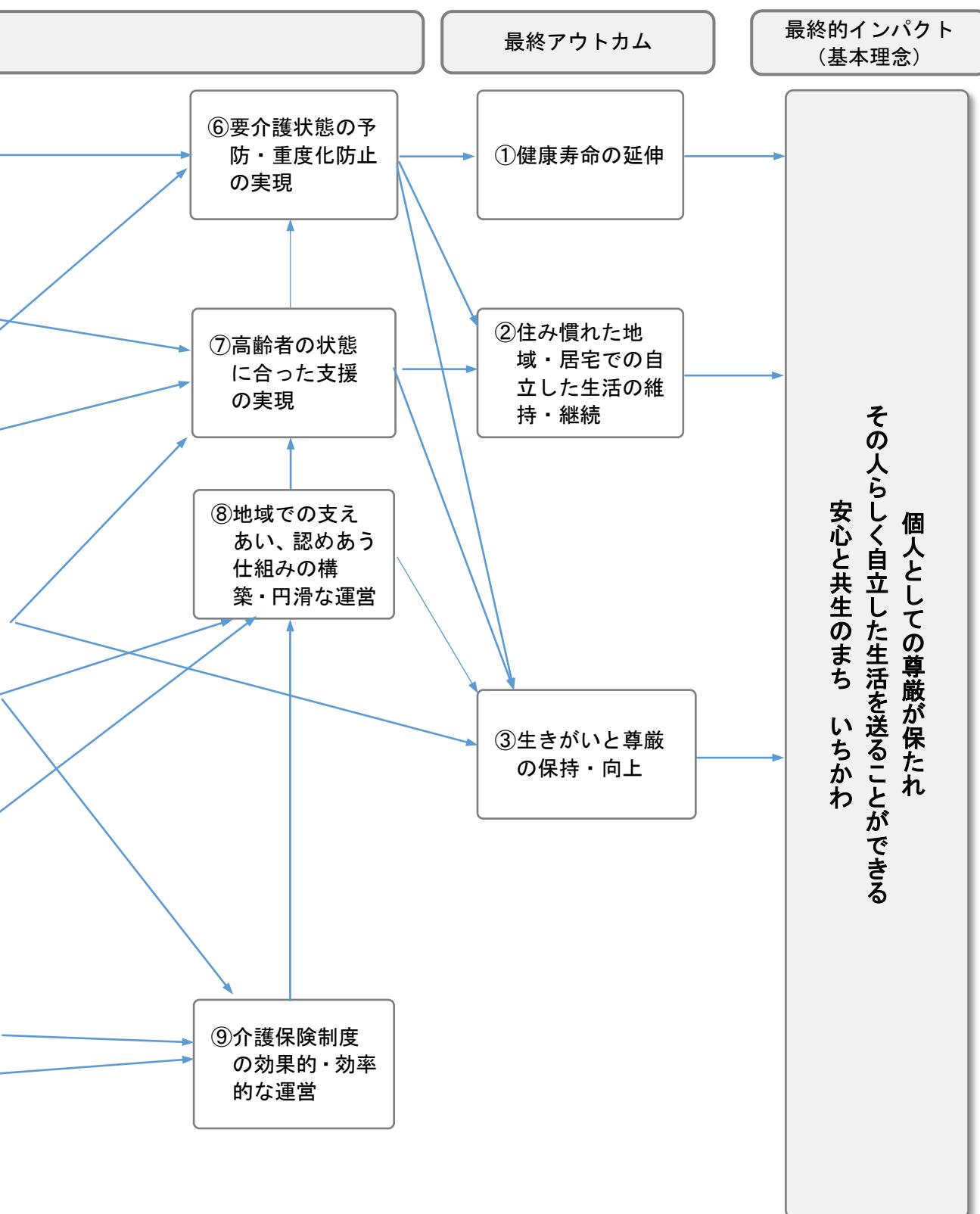
本計画の進行管理として、毎年度、アクティビティ（主要施策及び重点事業）ごとに進捗状況の確認と評価分析を行い、課題の抽出を行います。また、その結果について、市公式Webサイトにおいて公表します。

（3）施策の見直し・改善

評価分析結果に基づき、施策の見直し・改善を行います。

2 主要施策・指標マップ





3 アクティビティ（主要施策及び重点事業）

| 主要施策 | アクティビティ | 重点事業 |
|-------------------------------------|---------|--|
| 地域の課題及びニーズの把握、分析（P. 56～57） | | 地域包括ケアシステム推進委員会の運営 地区推進会議の運営 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業の推進（P. 58～61） | | 介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービスB 一般介護予防事業 地域介護予防活動支援事業 介護予防普及啓発事業 |
| 介護予防・生活支援サービスの体制整備（P. 62～63） | | 生活支援体制整備事業 協議体の設置及び運営 生活支援サポートー養成研修事業 |
| 生涯学習環境の充実（P. 65） | | 生きがい事業 |
| 地域活動の振興（P. 66） | | 老人福祉センター・老人いこいの家の活用 |
| 高齢者の権利擁護と措置（P. 72～74） | | 高齢者の権利擁護と措置 成年後見制度利用支援事業 高齢者虐待への対応 消費者被害の防止 |
| 在宅医療・介護連携の推進（P. 76～77） | | 在宅医療・介護連携推進事業 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応等の検討 在宅医療・介護連携に関する相談支援 医療・介護関係者の研修 地域住民への普及啓発 |
| 認知症施策の推進（P. 78～79） | | 認知症を理解するための啓発活動 認知症を医療・介護の連携で支えるための支援 認知症地域支援推進員の配置 認知症に関する相談 認知症の人や家族を地域で支えるための支援 認知症カフェの開催 認知症サポートーの養成・認知症サポートーステップアップ講座の開催 |
| 介護サービスの質の向上（P. 81～84） | | 介護給付等費用適正化事業 要介護認定の適正化（認定調査の体制強化） ケアマネジメント等の適正化（ケアプランの点検） ケアマネジメント等の適正化（住宅改修等の点検） サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化（縦覧点検） 介護相談員派遣事業 包括的・継続的なケア体制の構築 ・介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談 ・地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言 ・介護支援専門員への支援 ・地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用 |
| 地域ケア会議の充実（P. 85） | | 地域ケア会議の運営 |
| 高齢者サポートセンターの機能の強化と相談窓口の充実（P. 87～90） | | 高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）の機能の強化と相談窓口の充実 |
| 介護人材の確保（P. 91） | | 介護職員初任者研修費用助成事業 介護福祉士実務者研修費用助成事業 |
| 安全・安心対策事業の推進（P. 95） | | 避難行動要支援者対策事業 |

| 指標 | 平成 28 年度 (実績) | 平成 30 年度 (目標) | 平成 31 年度 (目標) | 平成 32 年度 (目標) |
|---|------------------|--------------------|------------------|------------------|
| 開催回数 | - | 2 回 | 2 回 | 3 回 |
| 開催回数 | 1 回 | 3 回 | 3 回 | 3 回 |
| 利用者数 | - | | | |
| 市川みんなで体操参加者数 | 189 人 | 550 人 | 700 人 | 850 人 |
| 市川みんなで体操拠点数 | 12 箇所 | 40 箇所 | 50 箇所 | 60 箇所 |
| いきいき介護予防教室参加者数 | 4,267 人 | 4,300 人 | 4,300 人 | 4,300 人 |
| 第 1 層協議体設置数 | - | 1 協議体 | 1 協議体 | 1 協議体 |
| 第 2 層協議体設置数 | 14 協議体 | 14 協議体 | 14 協議体 | 14 協議体 |
| 第 1 層協議体会議開催数 | - | 3 回 | 3 回 | 3 回 |
| 第 2 層協議体会議開催数 | 15 回 | 各 1 回 | 各 2 回 | 各 2 回 |
| ボランティア育成講座数 | - | | | |
| 長寿ふれあいフェスティバル参加人数 | 1,500 人 | 1,550 人 | 1,600 人 | 1,650 人 |
| 新規登録人数 | 400 人 | 400 人 | 400 人 | 400 人 |
| 成年後見制度に係る PR・啓発活動の実施回数 (研修開催数) | 8 回 | 10 回 | 10 回 | 10 回 |
| 高齢者虐待の相談対応件数 | 2,336 件 | 2,400 件 | 2,450 件 | 2,500 件 |
| 消費者被害防止研修開催回数 | 6 回 | 6 回 | 6 回 | 6 回 |
| 地区医師会等の医療関係団体との定期的な会議 (在宅医療・介護連携推進に関する会議開催回数) | 6 回 | 8 回 | 8 回 | 8 回 |
| 在宅医療・介護連携推進事業に関する高齢者サポートセンターとの協働の状況（退院支援件数） | 384 件 | 400 件 | 400 件 | 400 件 |
| 高齢者サポートセンターに対して行っている支援 (研修に参加している高齢者サポートセンター数) | 15 箇所 | 15 箇所 | 15 箇所 | 15 箇所 |
| 在宅医療を支える専門職の役割の周知 (住民対象の研修会、講演会開催回数) | 4 回 | 4 回 | 4 回 | 4 回 |
| 認知症に関する講演会や各種教室開催回数 | 1 回 | 1 回 | 1 回 | 1 回 |
| 高齢者サポートセンターへの配置数及び割合 | 15 箇所 100% | 15 箇所 100% | 15 箇所 100% | 15 箇所 100% |
| 高齢者サポートセンターでの認知症に関する相談件数 | 8,814 件 | 8,800 件 | 8,800 件 | 8,800 件 |
| 高齢者サポートセンターによる認知症カフェ開催支援数 | 15 箇所 | 22 箇所 | 23 箇所 | 24 箇所 |
| 認知症サポートセンター養成講座開催回数 | 58 回 | 60 回 | 60 回 | 60 回 |
| 市主催認定調査員研修受講者数 | 76 人 | 250 人 | 300 人 | 350 人 |
| ケアプラン点検数 | 48 件 | 54 件 | 58 件 | 62 件 |
| 住宅改修等点検数 | 7 件 | 10 件 | 10 件 | 10 件 |
| 総覧点検数 | 159 件 | 170 件 | 210 件 | 250 件 |
| 延べ派遣人数 | 556 人 | 670 人 | 760 人 | 860 人 |
| 受け入れ事業者数 | 20 事業者 | 26 事業者 | 30 事業者 | 34 事業者 |
| 介護支援専門員からの相談件数 | 1,944 件 | 2,000 件 | 2,150 件 | 2,300 件 |
| 市・高齢者サポートセンターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会開催回数 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | 12 回 |
| 地域ケア推進会議開催回数 | - | 3 回 | 3 回 | 3 回 |
| 地域ケア個別会議開催回数 | 28 回 | 35 回 | 37 回 | 37 回 |
| 地域の関係機関、関係者とのネットワーク会議への出席回数 | 925 回 | 930 回 | 935 回 | 940 回 |
| 助成人数 | 10 人 | 20 人 | 25 人 | 30 人 |
| 助成人数 | - | | | |
| 新制度施行後の名簿登録者数の増加率 (対平成 30 年度比) | - | 新制度施行年度 の名簿登録者数 | +3% | +5% |